

市民福祉委員会記録

○開催日時

平成29年3月9日 午前9時59分～午後5時

○開催場所

第2委員会室

○出席委員（7人）

委員長	福田 俊一郎	委員	杉 菌 道 朗
副委員長	森 満 晃	委員	井 上 勝 博
委員	新 原 春 二	委員	持 原 秀 行
委員	瀬 尾 和 敬		

○その他の議員

議員	今塩屋 裕 一	議員	成 川 幸太郎
議員	川 添 公 貴		

○説明のための出席者

市民福祉部長	春 田 修 一	障害・社会福祉課長	有 西 利 朗
市民課長	榊 順 一	主幹兼障害福祉グループ長	吉 永 義 郎
環境課長	内 田 泰 二	高齢・介護福祉課長	橋 口 浩 文
主幹兼生活環境グループ長	芹ヶ野 直 美	介護指導グループ長	北 原 光 治
川内クリーンセンター所長	原 暢 幸		
市民健康課長	檜 垣 淳 子	総務部長	田 代 健 一
主 幹	羽 田 美由紀	課長代理	佐 多 誠 一
保険年金課長	西 田 光 寛	収納課長	有 村 辰 也

○事務局職員

議事調査課長	道 場 益 男	議事グループ員	榎 並 淳 司
--------	---------	---------	---------

○審査事件等

審 査 事 件 等	所 管 課
議案第36号 平成29年度薩摩川内市一般会計予算 (所管事務調査)	環 境 課 川内クリーンセンター
議案第36号 平成29年度薩摩川内市一般会計予算 (所管事務調査)	市 民 課
議案第36号 平成29年度薩摩川内市一般会計予算 議案第47号 平成29年度薩摩川内市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計予算 (所管事務調査)	市 民 健 康 課
議案第36号 平成29年度薩摩川内市一般会計予算 議案第46号 平成29年度薩摩川内市国民健康保険事業特別会計予算 議案第49号 平成29年度薩摩川内市後期高齢者医療事業特別会計予算 (所管事務調査)	保 険 年 金 課 (市民健康課) (税 務 課) (収 納 課)
議案第30号 薩摩川内市隣保館条例の一部を改正する条例の制定について 議案第36号 平成29年度薩摩川内市一般会計予算 (所管事務調査)	障 害 ・ 社 会 福 祉 課
議案第31号 薩摩川内市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について 議案第36号 平成29年度薩摩川内市一般会計予算 議案第48号 平成29年度薩摩川内市介護保険事業特別会計予算 (所管事務調査)	高 齢 ・ 介 護 福 祉 課 (市民健康課)

△開 会

○委員長（福田俊一郎） それではただいまから市民福祉委員会を開会いたします。

おはようございます。本委員会は本日から2日間に当たり、お手元の配付の審査日程により審査を進めたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎） 御異議なしと認めます。よって審査日程によりそのように審査を進めます。

よって、環境課と川内クリーンセンターは同時に審査を行います。

ここで傍聴の取り扱いについて申し上げます。

現在のところ傍聴の申し出はありませんが、会議の途中で傍聴の申し出がある場合は委員長において随時許可いたします。

△環境課・川内クリーンセンターの審査

○委員長（福田俊一郎） それでは、環境課及び川内クリーンセンターの審査を行います。

△議案第36号 平成29年度薩摩川内市一般会計予算

○委員長（福田俊一郎） まず、議案第36号平成29年度薩摩川内市一般会計予算を議題といたします。

まず、部長に概要説明を求めます。

○市民福祉部長（春田修一） 皆さん、おはようございます。

今日から明日にかけて審査していただきますが、よろしく願いいたしたいと思っております。

まず、環境課、川内クリーンセンターの審査の前に、平成29年度の市民福祉の全体の概要という形で御説明をさせていただきたいと思っております。

今回議案として出しておりますのは、一般議案として2件でございますが、隣保館条例の一部改正と、介護保険条例の一部改正になります。

そのほか予算関係で、一般会計以下のほか以外の4特別会計合わせて5件でございます。

それと、本日提出させていただきました市民福祉委員会資料の種類についても、ちょっと御説明させていただきたいと思っておりますが、資料につきましては本編資料、別冊1と2の3種類を提出させていただいております。

別冊1は保険年金課の分でございます。別冊

2は高齢介護福祉課のそれぞれの所管する一般会計と特別会計の予算概要などの資料を作成、提出したところでございます。

今言いました二つのほか以外につきましては、本編資料で説明させていただくこととなりますので、よろしく願いいたします。

それでは、平成29年度当初予算の概要でございますが、先ほど言いました本編資料、市民福祉委員会資料をちょっとお聞きいただきたいと思っております。

開けて1ページでございます。これが市民福祉部全体の歳出関係の集計でございますが、下のほうの網かけをしてあります市民福祉部合計をごらんいただきたいと思っておりますが、一般会計では総額が222億9,368万5000円でございまして、一般会計総額に占める割合は41.4%となっております。

平成28年度予算と比較しますと、14億4,585万8,000円、6.9%の増という形になります。

国民健康保険特別会計のほか特別会計の4会計の合計は、右の方を見ていただきますと271億6,861万円でございまして、前年度対比の2億5,232万円、0.9%の増となったところでございます。

一般会計の前年度対比の14億4,585万8,000円の増のうち、特に平成29年度におきましては、川内クリーンセンターの管理費が約7億2,600万円。障害児の自立支援事業費が約1,500万円。保育所運営費が5億3,300万円。これらの事業で13億6,400万円が増となったところでございます。

減につきましては、地域医療対策費で7,800万円。臨時福祉給付金支給事業で1億2,400万円。児童福祉敷設整備費で、約1億7,500万円の減となったところでございます。

次に、開けていただきまして2ページから3ページでございますが、これにつきましては新規事業や拡充した事業を抜き出した一覧となっておりますので、私のほうの説明としましては、うぐいす色の平成29年度予算概要の中ではこれらを中心に御説明をさせていただければと思っております。

それでは、環境課、川内クリーンセンターの当

初予算の概要について御説明させていただきます。

うぐいす色の予算の概要で説明させていただきますので、46ページをお開きいただきたいと思っております。46ページでございます。

まず、環境課の分でございますが、一番最下段でございます。上甌島・下甌島クリーンセンター煙突解体工事業が新規に計上させていただいておりますが、現在平成25年7月から休止している敷設の未利用部分の煙突の老朽化が進んでいることから、その解体に伴う経費として6,000万円を計上させていただいたところでございます。

次に47ページをお開きいただきたいと思っております。川内クリーンセンターの分でございますが、上段の部分でございます。

川内クリーンセンター基幹的設備改良事業では、基幹的改良事業にかかります設計施工に合わせまして、維持管理運営を一本化し、民間事業者の持つノウハウや創意工夫を活用した管理運営を行う経費として、3億3,354万円と、同じく中段でございますが、長期稼働によります施設の老朽化に対応するため、国の交付金等を活用しながら、計画的な施設の大規模改修を実施し、施設の延命化を図る経費として、8億7,859万5,000円を、次に48ページ、次のページの上段でございますが、最終処分場再生事業では、平成27年度から当事業に取り組んでるところでございますが、平成29年度におきまして、1億4,944万8,000円を計上したところでございます。

以上が当初予算概要の説明でございますが、詳細につきましてはこの後、環境課長並びに川内クリーンセンター所長がそれぞれ御説明させていただきますと思っております。

○委員長（福田俊一郎） それでは引き続き当局に補足説明を求めます。

○環境課長（内田泰二） 改めてましておはようございます。環境課・クリーンセンターでございます。よろしくお願いたします。

それでは、議案第36号平成29年度薩摩川内市一般会計予算から説明させていただきます。

初めに歳出でございます。

予算調書の115ページをお開きください。

上段の3款5項1目事項は災害救助費です。ちなみに予算書のほうは81ページでございます。

これは、水害発生時の応援協定に基づく経費でございます。事業費は115万7,000円、バキューム車の借上料が主なものでございます。

同じく、115ページ下段の4款1項4目事項、狂犬病予防事業費です。予算書は83ページになります。

これは、狂犬病予防に係る経費で、事業費は116万2,000円、畜犬管理システム保守点検委託が主なものです。

次に、116ページをお開きください。上段の4款1項8目事項、環境総務一般管理費でございます。予算書は84ページになります。

これは、環境行政に係る経費で、事業費は1億1,668万1,000円で、職員給料以外では、衛生自治団体連合会運営補助金が主なものでございます。

同じく、116ページ下段の事項、環境保全対策費でございます。予算書は84ページです。

これは、環境保全対策に係る経費で、事業費は479万5,000円でございます。蘭傘田池環境調査業務委託等が主なものでございます。

次に、117ページをお開きください。

事項、地球温暖化対策費でございます。予算書は85ページになります。

これは、地球温暖化対策に係る経費で、事業費は97万2,000円、エネルギー管理システム使用料でございます。

同じく下段の花いっぱいまちづくり推進事業費でございます。予算書は同じく85ページでございます。

これは、花いっぱいまちづくり推進事業に係る経費で、事業費は617万3,000円。快適環境づくり補助金が主なものでございます。

次に、118ページをお開きください。9目事項、公害対策費でございます。予算書は85ページになります。

これは、公害対策に係る経費で、事業費は1,170万1,000円、環境調査等業務委託が主なものでございます。

同じく下段の10目事項、市営墓地管理費でございます。予算書は同じく85ページでございます。

これは、市営墓地の維持管理に係る経費で、事業費は262万5,000円、川内・入来市営墓地

等管理代行委託が主なものでございます。

次に、119ページをお開きください。事項、葬斎場管理費でございます。予算書は85ページでございます。

これは、葬斎場の維持管理に係る経費で、事業費は5,270万6,000円でございます。川内葬斎場やすらぎ苑等管理代行委託が主なものでございます。

同じく、119ページ下段の2項1目事項は清掃総務一般管理費でございます。予算書は86ページになります。

これは、廃棄物対策に係る経費で、事業費は81万1,000円、川内汚泥再生処理センター対策委員会運営補助金が主なものでございます。

次に、120ページをお開きください。5目事項、不法投棄対策費でございます。予算書は86ページになります。

これは、不法投棄対策に係る経費で、事業費は37万円でございます。不法投棄物処理手数料などでございます。

同じく、120ページ下段の事項、環境美化推進事業費です。予算書は86ページです。

これは、環境美化推進に係る経費で、事業費は475万8,000円、環境美化推進員謝金が主なものでございます。

次に、121ページをお開きください。事項、一般廃棄物処理費です。予算書は86ページになります。

これは、一般廃棄物の処理に係る経費で、事業費は333万1,000円でございます。公設ステーション管理業務委託が主なものでございます。

同じく下段の事項、資源ごみ分別推進事業費です。予算書は86ページです。

これは、資源ごみ分別推進事業に係る経費で、事業費は3,414万6,000円でございます。地区ごみ分別報償金等とごみ減量再資源化補助金が主なものでございます。

次に、122ページをお開きください。事項、甌島クリーンセンター管理費です。予算書は87ページになります。

これは、甌島地域クリーンセンターの維持管理に係る経費で、事業費は6,229万4,000円、上甌島・下甌島クリーンセンター煙突解体工事が主なものでございます。

同じく下段の事項、最終処分場管理費です。予算書は87ページになります。

これは、最終処分場の維持管理に係る経費で、事業費は1,076万5,000円、木場茶屋最終処分場汚水処理施設維持管理業務委託等が主なものでございます。

次に、123ページをお開きください。6目事項、上甌投入施設管理費です。予算書は87ページになります。

これは、上甌し尿投入施設の維持管理に係る経費で、事業費は832万9,000円、し尿処理棟1号ポンプ等修繕が主なものです。

同じく下段の下甌環境センター管理費でございます。予算書は87ページです。

これは、下甌環境センターの維持管理に係る経費で、事業費は2,362万4,000円、浄化槽汚泥及びし尿運搬業務委託等が主なものでございます。

次に、124ページをお開きください。事項、汚泥再生処理センター施設管理費でございます。予算書は87ページです。

これは、同施設の維持管理に係る経費で、事業費は4億889万9,000円でございます。同施設の維持管理運営委託等が主なものでございます。

同じく下段の9款1項6目事項、災害予防応援対策費でございます。予算書は112ページです。

これは、共同墓地の特別災害復旧補助に係る経費で、事業費は200万円でございます。

次に、125ページをお開きください。11款4項1目事項、現年公用・公共施設災害復旧事業費でございます。予算書は131ページになります。

これは、風水害による廃棄物処理施設の災害復旧に係る経費で、事業費は200万円でございます。

続きまして、歳入について説明いたします。

同じく予算調書の25ページをお開きください。

14款1項3目使用料の衛生使用料は、予算額1,017万8,000円で、葬斎場使用料など8件でございます。

予算書は35ページになります。

同じく、25ページ下段の下のほうで2項3目手数料の衛生手数料は、予算額2,489万2,000円で、廃棄物処理手数料など8件でございます。予算書は36ページになります。

次に、26ページをお開きください。

中段の16款2項3目県補助金の衛生費補助金は、予算額27万6,000円で、保健衛生費補助金のウミガメ保護監視員設置費補助金でございます。予算書は42ページになります。

次の、3項3目県委託金の衛生費委託金は、予算額15万5,000円で、保健衛生費委託金の権限移譲事務委託金でございます。予算書は44ページになります。

次の、17款1項1目財産運用収入の財産貸付収入は、予算額3万3,000円で、土地建物貸付収入の貸地料でございます。予算書は45ページでございます。

次の、2項2目財産売払収入の物品売払収入は、予算額2,167万円で、物品売払収入の資源ごみ売払収入など2件でございます。予算書は46ページでございます。

次の、21款5項4目雑入は102万9,000円で、火葬料実費徴収金などの7件でございます。予算書は56ページになります。

以上で環境課分の当初予算でございます。よろしく御願いいたします。

○委員長（福田俊一郎） 続きまして、川内クリーンセンター所長、説明を求めます。

○川内クリーンセンター所長（原 暢幸） 改めまして、おはようございます。引き続き、川内クリーンセンター分の平成29年度当初予算について御説明いたします。

まず、歳出について御説明いたしますので、予算調書の126ページをお開きください。

予算書、予算に関する説明書は86ページから87ページになりますので、合わせて御確認いただきたいと思っております。

それでは予算調書126ページ上段、4款2項5目事項、一般廃棄物処理費、一般廃棄物の収集運搬に係る経費の事業費、3億4,042万4,000円は、市内全域からの家庭から排出されるごみの収集運搬及び両甕島クリーンセンターからの可燃ごみ島外搬出等に係る業務委託料でございます。

次は同ページ下段、4款2項5目事項、川内クリーンセンター管理費、川内クリーンセンターの管理運営及び維持・整備に係る経費の事業費、12億4,150万円は、一般職員2名分の人件費、

それから川内クリーンセンターの管理運営業務等の委託料、基幹的設備改良の工事請負費、川内クリーンセンター対策委員会運営補助金が主なものでございます。

次に、127ページになります。4款2項5目事項、最終処分場管理費、川内クリーンセンター最終処分場の管理に係る経費の事業費、2億1,857万9,000円は、川内クリーンセンター最終処分場の延命、再生事業に係る現年発生分の焼却灰等、及び埋め立て廃棄物の外部処分等の委託料が主なものです。

続きまして、歳入について御説明いたします。

予算調書の27ページをお開きください。主なものを御説明させていただきます。

上から2段目、14款2項3目手数料の衛生手数料、予算額3,877万5,000円、節衛生手数料は、廃棄物処分手数料で、クリーンセンターへ直接搬入されるごみの処分手数料でございます。予算書は36ページになります。

次に、15款2項3目国庫補助金の衛生費補助金、予算額2億2,418万9,000円、節清掃費補助金は、川内クリーンセンター基幹的設備改良事業に係る循環型社会形成推進交付金でございます。予算書は38ページになります。

次に、17款2項2目財産売払収入の物品売払収入、予算額704万円は節物品売払収入は、資源ごみ売払収入で、クリーンセンターに搬入された廃棄物のうち、鉄・アルミ・紙など、有価物として売却できる資源ごみの売払収入です。予算書は46ページになります。

次に、21款5項4目雑入の雑入予算額488万8,000円、節雑入は、委託先の日本容器包装リサイクル協会からの処理経費の余剰金として市町村に配分されますペットボトル等の有償入札拠出金が主なものでございます。予算書は56ページになります。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますよう、お願いいたします。

○委員長（福田俊一郎） 当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。

御質疑願います。

○委員（杉藺道朗） いずれも説明があったかもしれませんが、このクリーンセンターの関係で、焼却灰、燃残渣、それから埋め立て廃棄物を量と

して処理をします。

平成29年度内の処理の見込み、容量といいたいでしょうか、どの程度を予想されているのか、ちょっと教えていただけますか。

○川内クリーンセンター所長（原 暢幸）平成29年度につきましては、現年発生するものにつきましては、約3,700トン。それから埋め立て廃棄物につきましては、平成28年度少し量をふやしまして7,200トンほどをめでに排出したいというふうに考えてございます。以上です。

○委員（杉菌道朗）確認ですけど、ここに総体事業費を書いてありますから、どのあたりの処理量とか、そこあたりを少し、経過があつてなかなか明確にはできないような感じのことですけど、そこは聞きませんが、そのことによってしっかりとまた延命化が図られていくというふうには理解をしますし、ある一方ではとにかく搬入量をおさえるというのも要するにいわゆる一般家庭のそういう廃棄物といいたいでしょうか、燃えるごみも含めて、その取り組みを両方でやっていかないと、また、ふえだしても当然入ってくる部分、そこらあたりやっばりお互いに行けるところはやっていったほうがベターかなと思いますので、そこらあたりまた啓発も、家庭ごみを減らしましょうといういろいろやってらっしゃいますけども、実質的にはなかなか減らない部分もあるし、生ごみに関しては堆肥化とかいろいろやってらっしゃいますけども、統計的な数字を見る中においては、一定の効果があるにしても、そこあたりもまた縮めていただければなと思うところでございますので、そこあたりを対応よろしくお願ひしたいと思いますが、何かあれば。

○委員（持原秀行）今ののに関連して、廃棄物の関係で、全国的にみると生ごみの堆肥化、肥料化について取り組みがなされておるところが出てきまして、大分焼却するのが、量が減ってきてるというようなことが、ちょっと情報で流れてるんですが、この大々的にこういった取り組みとしては本市は取り組まれる予定はないのか、取り組むためのメリットとかデメリットとか、そういうところがあればちょっとお示ししていただきたいんですが。

○環境課長（内田泰二）それでは先ほどの杉菌委員と持原委員、同じ関連ですのでまとめて回答

させていただきます。

まず初めに生ごみの堆肥化の関係でございます。

先日も南日本新聞のほうに日置市の状況等が載っておりました。本市としましては、堆肥化というのをすぐに導入ということはちょっと今考えていないんですが、その理由といたしまして、まず川内クリーンセンターは先ほども説明ありましたが、今回、基幹的設備改良事業を行いまして、工事だけで24億3,000万円。あとの委託料まで入れると、100億円を超える金額となっております。

そういったことから、生ごみの堆肥化よりも、水切りの徹底、重量を落とす、それとリサイクルの推進、燃えるごみでプラスチック類が相当量まだ入ってきている状況ですので、そこらあたりを徹底していただいいていこうかなというふうに考えております。

生ごみの堆肥化をする市町村、各地、今、勉強させていただいたんですけども、市民の方にお手数をかける部分というのも相当出てくるようなふうで聞いております。完全に生ごみだけが出ればいいんですけども、中にはそれ以外のもの、プラスチックがまじったり、竹がまじったりとか、そういうものが入ってきますと、またそこあたりを改善するのに予算をかけないといけないとか、そういうのも聞いておりますので、当面は先ほど言いましたように、堆肥化はやらないというか、状況を見ながらではございますけれども、当面は基幹改良もありまして、結構な予算を使わせていただきますので、しばらくは状況を見ていきたいと考えております。以上です。

○委員長（福田俊一郎）では、ほかにありませんでしょうか。

○委員（瀬尾和敬）細かいことなんですが、この蘭牟田池の環境保全に係る、4款1項8目ですかね、かつて濁水になって、ベッコウトンボの存在が危ぶまれたこともあったんですけど、ビオトープをつくったりしながら、ベッコウトンボに努力されてるわけですが、ちなみに昨年はどれくらいベッコウトンボどもが出現したか、統計ありますか。

○環境課長（内田泰二）頭数的には3,500頭くらい。その1年前も同数くらい出ておまして、濁水期には四、五十頭まで落ちまし

たので、大分復活はしてきております。

それと先ほど言われましたビオトープのほうでも羽化が確認されておりますので、今後、濁水等がきてもある程度は大丈夫かなというふうには考えております。以上です。

○委員（瀬尾和敬）間もなく出現するんですよ。そうするとゴールデンウィークのあたりまでですかね。そこでずっと毎日のように観察されてる方がいらっしゃるんですが、その人たちの分もこの予算の中に入ってるということでもいいんですかね。

○市民福祉部長（春田修一）頭数を数えていらっしゃる方は環境省の委託業務で行っております。

○委員（瀬尾和敬）それでわかりました。あと外来魚の回収というふうに書いてあるんですけど、これは外来魚の釣った回収ボックスに入れる。それを処理する分の予算なんですか。それとも大々的にあそこの外来魚を駆逐するぞというようなそういうはまりがあるやつなんですか。

○環境課長（内田泰二）回収ボックスを設置してありますので、それにかけた分をとっていただく経費でございます。

また、指定管理者で小園建設さんが自分たちで釣られた魚を10円で買い取るというような、さおを借りた方から入館者の方から、お金を出して入館していただいた方にさおを貸してあげて、その方たちが釣った魚はまた小園建設さんが1匹10円で買うというような取り組みも、これはまた別でされております。

○委員（瀬尾和敬）どうでもいいことなんですけど、あれは濁水のときに外来魚を撲滅する最大のチャンスだというふうに考えていたこともあったんですけど、あれだけたぷり水があると、外来魚どうのこうのしても、もう釣ることくらいしかできないわけで、ある程度釣っても、どのくらい年間、外来魚、ボックスに入ってるかわかりませんが、釣ってもふえる量のほうが多いんじゃないでしょうかね。どんなもんですかね。どのくらい大体年間入るものですか。

○環境課長（内田泰二）数字はまたあとでお示ししますけれども、以前からすると釣る以外にも網をかけたり、そういう部分もされてますので、全体的には落ちてきているんじゃないかなとは考えております。平成27年度で9,262匹ですね。

平成26年が9,868匹、平成25年が6,438匹、その前が、平成24年が1万1,652匹となっております。全体的に見ると形が小さくなってきているような、私個人的な見ると、昔はまだ大きなのが釣れてたという話も聞いてますけど、全体的に小さくなった。

○委員（瀬尾和敬）ももとはあそこに白鳥もよそから持ち込んだやつで、ただ白鳥のおかげで自然に飛来してきた野鴨が駆逐されたりした時期もあったんですけど、最近は野鴨は随分威勢を取り戻してきまして、白鳥よりも少し威張ってるんですね。あそこにはそうやっていろんな歴史的なものがありますし、こうやって予算を組んでやったものですから、うれしくなってちょっと質問させていただきました。これからも藺傘田池に格段のお知恵を出していただいて、環境保全のために頑張ってください。

○委員（井上勝博）先ほどの議論の中で、堆肥については、これは今考えられないと。将来的に考えないというわけじゃないということなんですけれども、ただ減量化、生ごみを燃やさないことによって、燃やすごみがかなり減るということ自体は、非常にこれからのことを考えて、長期的にも考えても大事なことだと思うんですよ。

やっぱり私のところを言うと、やっぱり生ごみは面倒くさいものですから、どんどん捨てるんですよ。言うんだけれども、ぴんとこんわけですよ。これだけコストがかかっているんだよと。100億円とか、今言ったように20何億円とか、やっぱり維持するのに相当なお金がかかっているんだよということを言っても余りぴんとこない。それよりもどんどん捨てていったほうが楽だということ、私も家庭の事情を恥さらしで申しわけないんですけど、やっぱりそれが一般的にはそうですよね、楽なほうへ、楽なほうへということで、やっぱり他市は堆肥を出すことによって、例えば、資源ごみと同じように、資源ごみを回収した事業者によってそれがお金になって返ってくると、コミュニティに返ってくるとかいうふうに、やっぱり生ごみもそうできるんじゃないんですか。どうなんですか。

○環境課長（内田泰二）生ごみの関係では、日置市の例でいいますと、日置市は生ごみを集めたのを堆肥化されて、それを市民に無償で配ってら

っしゃるっていうのは聞いております。

○委員（井上勝博） やっぱりそういうふうには堆肥となったものが各家庭に配られたりとかっていうことで、生ごみがやっぱりまた役に立ってるんだっていうことで、生ごみを出すことが喜びになったりということになって、その中でやっぱり、その中にビニールが入ってるよとか、そういうものは除いてくださいよとかっていう注意をされれば、市民もそういうふうには邪魔にならないようにとか、生ごみがちゃんと対価できるようにとかいう協力もしていくんじゃないかなと思うんですよ。

だから、やっぱりおくれをとってる感じですよ。生ごみの堆肥化はどんどん進んでるわけで、今お金係るから難しいというのではなくて、本当に将来的に燃やすごみを減らすということではないと、CO₂問題も出てくるわけですから、私は前向きに、もっと前向きに堆肥化は検討されていくべきなんじゃないかなと思います。

○市民福祉部長（春田修一） 生ごみの堆肥化については、委員の方おっしゃいますように、非常に重要なことだろうと思っておりまして、先ほど課長が言ったように、生ごみの減量化ということで、周知広報を図ってるところでございます。

おかげさまで年4回クリーンセンターのほうでピックアップという形で、ごみの資質等を調べてるんですが、その中では幸いなことに生ごみの量というのはだんだん減ってきてるところがございます。市民の方々の意識もかなり高くなってきてるのかなということ、うれしく感じてるるところでございます。

ただ、生ごみの部類になりますと、先ほど日置市の例を課長のほうで話をさせていただきましたが、日置市の場合でも堆肥化する業者というんですかね、民間業者がいらっやいまして、その方とタイアップしながらやっていると。そして平成28年度に衛自連の方でも、県外のほうの分に研修に行かれております。

その中でも、そこは生ごみを出される方が、負担金みたいな形で、改修負担金を業者さんのほうに出されて、その中でされているというようなこと等で、まず、本市の場合は、堆肥化していただく事業者さんが今のところないと。それを仮に市のほうですとした場合に、かなりの投資が必要

だと。それに併せまして、出す方の家庭からの負担をどうするのか、いろんな問題があるようでございます。

先ほど、日置市の場合は事業者さんがいらっしゃるので、それを堆肥化して販売するために奨励金みたいな形が出てきてるんですが、片方、県外のほうでは、その施設の維持管理に設備投資をするために各家庭から負担金を取るというような実態もあるようでございますので、今後、基幹的改良事業のほうを、今かなり金額を入れてしておりますので、また再生事業のほうも同時並行のような形でやっておりますので、市内というわけではございませんが、他市のそういう情報収集も、今現在しておりますので、どれが一番ベターなのかということも含めまして検討させていただければと思います。

また、一方では、鹿児島市が昨年度、ごみの有料化という問題を出したんですが、まずはごみの減量を図るべきだというような審査会の、委員会の審議会の意見もあって断念といいますか、したような状況がございますので、処理するための経費、そういう部分もどうあるべきかということも含めて大きな課題だろうと思いますので、今後、研究をしながら前向きな形で進めていきたいというふうには考えております。

○委員（新原春二） まず一つは、4款1項9目ですね、公害関係について、環境調査等の業務委託に1,000万ふえてますよね。この調査はどういう委託をされ、どういう調査をされて、誰が行っていらっしゃるのか。ただ、平成28年度もおそらくあったと思うんですけども、これに基づいて環境の問題で、何か問題があった事例があったのか、1件お願いします。

もう一つは、4款2項5目一般廃棄物処理費について、これ、毎年話が出るんですが、公設ステーションの管理業務委託が168万出てますね。これは公設についてはどういうものなのか、全市のには何カ所ぐらいあって、どのような処理をされているのか。1件お願いします。

それから、3点目は、上甕島・下甕島のクリーンセンターの煙突解体事業が6,000万、新規事業で組まれてますが、この2カ所のクリーンセンターの現状は、もちろん今ストックヤードに使ってらっしゃる部分もあるんですが、あと釜だとか、

今回煙突を処理をされるということで、釜だとか、そこら辺の施設のあり方についてどういう処理をされていくのか。今後どのような建屋を含めてどのような処理がされていくのか、その辺がわかったら教えてください。

それから、煙突を2本解体するのに6,000万、ちょっと多いような気がするんですが、これは今からまた入札をされていくんでしょうけども、この辺の6,000万の積算根拠はどうなっているのか。そこら辺を教えてください。

○環境課長（内田泰二） まず、1点目の環境調査等業務委託でございます。これは毎年実施しております振動、騒音、大気、それは毎年実施しております。それにあわせて、今回は騒音、振動の規制区域改定基礎調査というのを実施いたします。

これは、平成18年の4月に権限委譲で県から市に来た業務でございますけれども、その後、見直しをしていなかった部分がございます、その分を今回調査をさせていただいた上で、再度見直しをするという、規制をかけるかかけないか、そういったところの調査でございます。その分が平成29年度は合計で1,100万と若干ふえております。

それと公設ステーションでございますけれども、これは、業務自体はシルバー人材センターの方に委託しております、現在、旧川内市に3カ所、これは宮崎の新幹線の高架の下に1カ所、それとJR川内駅の平佐、マンションが2棟建っておりますけれども、そのコンビニの近くに1カ所、それと川北がもとの給食センターがございました新幹線の高架下になりますけれども、そこに1カ所、それと、あと各4支所ございます。本土が4支所ございますけども、そこにそれぞれ1カ所ずつの合計7カ所がございます。

それと、煙突の解体工事でございます。6,000万、現在要求してございますが、本年度解体に伴う基礎調査の調査を業務委託で実施しております、その中で出していただいた数字でございます。

まず、施設といたしましては甌島に上に、もとの焼却施設が1カ所、下に鹿島と下甌に1カ所、合計3カ所ございます。今回は、上甌と下甌の煙突の解体でございますが、メインは鹿島のもとの焼却施設、これがもう、現在、全く使っておりま

せん。ステーションにも仮置き場にもなってませんので、こちらのほうが、大体どの程度係るかということで調査自体を始めたんでございますが、その前に、上甌と下甌の焼却施設については、今もストックヤードとして使っておりますし、一般の方もごみの搬入をされることもございまして、煙突ができ上がったのが平成4年と平成元年でございまして、もう30年近くたっておるわけでございますけれども、そこらあたりで亀裂やら入って、もし地震等があった場合は危ないということで、今回煙突の部分だけを倒そうということで考えております。高さ的にはどちらも25メートル程度ございまして、建屋の横から煙突が出ておりますので、当面は建屋の高さから上に上がっている分、一番倒れる危険性の高いところの部分解体しようと考えております。

それと、この費用の中には、旧ダイオキシンの関係で、ダイオキシンが発生して、昔は、今は完全に処理をしておりますけれども、ダイオキシン等の回収もしないといけないんじゃないかといった、そこらあたりの経費も含まれております。

それと、あと炉の関係でございますが、今のところストックヤードとして使っておるだけで、今後使う見込みはございませんので、行く行くは、また解体をすることになるかと思っております。以上でございます。

○委員（新原春二） 状況はわかりました。今、環境の調査をされて、その調査についてどこに報告をされて、問題点はなかったのか。そこら辺のいきさつがないと、まず、調査をしてそれで終わりというのではなくて、環境課で調査されている、この調査によって問題点があったら、なかったら、もうそれでもいいんですけど、調査されたんだったらそういうものについて、ちょっと御報告をしてください。

それから、ストックヤードについてはよくわかりました。自治会に入ってもらってる皆さんが公設の関係については自治会に入ってもらってる皆さんが放棄をすればいけないのでと公設されているわけですね。それについては了解しました。

それから、ごみステーションの関係は、まあ、煙突の関係、了解します。ちょっと高いなあという感じもしますけども。ただ、あとは炉の関係も

含めて、もう使わないのであれば、長期的な計画を立ててしないといけない、行き当たりばったりで処理しよつたらできないので、どうせ処分しなければいけないものなので、長期的には、やっぱり展望や計画を立てて具体的にしていってほしいんじゃないかと思っておりますので、そこら辺の検討を、またお願いします。以上です。

○環境課長（内田泰二）環境調査の関係でございます。調べた数値等につきましては、薩摩川内市の環境ということで冊子をつくっております、また、それはホームページのほうにも閲覧できるようにしてあります。

調査自体では、基準値を大幅に超えるというような結果は出てはおりませんが、工事等とかマンションの建設とかいろんな個々のケースの中で音がうるさいとか、そういう市民の方からの問い合わせ等ございましたら、環境課と、あと建築主さんと協議させていただいて、その市民の申し出のあった方には適切に対応はさせていただいております。以上です。

○市民福祉部長（春田修一）使わなくなった焼却施設の長期的な計画をということですが、それはもうおっしゃるとおりだと思っております。そのようなことで、本年度、平成28年度に鹿島のクリーンセンター、全く使っていないところがございますので、そのクリーンセンターを解体したときに、どういう、法令等に基づいてどういう処理をしないといけないのか。そうした場合に、どれほど経費に係るのかというのを調査を今しております。

それで、煙突でも6,000万ということで非常に私どももびっくりするぐらいの額だったので、ダイオキシンとか、過去の基準の中でつくっている、また残っている部分があるかと思っておりますので、そのあたりが、例えば鹿島でどのぐらい係るのかという概算を見ながら、次の上甌、下甌というような形でしていきたいという思いがございまして、まずは、平成28年度実施しました鹿島のちょっと状況を見ながら、次の調査を入れて、年次の形でどういうふうに組めるか、また財政とも協議をしながら進めていければというふうには考えております。以上でございます。

○委員長（福田俊一郎）予算に関する質疑、ほかにございませぬか。

○委員（瀬尾和敬）9款1項6目共同墓地特別災害復旧補助金とあります。これは一般に民間で使っている墓地のことですか。すると、どういう災害に適用されるわけですか。

○環境課長（内田泰二）今、お話があったとおり、民間さんが、市営墓地以外の民間の方、5基以上の墓地等で水害、大雨とかで窪んだとか崖が崩れたとか、そういう場合に工事費の約半分ぐらいを補助する制度でございます。年に数件、あるかないか。

○委員（瀬尾和敬）そういう場合は、申請して2分の1上限、金額の上限というのはいないですかね。

○環境課長（内田泰二）上限200万円でございます。

○委員（瀬尾和敬）ということは、自分たちも200万円用意すれば400万円の工事ができるということですか。

ちなみに、先般、昨年の雨が、水害ということになると思うんですけど、段差があったところが崩れて、墓地の、崩れてしまった問題とか、あと水道管が破裂をして、修理をしたり、もちろんしなきゃならないんですけど、そういうのも適用できるということですか。

○環境課長（内田泰二）水道管はちょっと対象にはならないかと思うんですけども、下限が10万円未満、対象にならないとなっておりますので。あと、法面に窪みができたとか、そこらあたりは、また言っていただければ担当を出しまして、現地見て該当するかしないかとか、個別に判断させていただきたいと思っております。

○委員長（福田俊一郎）ほかにございませぬでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（福田俊一郎）それでは、ここで質疑は尽きたと認めます。

ここで本案の審査を一時中止いたします。

△所管事務調査

○委員長（福田俊一郎）次に、所管事務調査を行います。

当局の説明を求めます。

○環境課長（内田泰二）それでは、所管事務調査のほうを説明させていただきます。

今回、資料は出してありませんので、よろしく
お願いいたします。

内容は、川内クリーンセンター基幹的設備改良
事業についてでございます。この事業の工事請負
契約につきましては、12月議会で議決をしてい
ただき、昨年12月22日に本契約となったと
ころでございます。業者でございます三機化工建
設グループは、本年1月から改良工事の実設計
に入っております。

また、今後、施設の維持管理を行うために川内
環境保全株式会社というSPCというものを立ち
上げてございますが、4月からの維持管理運営業
務委託に必要な業務実施計画書や体制契約書など
の提出図書の準備作業を現在行っているところで
ございます。

今後の詳細な工程表は、今求めておるところで
ございまして、まだ、今のところいただいておら
ないところなんですけれども、事業者がこの公募
時に提出された提案書では、平成29年度の後半
に着工いたしまして、平成32年3月までの完成
の予定となっております。

また、この詳細な工程表が明らかになりました
ら改めてこの市民福祉委員会のほうで説明をさせ
ていただきたいと考えておりますので、よろしく
お願いいたします。

なお、先月ございました2月17日に川内ク
リーンセンター対策委員会といたしまして、これは
小倉自治会と川底公民館の会員さんの10名で組
織する委員会でございます。

この中でも委員の方から工事に係る説明会を実
施してほしいという御要望がございましたので、
工程表ができましたら開催させていただきますと
いうことで了解の方を得ております。以上でござ
います。

○委員長（福田俊一郎） ただいま説明がありま
したけれども、本件を含めて所管事務全般につい
て質疑をお願いいたします。

○委員（井上勝博） この方式は、要するに設
計から建設工事から管理まで、全部業者に委託す
ると。最初に業者が何社かから出てるんだと思う
んですけれども、何社ぐらいそういう応募があっ
たんですか。

○環境課長（内田泰二） 応募してこられたのは、
今現在運転されておる三機化工建設グループと、

あと協和エクシオグループ2社でございました。

○委員（井上勝博） そこで業者をお願いする、
あとは、もう業者任せにということになってくる
と思うんですよね。普通だったら、通常であれば
設計をして、そして工事は別のところをお願いし
て、管理委託は、また別にすると、そういう過程
の中で、確かにコストは係るんだけど、市の
職員の技術というのも継承されていくというふう
に思うんですよね。

しかし、これが、もう全部一つの業者で設計か
ら建設から委託まで全部を同じ業者にやらせてい
くと、次第に技術者というのが職員の中にいなく
なってしまうんじゃないかというようなことをち
よっと懸念したりするんですけれども、そのよう
な心配はないんですか。

○環境課長（内田泰二） 大規模な工事でござい
ますので、職員で全て対応するというのは難しい
部分がございます。今回の工事につきましては、
モニタリング業務委託ということで、業者名はパ
シフィックコンサルタンツでございますが、この
3年間にわたりまして工事の全ての部分を見てい
ただく、また、今現在もですが、先ほど説明いた
しました維持管理に必要な提出図書等も今は準備
中なんですけれども、ここらあたりの中身のチェ
ックも、私どももちろんいたしますが、このモ
ニタリングの業務委託をしているところの会社の
専門の方にも見ていただいて、3社で毎月、今後
定例会議、それと工事に係る部分の分科会、運営
に係る部分の分科会、これはその都度実施してい
くということで、業者任せ、三機化工任せになら
ないように、三者で取り組みながらやっていくと
いうことで準備しております。

○委員（井上勝博） そういうお任せしないよう
にというふうに言われるけども、実際には、この
方式、何ていう方式でしたっけ。DPOという方
式は、そういう危険性というか、今までのやり方
と違って、職員があまりこう関わらなくても済む
ように、これがコスト削減なんですけどね、結局
ね。職員が、結局かかわらないから人件費を削減
できるからコスト削減になるわけなんですけども、コ
スト削減ばかりを、こう考えていると、やっぱり、
そういう欠陥面というか、弱点というか、そうい
うものも出てくるような仕組みなんじゃないかと
いうふうに思うんで、そこは、やっぱりそういう

ものだという、もう、こう始まっているわけですから仕方ありませんけれども、そういうものだとことを自覚しながら、技術者の、技術的なことがわからないというふうにならないような、やっぱり仕組みをつくっておいてほしいなあと思います。

○市民福祉部長（春田修一）今、先ほど課長のほうが説明しましたように、施工管理のモニタリングの部分については、専門の事業者にも委託をかけているところがございますが、毎月の定例会とか、進捗状況、そういう問題等については、議員がおっしゃいますように、行政が執行、まあ言えば、発注元がきちんとしていくべきであろうということを考えておまして、人員配置の部分につきましても、今回は炬を一つずつ入れ替えていくという、初めてのケースでございますので、行革のほうには、技術職員の配置をしてくれと。今も技術職員を配置しておりますが、それにプラスをしてくれというようなこと等で要求もしているところございまして、技術者も、その携わる中で自分のスキルを上げていく、そういうことも考えながら要求をさせていただいているところでございます。以上でございます。

○委員長（福田俊一郎）質疑は尽きました。

以上で、環境課及び川内クリーンセンターの審査を終わります。

ここで休憩します。

~~~~~

午前11時2分休憩

~~~~~

午前11時4分開議

~~~~~

○委員長（福田俊一郎）休憩前に引き続き、会議を開きます。

△市民課の審査

○委員長（福田俊一郎）これより、市民課の審査を行います。

△議案第36号 平成29年度薩摩川内市一般会計予算

○委員長（福田俊一郎）審査を一時中止しておりました議案第36号平成29年度薩摩川内市一般会計予算を議題といたします。

まず、市民福祉部長に概要の説明を求めます。

○市民福祉部長（春田修一）続きまして、市民課の当初予算の概要について、先ほどと同様、当初予算の概要で説明させていただきますので、44ページをお開きいただきたいと思います。

44ページの下段でございますが、外国人住民向け市民生活ハンドブック作成事業を新たに計上させていただいておりますが、現在、2月現在でございますが、425人、232世帯の方が居住されていらっしゃいます。

本市で安心して快適に暮らしていけるよう、まずは、ごみ分別の問題、それと病気にかかった時の医療機関、それと防災関係の避難所ですね、そういう部分を記載したようなハンドブックを作成したいということで、今回新たに計上させていただいたところでございます。

次に、45ページをお開きいただきたいと思います。中ほどでございます。

コンビニ交付システム管理事業のうち、下のほうの丸の二つ目でございますが、本籍地証明対応システム改修事業、これが新たに計上させていただいた部分でございますが、これは本市に本籍を置き、他市町村に住民登録をしている方、これが本籍ベースで3万349世帯ということで、約50%でございます。半分が本市外に居住されているというような状況がございまして、年間約4,000件ぐらいの戸籍の請求が来ているところでございます。

このようなこと等もございまして、本市の戸籍抄本をどこのコンビニでも取得できるようなシステム改修をしていきたいということで、今回596万5,000円を新たに計上させていただいたところでございます。

以上が市民課の当初予算の新規拡充の概要でございますが、予算の詳細につきましては、この後、市民課長のほうで説明をさせていただきたいと思います。

○委員長（福田俊一郎）引き続き、当局の補足説明を求めます。

○市民課長（榊 順一）市民課でございます。よろしく願いたします。

議案第36号平成29年度薩摩川内市一般会計予算市民課分について御説明を申し上げます。

まず、歳出から説明をいたします。

予算調書の112ページをお開きください。

それでは、予算調書の112ページ、市民政策調整費から順次御説明をいたします。

事項、市民政策調整費です。予算書は59ページになります。

一般職の給与費及び市民福祉部全体に係る経費9,598万4,000円で、経費の主なもの、行政事務嘱託員5人の報酬等の経費、一般職5人の給与等の人件費、それから市民福祉部内の臨時職員雇上げに係る賃金が主なものでございます。

市民政策調整費の中で新規事業として外国人住民向け市民生活ハンドブック作成事業がございしますが、ただいま部長の概要説明がございましたとおりでございますので、私のほうからは割愛をさせていただきます。

それでは、下段の事項、市民相談事業費でございます。予算書は64ページになります。

人権教育啓発等に係る経費68万6,000円で、人権問題に関する事項を調査審議する事務を担当する人権対策事業審議会委員13人の報酬等の経費、鹿児島県地方務局川内支局管内4市2町の人権擁護委員で組織する川内人権擁護委員協議会への負担金が主なものでございます。

113ページをお開きください。予算書は64ページでございます。

上段、事項、交通災害共済事業費、交通災害共済事業に係る経費1,361万2,000円で、この事業は、鹿児島県市町村総合事務組合に加入し、事務組合において運営されているもので、加入者から納付された交通災害共済掛金を鹿児島県市町村交通災害共済給付事務負担金としての支払いが主なものでございます。

同じく下段、事項、戸籍住民基本台帳費です。予算書は68ページになります。

戸籍住民基本台帳事務費等に係る経費2億2,411万8,000円で、行政事務嘱託員15人の報酬等の経費、戸籍住民基本台帳事務に従事する一般職26人の給与等の人件費、戸籍及び証明書発行システム機器保守委託等、それから、鹿児島県地方務局川内支局管内の4市2町で構成する戸籍住民基本台帳事務協議会負担金、九州管内の都市市民課主管者会議における負担金が主なものでございます。

114ページをお開きください。

上段、事項、住民基本台帳ネットワーク事業費でございます。予算書は68ページになります。

証明書等コンビニ交付事務、住民基本台帳に関する事務処理及び国の行政機関に対する本人確認情報の提供を行うための住民基本台帳ネットワークシステムに係る経費2,690万3,000円で、コンビニ交付システム改修委託等、それからコンビニ交付における証明書交付センターの運営に係る加入市町村の負担金が主なものでございます。

ここで、コンビニ交付本籍地証明対応のシステム改修委託に関し、部長の概要説明でもございましたが、詳細について委員会資料により説明をいたします。

委員会資料の本編4ページをお開きください。

住民票の写し等のコンビニ交付における本籍地サービスにおける戸籍証明書交付についてということで題をつけてございます。

本籍地サービスとは、コンビニ交付において昨年5月に始まったサービスであり、本籍地の市区町村が本籍地サービスを導入していれば、住所地にかかわらずマイナンバーカードを用いてコンビニエンスストア等で戸籍謄抄本を取得することができるサービスでございます。

従来 of コンビニ交付では、戸籍謄抄本を発行する際は、本市に住所がある人、かつ本市に本籍を置く人のみがサービスの対象になっておりました。現在でもなっているわけですが、このサービスの開始により、本市外に住所のある人であっても、本籍地が本市にあれば戸籍謄抄本を発行できるようになります。

なお、これまでどおり、取得できる戸籍は現在戸籍のみとなっており、除籍となった戸籍等はサービスの対象とはなりません。

サービスの仕組みは2の図に示したとおりで、このサービスを利用する方は、コンビニエンスストア等に設置されたマルチコピー機、あるいはインターネットを使って本籍、筆頭者等を入力し、本籍地に利用登録申請を行います。申請をされますと、本籍地市区町村で申請者内容に問題がないかが確認できれば、利用登録となります。利用登録が終われば、全国のコンビニエンスストア等で戸籍証明書の発行が可能となるということでございます。

5ページをお開きください。

4の戸籍数等の状況にありますように、本市の場合、本市に住所がある人、かつ本市に本籍を置く人は約50%であり、残りの50%はコンビニ交付を利用することができない、煩雑な郵送での請求をしていただくか、遠方より本市の窓口までお越しいただくかのいずれかの方法により必要な戸籍謄抄本を取得されております。

郵送請求の状況は、平成27年度で申しますと、現在、戸籍、除籍、戸籍の附票の、諸証明等を合わせて1万9,000件ほどございます。そのうち、戸籍謄抄本は5,300件ほどで、4,000件程度が個人からの申請となっております。

このように郵送請求は毎日多く寄せられており、申請者が郵便局で小為替を購入し申請書を作成するなど、手間や経費に係る手続であり、また申請書記載内容に不備がある申請も多くございます。

職員が申請された方に電話で内容を確認したり、申請された方の手元に届くまで時間がかかったりと、双方にとって負担が大きい事務となっております。

このサービスにより、本籍地の市役所への移動、手間や経費を大幅に減らせ、戸籍証明書の取得までの時間を短縮できることや、申請内容と戸籍データとの突合作業における省略化及び時間短縮が図られることや、郵送請求の処理件数を減らすといったメリットを3の方に記載しております。

戸籍届け出の添付や旅券、パスポートの申請の添付戸籍の請求も一定数ございます。本サービスを導入することにより、特にこの部分の申請が本サービスにシフトできると考えております

事業の開始に当たっては、5の周知方法に記載のとおり、広報紙及びホームページでの周知はもちろんのこと、郵送請求された方、あるいは関東及び関西の郷土会等への案内により周知を徹底してまいりたいと考えております。

このように郷土に本籍を置く方々の便宜も図ってまいりたいと考えているところでございます。

それでは、予算調書の114ページにお戻りをいただきたいと思っております。

下段のほうの事項、個人番号事業費です。予算書は68ページとなります。

個人番号カード交付等に係る経費1,605万2,000円で、経費の主なものは、1人の行政事務嘱託員に係る報酬等の経費、臨時職員の雇上料、

個人番号カードの発行等に係る業務を地方公共団体情報システム機構に一括委任する経費の負担金が多なものでございます。

次に、歳入について説明をいたします。

予算調書の23ページをお開きください。

14款2項1目手数料、予算書は36ページになります。総務手数料4,565万円は、個人番号の通知カード及び個人番号カードの再交付手数料のほか、本庁・支所等の窓口及びコンビニエンスストアで交付する各種証明書の交付手数料を、戸籍手数料、住民基本台帳手数料、諸証明手数料、印鑑登録証交付手数料及び自動車臨時運行許可手数料としたものでございます。

15款2項1目国庫補助金、予算書は38ページになります。総務費補助金1,353万4,000円は、地方公共団体情報システム機構に委任事務する個人番号カード交付等に要する事業及び市町村の個人番号カード交付事務に係る経費の補助金でございます。

13款3項1目国庫委託金、予算書は40ページになります。総務費委託金21万円は、中長期の在留外国人に対する居住地届け出と事務委託金でございます。

16款3項1目県委託金、予算書は44ページになります。総務費委託金16万円は、指定した小学校における人権の花運動に係る地域人権啓発活動活性化事業委託金、それから人口動態事務委託金でございます。

17款1項2目財産運用収入、予算書は45ページになります。利子及び配当金7,000円は、医療福祉対策基金から生ずる利子収入でございます。

21款5項4目雑入、次のページにも続きますが、予算書は56ページでございます。雑入1,496万2,000円はコピー代実費収入、加入者が納付する区市町村交通災害共済会費収入及び交通災害共済事務費並びに加入促進費の収入でございます。

以上で、市民課に関する説明を終わります。よろしく御審査賜りますようお願いいたします。

**○委員長（福田俊一郎）** ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。

御質疑願います。

**○委員（杉藺道朗）** 外国人向けのこのハンドブ

ックの作成、非常によろしいかなと思うんですけども、合併前、旧川内市において発行されていたガイドブックがありました。同じですよ。御存知でない。ちょっと私は物もちがいいもんですから持ってきたんですけど、こういう感じのガイドブックが旧川内市の平成6年でしたか、発行されておりました。だから、今回のこの冊子ハンドブックに関しては、書式的にはこういう形式になるのか、ハンドブックという言い方からすれば、ポケットサイズの手帳サイズになるのか、そこあたりがどうなのかなというふうに、まずそこを教えてください。

それから、425名、外国人の方がいらっしゃるということがありましたけれども、それぞれ家族というか世帯はまた数字が違ってくると思うんですよ。この配布の方法、受け取りに来ないのかな、自治会に加入されている方は自治会長を通じてなのか、そこらあたりの配布の方法、それから、合わせて何冊ぐらい、この450人という数字はいろいろ増減があるわけですから、そこあたり、予備、ストックも含めて何冊程度、印刷をされるのか、まずその3点、ちょっと教えてください。

○市民課長（榊 順一）ハンドブックの形式についてはA4サイズで考えているところがございます。

それから、配布方法としましては、直接、本人に郵送することも考えられますし、それから国際交流センターとかを通じて配布する方法とか、窓口に行ったら配布するとか、いろいろ考えられますので、確実に届く方法を今後検討してまいりたいと思っております。

それから、冊数については300冊を一応予定をしております、予算をお願いしたところでございますが、200世帯強でございますので、若干は数には余裕を持って作成をしたいというふうに考えております。

○委員（杉藺道朗）答弁の中に郵送も考慮しているというようなことを言われましたので、この予算の中にその分も、もう既に含まれているのか、そこあたりはどうなのでしょう。

○市民課長（榊 順一）郵送経費の予算については、既定の戸籍住民基本台帳とかありますのでそちらの経費を考えておまして、特にこの外国

人に係る分の郵送は考えておりません。予算計上はしてございません。印刷製本費だけでございます。

○委員（杉藺道朗）しっかりと外国人の方に、手元に渡るようにお願いしたいなというふうに思っています。

一部、ごみ出しの関係で少しトラブルと言いますでしょうか、なかなかそういう部分も耳にする部分もありますので、そういう意味で周知徹底ができれば、この冊子を印刷される目的が生きてくるのかなというふうに思っていますので、中身もしっかり当然もう検討はされていると思います。それはもうできてるんだろうと、原本みたいなものはまだできてないんですか。

○市民課長（榊 順一）内容につきましては、先ほど言いました国際交流センターとかで、外国人の方は、やはりあそこにいろいろと相談に行かれるということで、我々も国際交流センターと協議とかをしまして、実際に若干できている部分もございまして、それを活用させていただきたいというふうに考えております。

○委員（杉藺道朗）予算計上されてますから、ある程度のひな形というか、できている分があるんだろうというふうに思っていますので、特に文面でもでしょうし、やはりたくさん字が羅列してありますと、なかなか読まないというのが普通なんです。だから写真とか予算の限りがあると思えますけども、見やすくという部分で配慮いただきながら、有効に活用されるように頑張ってください。

以上です。

○委員長（福田俊一郎）意見であります。

ほかにありませんでしょうか。

○委員（井上勝博）先ほどのコンビニの戸籍証明書についてなんですが、セキュリティの問題なんですが、基本的には本人にこれは交付するものですよ。その辺はどうなんですか、確認したいんですけど。

○市民課長（榊 順一）当然、コンビニ交付については、御自分の住基カード、あるいはマイナンバーカードで使っていただきますので、当然御本人が機械を使われて本人に交付されるというものでございます。

○委員（井上勝博）今までの現状でも郵送で送

れば交付されると。郵送ですときの本人確認の方法と、今度の新しくなったときの本人確認の方法でいうと、確実に本人であるということ、なりすましの入る余地はないというふうに言えるんですか。

○市民課長（榊 順一）現在の郵送請求の場合は、本人を確認する書類、運転免許証とか住基カードの写しとか、そういったのを同封していただいて、本人の確認をしているところでございます。

コンビニ交付におきましては、それぞれパスワードを持っていらっしゃいますので、そういったパスワードは本人しか知らないわけですので、セキュリティの関係でも、当然しっかりしてございますので、それがほかの人にどうこうといったことはシステム上、考えてはおりません。

○委員（井上勝博）今までも、いわば本人の証明書を借りて、コピーして、書類に入れて郵送すれば、その人の戸籍についても他人が入手することが可能だったんですか。その辺は。

つまり、本人じゃない人が本人から証明書を借りて、写しをしてということが、それは可能だったということですか。

○市民課長（榊 順一）実際必要な方が申請依頼をされたりして郵送されれば、それは当然可能でございます。

○委員（瀬尾和敬）今のとは、ちょっと視点を変えて、この個人番号の取得数、もしくは取得パーセントというか、こういうのはありますか。

○市民課長（榊 順一）それでは、個人番号カードの取得状況について、御説明を申し上げます。

まず、平成29年2月28日末の現在でございますが、申請数が1万775枚となっております。実際の交付枚数は8,643枚となっております、平成27年1月1日現在の人口の8.79%の状況でございます。

全国の平均とかも出ておりますが、鹿児島県の実際の交付の平均は7.69%、それから全国のほうは8.26%ということでございます。

このような方々が現在、一応マイナンバーのカードを取得しております、実際、マイナンバーを新しくつくられる方と住基カードからマイナンバーカードに移行される方がございます。そ

ういったことを合わせますと、住基カードの取得者とマイナンバーカードの取得者を合わせますと2万4,000人弱ということになってございます。

○委員（瀬尾和敬）納税するとき、この住基カードの番号とかを打ち込まないと、e-Taxの場合はそうだったんですけど、ほかの人は、じゃあ今、納税するときには、この住基カードとか、それかマイナンバーカードとか必要ないんですかね、今、納税に関しては。

○市民課長（榊 順一）それぞれ御本人には通知カードという形で御自分のマイナンバーが通知をされておりますので、それをもって、いろんなそういった確定申告とかされる場合もございますし、もちろんマイナンバーカードに変えられた方は、そういったものを使われて申告とかはされているというふうに思っております。

e-Taxの場合は、どうしても通知カードではできませんので、マイナンバーカードを取得していただくということになります。

○委員（瀬尾和敬）今後、自分の番号がわかっていてもカードを持たないという人がまだいらっしゃるわけですね。何で持たないんですかね。

〔「持っていない」と呼ぶ者あり〕

○委員（瀬尾和敬）持っていないんですか。あんたはもともと持たない人ですから。

私はもっとふえてほしいと思うんですけどね。何かやっぱり今後、努力されたほうがいいと思いますけどね。反対する人もいらっしゃいますけど、でもそんな、恐らく大丈夫だと思いますけどね。

以上です。

○委員長（福田俊一郎）ほかにありませんか。

○委員（持原秀行）ちょっと教えてください。

交通災害共済事業なんですが、これはもう県のほうになって、前は独自でしよったんですが、交通災害共済事業の中で、市民全体でどれぐらいの加入があるのかとか、それから実際、こういう事故とかそういうのが統計的にずっと出ているものなのか、そこのあたりの実績がちょっとわかっただら教えてください。

○市民課長（榊 順一）申しわけございません。遅くなりました。

交通災害共済の加入については、平成27年度が2万6,195人ということで、加入率は27%となっております。見舞金の対象者数は82件、

支払額が869万5,100円ということになっておりまして、見舞金の対象者数は平成19年度が136件ございまして、年々減ってきてはいる感じはするんですけども、ふえる年もあったりとかということでございます。

ただ、この見舞金請求については、掛金を掛けた当該年度ではなくて、2年間、請求期間がございまして、最高2年前の方々が請求をされる場合もございまして、毎年度の状況というのは変わってくるということでございます。

以上です。

○委員（持原秀行）加入率としては27%ぐらいと。現在、平成28年度はまだ終わってませんので、そうだと思うんですが、もう既に平成29年度が今、皆さん納付されつつあると思うんですが、やはり今いろんな事故とか、自分は関係ないというでもないと思いますが、やはりこの27%を上げる努力というか、何かそこらあたりの中で、もうちょっとはがきで、ぼっと送るだけじゃなくて、何かもうちょっと広報したほうがいような気がするんですけども、機会があれば広報紙とか、やっぱりそういうところも利用されて、その時期にちょっと目新しいのを出して、加入の促進もしていただきたいと思っておりますので、よろしく願います。

○市民課長（榊 順一）今、持原委員からもございましたように、確かに平成19年は34.1%の加入率がございまして、平成25年度で26.7%に落ち込んでまいりました。やはりこれではいけないというか、多くの方々がこの制度で救われる部分もございまして、我々も何とか広報していきたいということでやっておりまして、現在、広報紙とかホームページでの周知のほかに、それからFMさつまさんだとか、そういったメディアも使わせていただいて広報しているところもございまして、さらに今、委員のほうからおっしゃったように、広報・周知を徹底してまいりたいと思っております。

以上です。

○委員（井上勝博）マイナンバーのことなんですけど、私は、私の信条から、受け取りを拒否し、マイナンバーカードはとってないわけです。しかし税の関係では、特に書かなくても受け付けるということになっておりますので支障はないんです

けども、これは来年度もそういうことでいいのかどうかということはどうなんでしょうか、その辺は。私は信条でやっているわけですけども。

○市民課長（榊 順一）私が所管するところがちょっとですが、来年度もというか、ちょっと調べたところでは、平成28年度の税制改正大綱の中で、マイナンバー記載の対象書類の見直しというのがあって、その中で告知等をする方のマイナンバー、その他の事項を記載した帳簿を受け付けるところが備えている場合は記載を要しないとかというのがあるということもございまして、毎年、書かなくてもいいのではないかなというような感触は受けるんですけども、それは平成29年度以降のことであれば、現在申し上げたのは現年度、平成28年度のこともございまして、私のほうではちょっとわからないということでもよろしいでしょうか。済みません。

○委員長（福田俊一郎）ほかにございませぬでしょうか。

質疑は尽きたようでございます。

ここで本案の審査を一時中止いたします。

#### △所管事務調査

○委員長（福田俊一郎）次に、所管事務調査を行います。

当局の説明を求めます。

○市民課長（榊 順一）それでは、所管事務について、市民福祉委員会資料より御説明を申し上げます。

委員会資料の本編6ページをお開きください。

住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度についての御説明でございます。

この制度につきましては、平成28年3月議会の市民福祉委員会で説明しておりますが、平成29年2月1日から運用を始めましたので、概要等について説明をさせていただきます。

制度の名称が長い関係で、「本人通知制度」という、省略して説明をさせていただきます。

本人通知制度は、住民票の写しまたは戸籍謄抄本等の不正請求や不正取得による個人の権利侵害の防止を図るため、住民票の写し、または戸籍謄抄本等を本人以外の代理人や第三者に交付したとき、事前に登録をされた本人に交付の事実を通知するというものでございます。

平成23年11月に愛知県で、司法書士が職務上請求で不正請求して逮捕された、いわゆるプライム事件というのがございます。これは発覚を逃れるため、本人通知制度を実施している自治体を避けていたことが、その後の新聞等の記事で確認されていることから、この本人通知制度が全国の自治体へ広がっており、県内では鹿児島市、霧島市、伊佐市及び湧水町が平成26年度に、西之表市及び志布志市が平成27年度に、それぞれ開始されている状況でございます。この2月からは本市のほか、さつま町が開始をされております。

2の本人通知制度を利用するには、あらかじめ事前登録が必要となり、登録日の翌日以降に交付した証明書が対象となります。

イメージ図を記載しておりますが、通常、②の証明書の交付請求が行われますと、③の証明書交付が行われます。本制度により、(A)さんが①の登録申請を行い登録されますと、③のところで(A)さんに係る証明書が代理人または第三者に交付された場合、④の交付の事実を(A)さんに通知することとなります。

3の事前登録の対象者、つまり登録できる方は、本市が備える住民基本台帳に記録されている方、または本市の区域内に本籍を有する方となります。

本市に以前、住民登録があった方については、住民票の除票という形で5年間、その情報を保管しておりますが、これについては県内先行自治体では、現在、住民登録されている方、現在、戸籍にある方に限っておりますので、本市も同様の考えとしております。

また、この制度は登録された方に限るもので、同一の住民票や戸籍等に記載のある方でも、ここに登録しなければ対象となりません。

4の登録の受付場所は、本庁市民課及び各支所地域振興課の窓口です。通知書発送は本庁市民課からのみとしております。

5の登録期間は、登録日から3年間で、初回のみ登録日から2年を経過した年の7月末までとしており、登録を継続する場合は更新の手続が必要となります。

6の通知の対象となる証明書の種類は、住民票の写し、住民票記載事項証明書で、さきに申し上げましたとおり、住民票の除票は対象から除いております。そのほか戸籍の附票等が対象となって

おります。

7の本人へ通知する内容は、証明書の交付年月日、請求者(第三者)の種別、交付した証明書の種類、通数の4項目となっております。交付請求者の氏名・住所等を通知するものではございません。

ただし、住民票関係では、本人と同一世帯の方からの請求、戸籍関係では、本人と同一戸籍に記載されている方、または直系の方からの請求、国または地方公共団体からの公用請求、学術研究による請求、個人番号カードを使ってコンビニ交付を利用されてとられた住民票の写しや全部(個人)事項証明書及び請求時点で既に消除されている証明書の請求に関しては、通知の対象から外しております。

なお、平成29年2月1日からの本人通知制度を実施するに当たり、市民等への周知として、広報薩摩川内1月10日号への案内記事掲載を初め、市のホームページへは、制度を利用するに当たっての手続等の要領や事前登録申請書等を掲載し、市民課及び各支所地域振興課窓口にはチラシの配置をしているところでございます。

以上で住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度について、説明を終わります。よろしくお願いたします。

**○委員長(福田俊一郎)** ただいま当局の説明がありました。これを含めて所管事務全般について、これより質疑に入ります。

**○委員(井上勝博)** これは個人情報を守るという点では、一歩前進の制度だというふうには思うのですが、しかし前から言ってます自衛隊員の対象者名簿については、これは恐らく国または地方公共団体からの公用請求及び学術研究による請求の中に入ってくるのかなということなんです。入ってきたら本人には通知されないということですが、その辺はそうなんですか。

**○市民課長(榊 順一)** 自衛隊のほうの適齢者の対象者については、この本人通知制度とは関係がございませんので、自衛隊の適齢者の対象者数については、自衛隊法の97条とかそういった根拠法令がございまして、個人情報保護法による請求となっておりますので、私どものほうはそうように対処させていただいているところです。

**○委員(井上勝博)** 今よくわからなかったです

けど、住民基本台帳から対象者の年齢の氏名・住所・性別・生年月日を自衛隊地方協力本部に提供しておりますよね。

だからこれは住民票の中の一部を提供しているわけですから、本来ならば本人が知らないところでやられているわけで、本当は私は通知すべきじゃないかというふうに思うんですが、今のこの考え方とまた違うというのは、ちょっと私、理解できないんですけど。

国が統計調査をとる上で、住民基本台帳ネットワークを利用するということはある得るとするのは聞いてるんですけども、同じように自衛隊の問題もそういうふうになっているのかなということなんですよ。

**○市民課長（榊 順一）** この本人通知制度は、そういった戸籍とか住民票の証明書を発行した場合に、第三者である場合について通知をする制度でございます。この自衛隊法に係る適齢者の情報については、個人情報目的外利用ということで考えておりますので、この本人通知制度は証明書を発行した場合ですので該当しないというふうに考えております。

**○委員（杉藺道朗）** 一般質問の中で、中島議員のほうから婚姻届の書式について質問があって、大変前向きなというか、写真なんか撮るブースも設けてということで答弁がありましたので、ありがたいことかなと思うんです。

ただ、ちょっと思ったのが、せっかくそうして婚姻届を出されて、当然窓口で受け付けをされる際に、書類のやりとりだけというのもどうかかなと思ったりもしたものですから、例えば結婚を祝福するための市長のメッセージカードみたいなものは一緒にお渡しとか、そこあたりはどうなのかと思ったりしたんですよ。

書類上の、ただ単に「はい、受け取りました」で、確かにそれは写真うんぬんがありますから、別にまた将来的に記念に何か残るといのもわかるんですけども、新たな旅立ちということで、そこあたりを何かできればなど、ふと思ったものですから、薩摩川内市は何と心の温かい市なんだろうかなと思ったりするところでしたが、どうでしょうか、そこあたりは。

**○市民課長（榊 順一）** 今、杉藺委員がおっしゃいました市長のメッセージまでは、私どもは考

えていなかったところでございますので、それも含めて、また検討させていただきたいというふうに思います。

**○委員（杉藺道朗）** ちょっとした気遣い、心遣いというのが非常に記憶に残るといのか、思いますので、費用的にはあんまりかからないと思ったりもしますので、ぜひそこも前向きに御検討いただければと思います。

以上です。

**○委員（瀬尾和敬）** 先ほどの説明資料の6ページの下のほうなんですけど、「本人への通知」として「交付請求者の氏名・住所等は通知されません。」というふうになってるんですけど、この通知を受け取った人が、自分のこういう証明書が誰かからされたんだと、一体誰がしたんだろうとか、そういう疑問点とか起きないものなんですかね。

**○市民課長（榊 順一）** 今おっしゃったような疑問点は多分起こるというふうには考えております。この制度自体は先ほどから言いますように、実際に証明書が交付されたことを通知する制度です。そういった誰から交付されたんだろうかというようなことについては、開示請求という、また手続がございますので、そちらのほうを使っただけということになります。

以上です。

**○委員（瀬尾和敬）** ということは、証明書をもらった通知が来た人は、誰からこうしたのかという開示請求をすれば、教えてやるということになるわけですか。

**○市民課長（榊 順一）** その開示請求につきましても、開示・非開示というようなところがございますので、どこまで開示されるかというのは、またそのとき検討していかなきやいけないというふうに思っています。

**○委員（瀬尾和敬）** ちょっとよくわからないんですが、請求した人の住所・名前等を出さないというのは、その人の、まあ言えば個人情報を保護するということですか。

**○市民課長（榊 順一）** そのとおりでございます。

**○委員（瀬尾和敬）** そんなことよりも、証明書を抜き出された人のほうが重大なことであって、誰々さんがあなたの証明書を、こうして請求があ

ったから発行しましたよと教えてやったほうがいいんじゃないでしょうか。これはだめなんですか。そこまで個人情報を守らないかんのですかね。何かちょっと変な気がする。

○市民課長（榊 順一）この本人通知制度は、先ほど説明の中でも申し上げましたように、そういったプライム事件とかがあって、第三者、行政書士とかがそういった偽った請求をしたということ起源にしてできた制度でございますので、そのどういった方々から、第三者とか、とれたかというのを通知するだけの制度でございまして、今おっしゃったように誰が請求したかとか、どういったことで請求したかというのは、この制度の中ではうたってございません。

○委員（瀬尾和敬）自分の情報が第三者によって出されたというのを、こっちはつぶさに知ることができない。情報開示を求めても、またそこですぐぱっと出さないと。そしたら私の個人情報がそうやって、いわば簡単に出ていってしまう。誰が情報を抜いたというか申請したのかというのがわからないというのは、何か半端なような気がするんですね。

○市民課長（榊 順一）誰がという特定した個人の名前は出てきませんが、今ここで申し上げましたように、第三者からの請求があったというところはわかるようにしてございます。

○委員（持原秀行）ここで「本人への通知」ということで、②で「請求者（第三者）の種別」と書いてありますけれども、この種別って何ですか。具体的に教えてください。

それとこれに関連して、例えば、もう昔から司法書士とか弁護士とか、そういうところからは、それぞれ権限があって、代理とかそういうのを持たなくても、とれるということの中で、いろいろトラブルがあって、個人が例えば「もう私以外にはいろんなものについては出してくださるな」というような申請とか、そういうのはありますか。

○市民課長（榊 順一）まず、2問目のほうからですが、確かに出さないでほしいとか、特にDVの支援については当然、申請があれば、我々、住民票とか戸籍の抑止をきちんとしておりますので、それはございます。

ただ、通常、出さないでくれとかというのは、戸籍を住民基本台帳の中でも、そういった証明書

というのはとれるようになってございますので、この人の分を出さないでくれということで、我々がそれを拒否するということはないと考えております。

○委員長（福田俊一郎）納得がいかないようですけれど、いいですか。

○市民課長（榊 順一）種別については、ちょっと様式とか持ってきておりませんので、後ほどまた答えさせていただきたいと思います。

○委員長（福田俊一郎）今、課長のほうから後ほど持ってきたいという話でしたけれど、午後に延長して、答弁をもらいますか、それとも資料提出でよろしいですか。

[「資料で」と呼ぶ者あり]

○委員長（福田俊一郎）資料でいいですか。では後ほど、資料提出ということでお願いします。

ほかにございませんか。

質疑は尽きたと認めます。

以上で市民課の審査を終わります。

お疲れさまでした。

ここで休憩いたします。

~~~~~

午前 11時56分休憩

~~~~~

午後 0時58分開議

~~~~~

○委員長（福田俊一郎）休憩前に引き続き会議を開きます。

午前の会議で持原委員のほうから質問がありました請求者の種別については、お手元に配付してございますが、よろしいでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○委員長（福田俊一郎）それでは次の課に入りたいと思います。

△市民健康課の審査

○委員長（福田俊一郎）市民健康課の審査を行います。

△議案第36号 平成29年度薩摩川内市一般会計予算

○委員長（福田俊一郎）それでは、審査を一時中止しておりました、議案第36号平成29年度薩摩川内市一般会計予算を議題といたします。

部長の概要説明を求めます。

○市民福祉部長（春田修一） それでは、市民健康課の当初予算概要について、御説明いたします。

ページは48ページから54ページまでになります。

それでは、まず予算概要の51ページ下段をお開きいただきたいと思います。

健康増進事業でございますが、このうち「○」は四つあるんですが、「○」の四つ目でございます。「薩摩川内市350ベジライフ宣言関連事業」は、生活習慣病を予防するため、野菜を1日350グラム以上摂取し、あわせて本市農産物の普及を促す運動を展開する経費として、240万1,000円を計上させていただいたところでございます。

次に、ちょっと飛びますが53ページをお開きいただきたいと思います。53ページの上段でございます。

感染症予防事業でございますが、子どものインフルエンザの罹患防止及び罹患時の病状軽減を図るため、接種料の一部を補助する経費として、2,346万2,000円を新たに計上させていただいております。

同じく、同ページ中段でございますが、子育て関連分として、1歳未満の者に対するB型肝炎予防接種を当初予算で新たに計上させていただいております。

同ページ下段でございます「母と子の健康診査事業」では、聴覚障害の早期発見・支援を図るため、新生児の聴覚検査料を助成する経費として、これも新たに200万円を計上させていただきます。

次に54ページでございます。上段、「子育て支援強化事業」におきましては、妊娠期から子育て期にわたる総合的相談支援を提供する子育て世代包括支援センターを運営するための経費として、1,671万7,000円を、これも新たに計上させていただきます。

なお、50ページから51ページにかけ、記載しております国民健康保険直営診療施設勘定特別会計につきましては、予算総額が9億8,008万円でございますが、昨年度と比べて2,792万円の減となっているところでございます。

以上、市民健康課の当初予算概要の説明を終わ

らせていただきますが、この後、予算の詳細につきましては、市民健康課長のほうで説明させていただきますと思います。よろしくお願ひいたします。

○委員長（福田俊一郎） それでは引き続き、当局の補足説明を求めます。

○市民健康課長（檜垣淳子） 市民健康課に係る平成29年度当初予算の歳出予算について御説明申し上げます。

ページは128ページから133ページまでです。

最初に128ページをお開きください。

4款1項1目保健衛生総務費、事項、保健衛生一般管理費は、職員給及び歯科医療体制の支援等に係る経費で、事業費は2億3,658万2,000円です。経費の主な内容は、予防接種健康被害調査委員会委員報酬、市民健康課職員の給与、及び歯科医院休日当番事業補助金等でありませぬ。

次に、事項、予防接種事故救済措置費は、予防接種法に基づく救済措置の実施に係る経費で、事業費は590万7,000円です。経費の主な内容は、対象者1人に係る補助事業扶助費であります。

続きまして、129ページをお開きください。

事項、診療所管理費は、川内地域の5カ所の診療所の管理・運営に係る経費で、事業費は120万6,000円です。経費の主な内容は、管理医への診療謝金になります。

次に、事項、巡回診療事業費は、県が事業主体として実施している甌島地域における特定診療科巡回診療に係る経費で、事業費は94万8,000円です。経費の主な内容は、医師等への謝金及び巡回診療に係る事業負担金であります。

続きまして、130ページをお開きください。

事項、保健対策推進事業費は、健康づくり推進協議会の運営及び食生活の面からの健康づくりの普及推進対策に係る経費で、事業費は204万円です。経費の主な内容は、食生活改善推進員の研修会等に係る謝金及び旅費等であります。

次に、事項、地域医療対策費は、国民健康保険直営診療施設職員の研修及び国民健康保険直営診療施設勘定特別会計に対する財政支援等に要する経費で、事業費は4億76万6,000円です。経費の主な内容は、在宅当番医制運営委託金や救急

医療施設等運営補助金など、救急医療体制の維持・充実を図るもの及び甌島地域の医療従事者を確保するための甌島地域医療従事者等奨学金貸与金、甌島地域の医療体制の維持・充実を図るための国民健康保険直営診療施設勘定特別会計繰出金などです。

続きまして、131ページをごらんください。

2目保健センター管理費、事項、すこやかふれあいプラザ管理費は、すこやかふれあいプラザの維持管理及び補修に係る経費で、事業費は1,363万7,000円です。経費の主な内容は、すこやかふれあいプラザ管理人の報酬、館内清掃業務等の委託料及び施設の光熱水費や修繕料等です。

次に、事項、保健センター管理費は、本土4地域及び上甌、下甌の保健センター等の維持管理に要する経費で、事業費は1,667万3,000円です。経費の主な内容は、樋脇保健センター浄化槽維持管理業務委託料など、施設の維持管理に係る各種委託料及び施設の光熱水費や修繕料等になります。

続きまして、132ページをお開きください。

3目保健指導費、事項、保健指導費は、保健指導に係る経費で、事業費は606万5,000円です。経費の主な内容は、保健事業に係る健康管理システム保守管理業務委託等及び健康管理システムの賃借料になります。

次に、事項、母子保健事業費は、各種母子保健事業に係るもの、及び平成29年4月に新設する子育て世代包括支援センターの設置及び運営に要する経費で、事業費は1億5,679万2,000円です。経費の主な内容は、健康診査等の医師及び歯科医師等への報酬、妊婦・乳幼児健診業務委託等、不妊治療費や新生児聴覚検査等の助成金、未熟児養育医療給付事業及び子育て世代包括支援センターに臨床心理士や助産師等を配置するための報酬になります。

ここで新規事業の薩摩川内市子育て世代包括支援センターの設置について、御説明申し上げますので、市民福祉委員会資料の9ページをお開きください。

まず、目的についてですが、妊娠期から子育て期にわたる母子保健や育児に関する悩み等に円滑に対応するため、専門職がさまざまなニーズに対

して総合的相談支援事業を提供する拠点を整備し、妊娠・出産から子育て期にわたる切れ目のない支援体制を構築するものでございます。

実施場所と人員配置ですが、平成29年4月1日に川内保健センター内に母子保健型と併設し、母子保健事業に関する専門知識を有する保健師、助産師、臨床心理士を配置しようとするものです。

事業内容としましては、母子保健体制の充実として、母子相談や地域子育て支援センターとの協力による相談、地域や関係機関における相談支援です。

コーディネート業務としましては、地区担当保健師との協力、関係機関とのコーディネートやネットワーク会議への参加及び開催を行うものです。

地域の母子保健に関する実態把握では、情報収集、母子手帳交付、母子健診等の分析、関係課との協力による実態把握を行っていくものです。

また、支援の必要な対象者の把握とプラン作成を行うこととしております。

情報発信としましては、ウェブサイト作成、運営管理や個人登録による情報発信を行っていく予定としております。

予算調書に戻りまして、133ページをごらんください。

事項、健康増進事業費は、各種がん検診等に係る経費で、事業費は1億2,555万6,000円です。経費の主な内容は、行政事務嘱託員の報酬、がん検診業務委託等です。

次に、4目予防費、事項、感染症等予防費は、感染症予防接種事業に係る経費で、事業費は3億363万7,000円です。経費の主な内容は、看護師業務嘱託員2名の報酬、麻しん、風疹混合ワクチン等の医薬材料費、委託料などです。

ここで、新規事業の子どものインフルエンザ予防接種の補助について、御説明申し上げますので、委員会資料の10ページをお開きください。

インフルエンザワクチン接種の目的は、発症を予防するものではなく、入院を伴う重症化を予防することです。特に乳幼児が罹患した場合、重症化しやすく入院の可能性が高いことが懸念されています。

接種の回数は13歳未満が2回、13歳以上が1回となっております。また1回当たりの接種料が3,000円から4,000円で、子育て世代に

としては経済的負担の大きいものとなっております。

今回の補助は、重症化が懸念される乳幼児、小学生並びに受験を控える中学3年生と高校3年生の接種に対して、接種料の一部の補助を行おうとするものです。

小学生未満は2回、小学生、中学3年生、高校3年生に1回の補助予定です。1回当たり2,000円を予定しております。

なお、今回の補助制度の導入に当たっては、市の定住促進補助制度の見直しと連携し、同制度の転入施策である子育て加算を廃止し、子育てしやすい環境づくりの施策拡充案として制度設計したものです。

以上で、歳出予算の説明を終わります。

続きまして、歳入予算について御説明いたしますので、28ページをお開きください。

13款2項2目保健衛生費負担金は、予算額125万円で、未熟児養育医療の保護者負担金であります。

14款1項3目衛生使用料は、予算額71万2,000円で、すこやかふれあいプラザ、極協保健センターに係る施設使用料及び電柱、自動販売機設置に伴う行政財産使用料であります。

15款1項2目保健衛生負担金は、予算額680万円で、未熟児養育医療に係る国庫負担金であります。

同じく2項3目保健衛生費補助金は、予算額29万1,000円で、産後ケア事業に係る国庫補助金であります。

16款1項2目保健衛生費負担金節は、予算額340万円で、未熟児養育医療に係る県負担金であります。

同じく2項3目保健衛生費補助金は、予算額1,223万9,000円で、予防接種事故救済、健康増進事業、共同利用型病院運営事業等に係る県補助金であります。

同じく3項3目保健衛生費委託金は、予算額22万4,000円で、県から権限委譲されている医師、歯科医師、理学療法士等、医療関係者の免許申請等に係る県委託金であります。

17款1項1目土地建物貸付収入は、予算額3万2,000円で、すこやかふれあいプラザの自動販売機設置に係る貸家料であります。

21款3項1目医療福祉従事者奨学資金貸付金元利収入は、予算額16万6,000円で、医療福祉従事者奨学資金貸付金に係る元利収入であります。

同じく5項4目雑入は、予算額2万円で、母子保健事業に伴う健康教室等に係る収入であります。

以上で、歳入予算の説明を終わります。

次に、債務負担行為について御説明いたしますので各会計予算書、予算に関する説明書の9ページをお開きください。

第3表 債務負担行為の一番下、甕島地域医療従事者等奨学資金貸与事業は、甕島地域の医療従事者確保のための奨学資金貸与のために、1名分の平成32年度までの債務負担行為を設定するものであります。

以上で、説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（福田俊一郎）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（瀬尾和敬）インフルエンザの予防接種のことについて、お伺いします。

我々の会派から代表質問でももらったんですが、ちょっと小さいことかもしれませんが、お伺いします。

シーズン、大体11月から3月ごろまでなんですかね。今シーズンはどれぐらいの人数というか、インフルエンザにかかったかどうか、まだ統計はとれていませんか。

○市民健康課長（檜垣淳子）人数的にはまだちょっとわからない状況であります。

○委員（瀬尾和敬）インフルエンザによって学校が学級閉鎖もしくは学校閉鎖とかというのはありましたか。

○市民健康課長（檜垣淳子）学級閉鎖は何校ありました。その報告は受けておりますけど、済みません、細かい資料は後で連絡したいと思えます。

○委員（瀬尾和敬）この制度は、市の定住促進補助制度の見直しから、こういうのが始まったわけですが、これはある意味、私はとてもいい制度だと思っています。特にお子さんをお持ちの家庭は喜ばれるんじゃないかなと思います。春田部長の置き土産かなと思っていますけど。あ、違うん

ですか。

今後はこうやって、定住促進のどうのこうのじゃなくて、もしこれが市民から多分、温かく迎えらるる政策ですので、来年度もされると思うんですが、今度はもう自分たちの方針でやっていかれるんでしょうか。

○市民福祉部長（春田修一） この分については、一般質問等でも何回か出ていた部分で、先ほど企画のほうが目録を見直す際に、一つの施策として打ち出しましたので、私どものほうが今後、所管してまいりますので、この分については、できれば拡充する方向も踏まえながら、今後も実施していきたいというふうには考えているところでございます。

○委員（瀬尾和敬） この予防接種を2回受ける小学生以下ですか、これは効果的な接種の方法があるとちょっと聞いたんですが、1回目を受けて、どのぐらいか期間をあけて受ければ、より効果があるというふうに聞いたんですけど、もしそういうことが、例えば学校とかそういうところにちゃんと周知されたりして、より効果的な接種ができるようにされると思うんですけど、どうなんですか、そこは。

○市民健康課長（檜垣淳子） 予防接種に関しては、一応、予防接種の期間とかそういうのを住民に周知はしております。インフルエンザに関して、1回目を受けられたら2回目はいつですよということを、病院のほうで言っただけのようにしておりますので、そこで計画を立てて予防接種を受けていただく形になっております。

○委員（瀬尾和敬） このインフルエンザの予防接種に関して、中学3年生、高校3年生という受験生を持つ家族にとっても、もちろんいいんですけど、それに今回該当しない人たちも受けることができれば、更に家族の方は喜ばれると思いますので、まずそこのところはよろしくお願ひしたいと思います。

○委員（新原春二） 今、瀬尾委員から話がありました。非常に正論なんですけど、このキャッシュフロー、御父兄の皆さんが病院に行かれて、どういふキャッシュフローになりそうですか。

○市民健康課長（檜垣淳子） 今、医師会の先生方と検討はしておりますけれども、一応、病院のほうにお母さんたちが代理というか委託するよ

うな形でお金を差し引いて、2,000円補助なので、負担額を差し引いてお金は支払ってもらって、病院のほうからうちのほうに申請していただくような手続ができないかどうかを、今、検討しているところです。

○市民福祉部長（春田修一） 今、検討中なんですけど、高齢者の65歳以上の分については、一部負担金を払うだけで、あとの残りは行政のほう、私どものほうに請求が来る仕組みがあります。それを使えればなと思っているんですが、ちょっと気になっているのは、小学生未満の分については2回が望ましいという話で、今回、予算の関係がございまして、就学前の児童だけ2回を補助しようというふうにしておりましたので、その小学生の部分は2回がいいと、WHOも国のほうも推奨しておりますので、そこを2回したときに、例えばA病院で1回目、2回目をB病院ということがあったときに、ちょっと医療機関でわからなくなってしまふ部分等も出てまいりますので、そのあたりをうまく調整できるのかということで、今ちょっと協議をしているというようなことでございます。

それで、将来的には、今回の一般質問の中でも、中1、中2、高1、高2まで拡大という御意見があったんですけど、私どもとしてはお答えさせていただいたように、まずは小学生未満の2回までを予算が許せばやっていければなと。まずはそれをした後に、次のステップかなというふうに考えているところでございます。

満額ですと4,000万円を超えるような金額になって、100%すると超えてまいりますので、今年の接種率がどれぐらいになるのか、その状況も見ながら、ちょっと今後の検討材料という形で考えているところでございます。

○委員長（福田俊一郎） よろしいですか。

ほかにございませんか。

○委員（井上勝博） 私のちょっと思い違いなのかもしれないですけども、かつて子どもたちのインフルエンザ接種というのはあったように思うんですよ。昔ですよ、私のころとかあったように思うんですよ。それが廃止されて、また復活というか、なっている。

この廃止の理由というのは、やっぱり財政的なものだったのか、それともリスクがあるのか、接

種することによるリスクがあるから見直しがあったのか。

今回、インフルエンザの接種というのは、もうそういうリスクが全くありませんよと、いわば、ほとんどのというか、皆さんも受けてくださいよというふうに言えるものなのかどうか、そこはどのようになのでしょう。

○市民健康課長（檜垣淳子） 受ける場合には、病院のほうで先生の間診とかをとりますので、もし受けられない子どもさんであれば、そこで受けない形になると思います。副作用とかは出る可能性はゼロではないと思われまじけれども、皆さん、アレルギーがあったりとか、そういう方は受けられないという可能性はあるとは思いますが、そこはちゃんとその前の段階で把握をして、という形でされると思います。

昔は、集団で多分されていたということをおっしゃっているのかなと思うんですけど、病院のほうで集団で並んで、多分、予防接種を受けていたということなんだと思うんですけど、そこはもう注射器をかえないといけなかったりとか、あと、いろんな副作用が出たりとかするので、病院での予防接種というふうになってきましたので、その部分で変わったのかなというふうに思いますけど、その補助とかはちょっと今のところ自分の今持っているところではわからない。どうしてそうなったかというのはちょっと理解できていないところです。

○市民福祉部長（春田修一） あくまで法定接種ではございません、任意接種でございますので、本市としては、それを全ての方に義務化するというつもりはございません。あくまで法定接種の場合であれば通知をしたりして接種していただきという勧奨をしますが、今回の分については任意接種でございますので、任意接種された、保護者の方で接種を希望される方に対しての助成という形で考えているところでございます。仮に法定接種になりますと、今委員がおっしゃいますように、接種の勧奨をしたりという作業はする必要があると思います。

○委員（持原秀行） 済みません、1点だけ教えてください。

靄島地域の診療所、医療従事者等の確保事業、これで162万8,000円、予算額であります、

御存じのとおり、非常に人材不足といえましょうか、靄に来て働いていただける看護師さんとか、医療従事者の確保を目指してあるんですが、この面までされてきた中で、実績と、それから、今後の、現在の見込み、それらをちょっとわかる範囲で教えていただきたいと思うんですが。

○市民福祉部長（春田修一） 今までの実績についてはこの後報告させますが、実は、昨年度、なかなか人材が集まらない、応募がないということで、看護師については今まで5万円だった分を10万円にしたところです。ただ、結果としては、ここ2年応募がないというような状況でございます、私どもも街コンがあるときには、地元のお子さんたちでそういう看護師とか、そういう福祉関係に興味を持たれるお子さんがいらっしゃればぜひこの制度を活用していただきたいというようお願いはしているんですが、結果としてはなかなか応募もないということで、月10万円ですので120万円なので、学費プラス生活費までできる金額だよという思いは持っているんですけど、なかなか来ないということで、慢性的に募集をかけているというのが実態でございます。

ただ、靄は去年も、その方は奨学金は利用されていなかったんですが、高校は普通の高校、普通科に行かれて、その後、勤務をされて、貯蓄をして、貯金をして、それで医療専門学校に行かれて、大学の鹿大のほうで2年ぐらい研修を詰まれて、ふるさとに帰りたいということで募集をしていた男性の看護師さんもいらっしゃいますので、本当そういう方々が自分で専門学校に行く学費を稼がなくても、靄のほうに5年間働いていただければ、最低5年間働いていただければ、奨学金のほう返還がありませんという、こういう制度を使って、ぜひそういう志を、思いのある方は使っていただければというふうに考えております。

周知もしているんですが、なかなか絶対数が少ないということやら、その中から福祉関係、医療関係に進みたいという方がまた絞られてくるというようなことで、こういう状況になっているところです。

○主幹（羽田美由紀） 今までの奨学資金の結果を御報告申し上げます。

平成21年度から貸し付けをしております、まず、平成21年度からは管理栄養士が一人おり

ました。平成22年度からは看護師が一名おります。それと、介護福祉士も平成22年度から一人貸し付けております。平成23年度からは医師にも一人貸し付けをしておりまして、医学生ですが、平成28年度で奨学資金の貸し付けが終了いたします。平成26年度からは1名看護師の貸し付けがございました。その中で、管理栄養士は上甌のほうの社会福祉の施設に勤務いたしました。看護師のほうは、ただいま市民病院のほうで研修中の看護師が一人おります。あと、二人の看護師につきましては甌のほうでの勤務というのがなかなか難しいようでして、奨学資金の返還ということになっております。

以上でございます。

○委員（持原秀行）なかなかいないということ、5万円から10万円に拡大もされて、非常に私はいいい制度だと思います。いろんな地域の中でも、子どもさんが中学生ですね、高校に行くとか、高校生でそういうのがあるというような就職相談ですね、そういう中でもそういう市としてはこういう制度があるよというのは常々話をしているところですが、やっぱりもっとこういう広めていけたらなというのがありますので、ぜひもう少し力を入れていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○委員長（福田俊一郎）意見であります。

○委員（新原春二）本土地域の診療所の関係で、データをちょっと示していただきたいんですが。本当にこういう過疎化が進んでまいりますと、やっぱり過疎地域の医療というのは大事になってきます。そしてまた、現に在宅医療ということで、今まで国の制度になっていますし、それに進んでいく場合に、診療所は必要だと思うんですけども、現在の本土地域西方、湯田、寄田、久見崎、高江、これの利用度はどんな状況なんですか。

○主幹（羽田美由紀）現在、本土地域の診療所は5カ所ございまして、月1回の診療を医師の方々に出向いていただいております。大体1回の患者数なのですが、5名から10名以内というのが1カ所の診療所の利用数でございます。

以上です。

○委員（新原春二）今後の状況も含めてなんですが、在宅医療ということで、国のほうも制度化をして、在宅医療をやって、先生方もそれに応え

ようという先生方も最近目立ってきたんですけども。そうしたら、在宅に関連はするんですけども、地域医療の関係で、これをふやしていく方向、また、制度を伸ばしていく方法、これをされていくのか、あるいは、もう人数が少ないので廃止の方向にいくのか、そこら辺の見通しは、これからの推移というのはどんなふうを考えておられますか。

○市民福祉部長（春田修一）厳しい質問なんですけど、今5カ所運営しておりますが、その前はまだ7カ所をしておりました。そのときには、10人を切った時点で廃止というような形でしていたんですが、現在、今おっしゃいますように5人から10人に届かない状況で、新規もいらっしゃらないというようなこと等で、昨年度から地域の方々のヒアリングやら、ことは実際、診療所に来られている方のアンケートや聞き取り調査をいたしております。その中では、慢性的な病気であって、救急の場合については病院に行くとか、かかりつけ医のところに行くとか。約9割がなんらかの方で、何らかの形でその手段は持っているというような結果が出ております。片一方、本市の状況を見たとき、ドクターの状況を見たときに、高齢化とか、救急医療とか、そういう形で本市内のドクターの疲弊感というのもございます。そういうことで、今後、ちょっと状況を見るというか、新規者がいらっしゃいませんので、できれば廃止の方向で考えていく必要があるのではないかなと思っております。委員おっしゃいますように、今、在宅医療ということで訪問診療とかされるドクターも増えてまいりました。そういう在宅医療への部分が、対応が可能であれば、そちらのほうを伸ばして行って、この診療所という分についてはできればある時期では廃止ということもお話をしたいかないといけないのではないかなと思っております。

特に、今のドクターの状況を見ますと、看護師が先に行って会場をつくって、ドクターはその後に行って、1時間しか診療しないんですが、1時間診療したらすぐまた帰るとようなドクターの状況。今行っているのが全部入院施設を持っているドクターでございますので、そういう形で、こちらのほうの患者もいらっしゃる中で、1時間だけに行くために結局先に準備をさせて、自分は今後から行って終わったらすぐ帰ると。どうし

でも絶えず変わらなければいいんですが、その症状が変わったりするとどうしてもまた病院のほうに診療に来てくださいと言わざるを得ないケースもあるみたいです。そういうことを考えたときに、果たしてこの診療所をずっと続けていったほうがいいのかというのは今後の課題だろうというふうには考えているところです。ちょっと長くなりました。

○委員（新原春二）非常に難しい判断を迫られると思うんですけども、一定の時点ではもう判断をせないかんのかなと、私もそう思っているんです。というのは、コミュニティバスが今こまごま走っていて、もう過疎地域から結構朝晩が多いというふうに話を聞いているんです。皆も病院なり、買い物なりされるんでしょうけども、そこら辺は医師会との関係もあり、先生方との関係もあるんでしょうけども、ぜひもう早い時期にそういう決断をされたほうがいいと思いますので、よろしくお願いします。

以上です。

○市民福祉部長（春田修一）診療所の運営協議会というのもしているんですが、その中でも、例えば川内地域の5カ所の地域と、あるいは、ほかの地域がございます。そこと格差が出だしてきているんじゃないのという意見も出たりしている関係もございますので、これは委員おっしゃいますように、ある一定の時点では判断をしていかないといけないことがくるだろうというふうに考えております。

○委員（井上勝博）がん検診事業で、乳がん検診の触診について廃止ということなので、ちょっとその背景を御説明いただきたいんですけど。

○市民健康課長（檜垣淳子）がん検診は、以前は視触診、あと、マンモグラフィという形でしたいたんですけども、一般質問の回答で申しましたけれども、国のほうがあり方検討会をして、視触診で見つかるというのがなかなか難しいというところで廃止の方向ということで、うちも去年までは実施していたんですけども、それを廃止して、ほかのたくさんの方に受けていただけるような方向性でもっていきたいということで、医療機関も去年から増やしておりますし、そこら辺をしていきたいということで廃止になりました。

○委員（井上勝博）実際、実績としても、視触

診については、これまでの実績というのはどうなんでしょうか。

○市民健康課長（檜垣淳子）視触診をして、マンモグラフィで見つかっていない方で、視触診だけで見つかるというのは非常にまれという形になっています。やはり視触診で異常がなくても、マンモグラフィは異常があるという方のほうが非常に多い状況でありまして、マンモグラフィのほうが精度がいいということで、そういうことでマンモグラフィのほうを推奨しているということになります。

○委員（森満 晃）済みません。すこやかふれあいプラザの管理費のところ、これは131ページですか、ここに管理人が3名ありまして、清掃業務と委託等で490万円ぐらいありますけども、この方々は、これの管理の内容はどういったものですか。

○市民健康課長（檜垣淳子）管理人は市の職員がいない午後5時から午後10時15分までを貸し館業務もしておりますので、その管理をしていただいております。

○委員（森満 晃）多分夜もいろんな会合だとか、そういうので使われたりしているんですよ。それで1点、ちょっと知り合いの方が夜、会合があつて行かれて、そうしたら、何々の会はどこですかといったら、受付に座った方が椅子に座ったままでこうされたそうなんです（上の方を指さす）。2階ですよじゃなくて、言葉も発しなくて、椅子に座ったままで、たまたまこれは職員じゃないだろうなと思って、多分だからそういう管理をされていらっしゃるのかなと思って、森満さん、何かあつたらちょっと一言言うといってくださいということだったのです。

○市民健康課長（檜垣淳子）わかりました。ちょっとまた指導していきたいと思えます。

○委員長（福田俊一郎）ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（福田俊一郎）質疑は尽きたと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

△議案第47号 平成29年度薩摩川内市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計予算

○委員長（福田俊一郎）次に、議案第47号平成29年度薩摩川内市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計予算を議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○市民健康課長（檜垣淳子）議案第47号国民健康保険直営診療施設勘定特別会計分について御説明申し上げます。331ページから335ページが歳出になります。

331ページをお開きください。1款1項1目一般管理費は、甌島地域の診療所の管理、運営に係る経費で、事業費は6億2,104万2,000円です。経費の主な内容は診療所看護師業務嘱託員、診療所窓口業務嘱託員等の報酬、診療所に係る一般職の職員の給与、レセプト電算保守委託等の委託料、県派遣医師給与負担金等であります。

次に、2目研究研修費、事項、医師研究研修事業費は、診療所に勤務する医師、歯科医師の資質向上を目的とした学会参加等の研究、研修事業に係る経費で、事業費は737万2,000円です。経費の主な内容は、医師、歯科医師、医療学会等出張旅費、鹿島診療所歯科受託研究業務委託費と医師会負担金であります。

次に、332ページをご覧ください。

2款1項1目医療用機械器具費は、診療所に設置している医療機器の維持管理及び購入に係る経費で、事業費は3,739万3,000円です。経費の主な内容は、医療機器修繕、医療機器等保守点検業務委託、備品購入費であります。

次に、2目医療用消耗器材費は、診療所の医療業務に使用する消耗品及び臨床検査業務委託等に要する費用で、事業費が3,964万5,000円です。

続きまして、333ページをお開きください。

3目医薬品衛生材料費は、診療所の医療業務に使用する医薬品の購入に係る経費で、事業費は2億5,269万6,000円です。経費の主な内容は医薬品衛生材料購入費であります。

次に、2項1目給食総務費、入院給食一般管理費は、入院患者への給食業務に関する管理、運営に要する経費で、事業費は72万7,000円です。経費の主な内容は、調理用消耗品購入費であります。

次に、334ページをご覧ください。

2目給食用材料費、入院給食材料購入費は、入院患者への給食用材料の購入に係る経費で、事業費は750万円です。経費の主な内容は給食用賄材料購入費であります。

次に、4款1項1目元金、長期債償還元金は、長期債の元金償還に係る経費で、事業費は919万2,000円です。

続きまして、335ページをお開きください。

2目利子、長期債償還利子は長期債の利子償還に係る経費で、事業費は151万3,000円です。

次に、6款1項1目予備費は、緊急的な支出執行への対応に係る経費で、事業費は300万円です。

以上で歳出予算の説明を終わります。

引き続きまして、歳入予算について御説明いたしますので、323ページから329ページになります。

323ページをお開きください。

1款1項入院収入、1目国民健康保険診療報酬、現年度分は、予算額1,076万円で、入院診療に係る国民健康保険診療報酬です。

同じく2目社会保険診療報酬、現年度分は、予算額194万4,000円で、入院診療に係る社会保険診療報酬であります。

同じく4目その他診療報酬、現年度分は、予算額419万4,000円で、入院診療に係る公費医療、一般医療の診療報酬であります。

同じく5目一部負担金、現年度分及び滞納繰越金分は、予算額904万9,000円で、入院診療に係る一部負担金であります。

同じく6目標準負担額、現年度分は、予算額410万4,000円で、入院患者の給食に係る負担金であります。

次に、324ページをご覧ください。

同じく7目介護報酬、現年度分は、予算額1,000円で入院診療に係る介護報酬であります。

同じく8目後期高齢者診療報酬、現年度分は、予算額6,924万円で、入院診療に係る後期高齢者診療報酬であります。

2項外来収入、1目国民健康保険診療報酬、現年度分は、予算額8,350万5,000円で、外来診療に係る国民健康保険診療報酬であります。

次に、325ページをお開きください。

同じく2目社会保険診療報酬、現年度分は、予

算額4,225万円で、外来診療に係る社会保険診療報酬であります。

同じく4目その他診療報酬、現年度分は、予算額2,561万4,000円で、外来診療に係る公費医療、一般医療の診療報酬であります。

次に、326ページをご覧ください。

同じく5目一部負担金、現年度分は、予算額6,306万2,000円で、外来診療に係る一部負担金であります。

同じく7目介護報酬、現年度分は、予算額4万3,000円で、外来診療に係る介護報酬であります。

同じく8目後期高齢者診療報酬、現年度分は、予算額2億1,548万6,000円で、外来診療に係る後期高齢者診療報酬であります。

328ページをご覧ください。

3項その他収入、1目諸検査等収入、現年度分は、予算額1,948万4,000円で、各種健診や予防接種等に係る受託料であります。

2款1項使用料、1目施設使用料は、予算額141万円で、医療従事者や臨床研修医の住宅使用料等であります。

2項手数料、1目診断手数料は、予算額232万7,000円で、各種診断書証明書の作成手数料であります。

次に、329ページをお開きください。

7款1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金は、予算額3億3,038万5,000円で、超音波診断装置などの医療機器等の購入に係る一般会計からの繰入金であります。

同じく2目国民健康保険事業特別会計繰入金は、予算額8,962万2,000円で、運営費補助に係る国保特別調整交付金直営診療施設整備に係る国保調整交付金に伴う国民健康保険事業特別会計からの繰入金であります。

9款2項2目雑入は、予算額660万円で、高齢者福祉施設の入院委託料、各種医療費助成事業の事務手数料であります。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますよう、お願い申し上げます。

○委員長（福田俊一郎） 当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。

御質疑願います。よろしいですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（福田俊一郎） 質疑はないと認めます。

次に、委員外議員から質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（福田俊一郎） 質疑はないと認めます。

これより、討論、採決を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（福田俊一郎） 討論はないと認めます。

これより、採決を行います。

本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（福田俊一郎） 御異議ないと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

△所管事務調査

○委員長（福田俊一郎） 次に、所管事務調査を行います。

当局から説明がありますか。

○市民健康課長（檜垣淳子） 市民福祉委員会資料の7ページをお開きください。

「予防医療の質向上に関する東京大学と薩摩川内市の共同研究」について御説明申し上げます。

この事業は、甑島地域をフィールドとして共同研究するものです。甑島の課題として、特定健診の受診率の低いこと、高齢化に伴う緊急搬送の増加、介護サービスが少ないこと、一人当たりの医療費の入院が高いことなどがあり、今回の事業に取り組むこととしました。

まず、概要ですが、甑島における医療リスクを低減するために、オリジナル健診を実施します。オリジナル健診は下の説明をごらんください。特定健診、長寿検診の検査項目に血液検査を追加し、骨粗しょう症検診とセットで実施する甑診になります。

その健診の結果を踏まえてオリジナル体操を実施します。オリジナル体操は下の説明をごらんください。転倒による骨折等のリスクを防止する日常生活動作を維持するためのオリジナル体操で、介護予防の体操になります。健診、体操を実施することにより、骨折等による緊急搬送を抑制するものです。

目的及び目標についてですが、東京大学が開発

した「みまもりケア」を実施することにより、高齢者の骨粗しょう症などによる骨折を予防し、日常生活動作を維持し、慢性疾患における日常生活動作を定期的にモニターすることで緊急搬送を抑制し、高齢者の予防医療の質を向上させ、高齢者の医療費の削減につなげようとするものです。

みまもりケアについては、次の8ページをお開きください。

みまもりケアは先ほど説明いたしました、甑診と定期的な運動チェックです。甑診では、病気のチェックと動きのチェックを行います。定期的な運動では、オリジナル体操と動きのチェックを行います。オリジナル体操は週2回最寄りの公民館で実施する予定としております。動きのチェックは月1回実施する予定とします。甑診は年1回実施になります。平成29年度は甑診と動きのチェックは甑4地域で実施し、オリジナル体操は上島だけで実施する予定です。平成30年度は、甑地域全体で実施する予定としております。

次に、目標ですが、短期目標としましては、7ページにお戻りください。

短期目標としましては、健診受診率の向上、運動量の増加、中期目標としましては、島外緊急搬送数の減少、要介護者の減少、長期目標は医療費の削減、健康寿命の延伸です。

関係機関及び業務分担ですが、東京大学医科学研究所附属病院は予防医療の提供体制の研究と総括、本市と診療支援業務委託契約を結んでいる社会医療法人博愛会相良病院は東大の指導によるオリジナル健診の実施、甑4支所地域振興課は健診と体操の実施、支援、保険年金課は健診実施後の分析、高齢介護福祉課は介護予防事業との連携、市民健康課は診療所等との調整を行うこととしております。

先ほど説明しましたように、共同研究は2年間を予定しておりますが、継続な実施が必要な事業であると考えておりますので、2年間の実施の中で、甑島の住民の手で実施できるような体制づくりを考えていることとしております。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○委員長（福田俊一郎）ただいま説明がありましたけれども、これを含めて、所管事務全般についての質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（井上勝博）すみません、今の説明あったみまもりケアなのですが、これは規模的にはどういう規模で行われるんですか。

○市民健康課長（檜垣淳子）対象者としてしましては、一応40歳以上が中心にはなるんですけども、若い方も参加される方は拒まないというような体系でいくこととなると思います。甑4支所全部を対象とするということになります。

○委員（井上勝博）できればもう40歳以上は全島民ということで、しかし、そういう体制も、そういう体制をつくるということですか。

○市民健康課長（檜垣淳子）今、特定健診、長寿検診、あるいは、介護予防事業等を行っておりますけれども、それを甑島はそういう介護予防事業とかがなかなか進められていないということもありまして、できるだけ多くの方に参加していただけるようにということ呼びかけをして、実施する予定にしております。

○委員（井上勝博）そういう体制はそれだけマンパワーが使用ですよ、週2回もやるわけでしょう。そういう体制はできるんですか。

○市民健康課長（檜垣淳子）今から構築していく形にはなりますけれども、ボランティアとか、あるいは、介護予防リーダーとかもいらっしやるんですけども、その方々を中心にしながら地域で進めていきたいというふうに考えております。

○委員長（福田俊一郎）よろしいですか。
ほかに。

○委員（新原春二）今日の南日本新聞の1面に病床削減の記事が載っております。今でも先生方も危惧されていた、以前自民党が出した30%削減ということで危惧されていたんですけど、具体的に2025年までに鹿児島県が全国第1位で34.9%に削減しなさい。数的に1万680床は事実上削減をしなさいという基本的な数が出たんですけども、これはもう直接市がどうこうというんじゃないと思うんですけども、今、市民のやっぱり気持ちからすれば、これは無視して通るわけにはいかないのか、これが今後どうなっていくのかというのが一番注目だと思うんです。特に書いてあるのは、三つに分けてあるんです。中心的には、医療型を中心にいきますよというのが基本的に出ているんです。機能的には三つに分けて、救急医療、集中医療などを担保する高度急性期、い

いわゆる急性期の部分とリハビリなどに取り組む回復期、それからあと、3番目には長期医療の慢性期を分けて、回復期を中心にして臨床をしていきますよ、こういうふうになっていくと思います。そうやってきますと、今度は今の病院の入院患者を見ていった場合に、かなり高齢者の入院が多いと。いわゆるもう老人施設になり得る病床なんですけども、これはこういうふうにしてなると、本当にこれからの老人医療、高齢者医療も含めて大変なことになっていくと思うんですけども、そこら辺でこの2015年までに具体的な方策があったんですけども。この新聞の中にも鹿児島県と医師会、病院が相談しますよと書いてあるんですけども、市のほうとしても何らかの意見を聞かれるんじゃないかと思うんです。医師会の先生方も恐々となっていていっちゃうので、そこら辺の今後の推移について、病床カットの推移について、状況がわかったらよろしくお願いします。

○市民福祉部長（春田修一） この分については、県のほうが主導して、各圏域ごとに懇話会というのを設置されております。こちらのほうは、出水圏域と川薩圏域ということで、2次医療圏域で懇話会が開催されておまして、その中でも各首長さんも入った形での懇話会をされております。

この中で、おっしゃいますように、いろいろ委員おっしゃいますように、高齢化が進んでいる中で、慢性期の入院患者がいるのを外出しするののかというような意見も首長のほうからも出ておりました。最初、県のほうが提案した部分よりは、緩和するような、高度急性期と急性期については医療所在市町村でと。それと、回復期と慢性期については住所地ベースですというような形で、若干減少幅をこの圏域は抑えさせていただいたというような状況でございます。

これについては、在宅医療の問題、あるいは、介護保険の問題、それと、介護難民、医療難民とか、いろんな問題が絡んでまいります。そういうことで、ただ国としてはこれを一つのシートに基づいて積算すると、その中で今後の病床数を決めてこいというような形でされておまして、やむなくというか、この圏域の中でのコンセンサスを果たということになります。

今後は、この県計画ができましたので、調整会議というのをまた開催するようになっております。

それは、具体的にベッド数が出てまいりましたので、このベッド数に応じてどういう形で、医療機関同士でどういうふうに調整するのかというのが出てくる部分があります。ただ、これは強制力があるという話ではなくて、お互い今後の推移を見ながら、この目標に近づけていきたいと思いますという考え方でございまして、そう申しましても、調整会議、今後県が主導します調整会議の中で、けんけんがくがくの議論が出てくるのではないのかなというふうに考えております。

だから、私どもとしても、先ほど言いましたように、在宅医療が進まない、介護報酬の保険料が上がる。そういう中で、本当にこれが大丈夫なのというような意見を市長、副市長のほからも発言をいただいているところでございますので、今後この調整会議の状況を見ながら、また、議会のほうにも逐次概要等についてはお話ししていく必要があるのかなというふうには考えているところです。

ただ、いずれにしても、県のほうがつくったのが、この調整会議もあったのが3月に入ってからでございまして、この構想自体がまだでき上がったばかりの関係がございまして、まだ議会のほうにも出しておりませんが、今後、進捗状況等もまたお知らせできればというふうに考えております。今のところ、そのぐらいの概要しかお話しできないところです。

○委員（新原春二） かなり国のほうとの制度そのものが大幅な改良といいますか、改良じゃなくて改悪のほうになっていくような感じがしますので、そういう面では、過疎のほうではなお切り捨てになっていくような気がするわけです。そういう面では医師会の先生方も大変困惑されているようですし、強制じゃないということももう一つは救いがあるんですけども、数字が出てきますとやっぱり比較をされるので、どうしてもそういうふうになっていかざるを得ないと思いますので、これもまた医師会の先生方とまた十分協議をされて、いろんな会議で詰めてください。

一番危惧するのは、やっぱり高齢者医療の関係が非常にひっかかってくるものですから、それで、これが介護保険の点数がこの部分については、高齢者については落ちますよということになってきますと、だんだん先生方もそこを切らざるを得な

なくなってくる。そうしますと、今度は施設介護のほうにどんどん移ってくるということになりますと、非常に介護医療の関係についても逼迫するような感じがしますので、それは医療だけじゃなくて、介護を含めて御検討いただきたい、要望しておきます。

○市民福祉部長（春田修一） 委員おっしゃるとおりだと思います。なので、先ほど言ったように、国のほうとしては、医療費が毎年1兆円ずつ上がってきていると。この2025年に向けて、特に75歳がピークになる、この75歳、2025年問題はどういうふうに避けていくのかというような話でこの構想が出てきたところでございますが、片一方では、私どもは介護の在宅でできる限界点が引き上げられるのかなという問題をいつているところなんです。どうしても施設に入るとなると、介護給付費がどんと上がりますし、本当は在宅医療の医療と介護の連携という形で、もう2年前から医師会と一緒にやりながらやっておりますが、この問題につきましても、ひとり暮らしの高齢者とか、高齢者夫婦のみの世帯とか考えたときに、在宅医療が可能なのというような課題も突きつけられると思いますので、そのあたりの本市の実態も訴えながら、言うべきところは言っていきたいなというふうには考えているところでございます。

○委員長（福田俊一郎） ほかに質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（福田俊一郎） なければ、委員外議員から質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○市民福祉部長（春田修一） 資料は準備しておりませんが、先ほどの甑診につきましては、一応来週の13日月曜日でございますが、東大の附属病院と一緒にあって、共同発表という形をとることにしております。13日1時半からの予定で考えているところ。13日に契約締結と、この共同契約の締結をしたいというふうに考えておまして、東大のほうからも共同の発表をさせてくれんかというようなリクエストがまいりましたので、13日で調整をしているところでございます。

それと、もう一点でございますが、瀬戸上先生の関係でございます。昨年10月に内村先生が赴任していただきまして、今対応していただい

ております。瀬戸上先生のほうに平成29年度の意向をお伺いしたところなんですが、もう難しいというような返事もございました。ただ、私どもとしては、藺牟田瀬戸架橋ができたときの今後の甑の医療のあり方についていろんなアドバイスをいただきたいという部分やら、まだ内村先生が半年であるということ等から、先生に委託をお願いできないでしょうかということで相談しておまして、そこの分については快諾をいただきましたので、今、手打のほうは第2と第4の週に白石病院が診療支援で入ってまいりますので、第1と第3に2泊3日ぐらいの部分で診療支援と甑の今後の医療のあり方について助言をいただきたいということで契約を結ばせていただき、1年間の契約でございますが、また次の状況を見ながら、また平成30年度以降は考えていく必要があると思っておりますが、とりあえず平成29年度についてはそのような形、契約をできることになりましたので御報告させていただきます。職員としては本年の3月末で、今月末で一応職員の分は切れて、その後は委託という形で走っていきいたいということで考えているところでございます。

○委員長（福田俊一郎） ただいま部長から説明がありましたけれども、何か御質疑はありませんか。よろしいですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（福田俊一郎） 質疑は尽きたと認めます。

以上で、市民健康課の審査を終わります。御苦労さまでした。

ここで休憩をいたします。

~~~~~

午後 2時6分休憩

~~~~~

午後 2時7分開議

~~~~~

**○委員長（福田俊一郎）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

△保険年金課の審査

**○委員長（福田俊一郎）** 次は、保険年金課の審査に入ります。

△議案第36号 平成29年度薩摩川内市

## 一般会計予算

○委員長（福田俊一郎） それでは、審査を一時中止しておりました、議案第36号平成29年度薩摩川内市一般会計予算を議題といたします。

市民福祉部長の概要説明を求めます。

○市民福祉部長（春田修一） それでは、保険年金課の当初予算の概要について御説明をさせていただきます。

予算概要の54ページからになります。54ページ下段をお開きいただきたいと思います。

国民健康保険事業特別会計繰出金でございますが、法定分及び法定外分として10億8,285万7,000円を計上いたしておりますが、このうち法定外分につきましては、昨年同様2億5,000万円を計上させていただいたところでございます。

次に、特別会計の状況でございますが、国民健康保険特別会計におきましては、56ページに記載しているところでございますが、予算総額といたしましては143億5,512万円と計上しているところでございまして、保険財政共同安定化事業拠出金の増によりまして、前年より約2億9,812万円の増となったところでございます。

また、後期高齢者医療事業特別会計については、57ページ上段に記載しておりますが、予算総額で11億7,423万円を計上しております。県後期高齢者医療広域連合納付金の増によりまして、前年度対比で2,451万円の増となったところでございます。

以上、簡単でございましたが、保険年金の当初予算の概要の説明を終わらせていただきます。予算の詳細につきましてはこの後、保険年金課長のほうで御説明をさせていただきたいと思います。

○委員長（福田俊一郎） それでは、引き続き、当局の補足説明を求めます。

○保険年金課長（西田光寛） それでは、議案第36号平成29年度薩摩川内市一般会計予算のうち、保険年金課分について御説明いたします。

まず、歳出から説明いたしますが、事業内容は、予算調書により説明させていただきたいと思いますので、予算調書134ページをお開きください。

事項、国民年金事務費については、国民年金事務に係る業務を行うための経費で、窓口業務嘱託員1名の報酬、一般職員2名分の給与費などの人

件費と老齢基礎年金等の裁定請求や被保険者異動処理及び相談業務などに要する事務経費であります。

次に、下の段になります。

事項、国民健康保険対策費については、国民健康保険事務事業に係る経費で、窓口業務嘱託員1名の報酬、一般職員16人の給与費等の人件費及び国保基盤安定負担金などの国民健康保険事業特別会計繰出金等であります。

なお、繰出金は、法令等に定められた法定繰出金8億3,285万7,000円と、国民健康保険事業特別会計の財政支援分として法定外繰出金2億5,000万円を計上しております。繰出金の明細につきましては、委員会資料別冊1、1ページに記載しておりますので、御参照ください。

次に、予算調書の135ページをお開きください。

事項、後期高齢者医療対策費においては、後期高齢者医療事務事業に係る経費を計上するもので、長寿健診委託料、広域連合負担金並びに保険基盤安定分の後期高齢者医療事業特別会計への繰出金などを計上しております。

負担金及び補助金については、広域連合への負担金として、事務に係る共通経費分497万3,000円、保険給付費等に係る共通経費分3,000万4,000円、並びに給付費の法定負担分12億7,964万1,000円や人間ドック等の補助金等を計上しております。

次に、歳入について御説明いたします。

予算調書の29ページをお開きください。

1行目の15款1項2目衛生費負担金では、予算額1億284万2,000円を計上しております。主なものは、節、国民健康保険医療助成負担金で、国民健康保険被保険者の軽減措置に対する国の負担分であります。

次に、15款3項2目民生費委託金では、予算額1,900万円を計上しております。これは、国民年金事務に係る経費に対し、国から交付される事務費交付金であります。国が設定する基準額により人件費と物件費で算定をしております。

次に、16款1項2目衛生費負担金では、予算額6億7,855万1,000円を計上しております。主なものは、節、国民健康保険医療助成費負担金3億6,369万円で、これは国民健康保険被

保険者の軽減措置に対する県の負担分であり、また、節、後期高齢者医療助成費負担金3億1,486万1,000円は、後期高齢者被保険者の軽減措置に対する県の負担金であります。

次に、21款5項4目雑入では、予算額4,242万3,000円を計上しております。主なものは、後期高齢者の長寿健診に対する鹿児島県後期高齢者広域連合からの補助金であります。

次に、債務負担行為の設定について説明いたしますので、予算書の10ページをお開きください。

保険年金課分は一番上段の長寿健診受診券作成等業務委託で、健診事業者との日程調整により、早期に受診券を発送する必要があるため、100万円を限度として設定するものであります。

以上で、一般会計予算に係る保険年金課分の説明を終わります。よろしく御審査賜りますよう、お願いいたします。

**○委員長（福田俊一郎）** ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。よろしいですね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（福田俊一郎）** 質疑はないと認めます。次に、委員外議員から質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（福田俊一郎）** 質疑はないと認めます。ここで、本案の審査を一時中止いたします。

△議案第46号 平成29年度薩摩川内市国民健康保険事業特別会計予算

**○委員長（福田俊一郎）** 次に、議案第46号平成29年度薩摩川内市国民健康保険事業特別会計予算を議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

**○保険年金課長（西田光寛）** それでは、議案第46号、平成29年度薩摩川内市国民健康保険事業特別会計予算について説明いたします。

保険年金課の各特別会計につきましては、費目が多岐にわたり、予算調書では多ページになりますので、説明用として、市民福祉委員会資料別冊1に取りまとめてございます。主に本資料を使って説明させていただきますので、御了承いただきたいと思っております。

なお、歳入の国民健康保険税の関係につきましては、税務課から説明をさせていただきますので、

よろしく申し上げます。

それでは、予算内容について御説明いたします。

まず、歳出から、主なものについて説明させていただきますので、市民福祉委員会資料別冊1の4ページをごらんください。予算書は355ページから374ページ、予算調書は303ページから322ページになります。

1款1項総務管理費は、高齢者受給者証等郵送料や保険証等発送業務委託料の委託料や国保連合会への負担金が主なものでございます。

次の1款2項徴税費は、納付書等の郵送料やコンビニ収納用の納税通知書の作成等の業務委託が主なものであります。

次の1款3項運営協議会費は、国保運営協議会の委員報酬及び旅費でございます。

次の2款1項療養諸費は、疾病負傷等及びコルセット、はり、灸等の費用に対する保険者負担分及び審査支払い手数料等でございます。

次の2款2項高額療養費は、一部負担金が高額となった場合、一定額を超える部分が支給される高額療養費と前年8月から本年7月までの1年間の医療保険及び介護保険の自己負担額の合計額について、一定額を超える部分が払い戻される高額介護合算療養費を計上しております。

次の2款3項葬祭諸費は、葬祭に係る補助金を、次の4項移送費は、離島等からの患者搬送のために要した経費等の補助を、次の5項出産育児諸費は、出産、育児一時金とその支払い手数料を計上しております。

次の3款1項後期高齢者支援金拠出金は、後期高齢者医療制度に係る医療費の4割相当額を被保険者数に応じて各保険者が負担する支援金とそれに対する事務費負担金で、支払基金に支払うものでございます。

続きまして、5ページをお願いします。

4款1項前期高齢者納付金は、65歳から74歳までの前期高齢者の保険者間の偏在による負担の不均衡を調整するため、各保険者の加入数に応じて費用負担を調整するものであり、本市負担分の納付金と事務費分を計上しており、支払基金に支払うものでございます。

次の5款1項老人保健拠出金は、老人保健医療の精算に係る事務費負担分で、支払基金に支払うものでございます。

次の6款1項介護納付金は、介護保険第2号被保険者に係る保険者負担分で、支払基金に支払うものでございます。

次の7款1項共同事業拠出金は、高額医療の多発による国保財政への影響を緩和するため、80万円以上を都道府県間で、80万円未満を県内市町村間で調整するもので、国保連合会へ拠出するものでございます。

次の8款1項特定健診保健指導事業費は、保健師業務嘱託員4名及び特定健診等業務嘱託員1名の報酬等人件費のほか、特定健診委託料等を計上しております。平成29年度におきましても、治療中のもののデータを医療機関から提出してもらう特定健診情報提供事業のほか、事業所健診受診者から情報提供いただく事業所健診データ収集事業などに取り組むこととし、特定健診受診率60%、特定保健指導率60%を目標としております。

次の8款2項1目疾病予防費は、診療報酬明細書磁気テープ作成業務委託や人間脳ドック、温泉保養補助に要する経費を計上しております。

続きまして、6ページにかけまして、4目医療費適正化特別対策事業費では、診療報酬明細書点検業務嘱託員1名、医療費適正化業務嘱託員1名、保健師業務嘱託員1名の配置に係る報酬等人件費のほか、医療費通知に係る経費、レセプト点検業務の国保連合会への手数料やジェネリック医薬品差額通知等業務委託などの経費を計上しております。

次の3項1目早期介入保健指導事業費は、市民健康課のほうに執行委託を行い実施しているもので、生活習慣病予防教室に関する経費が主なものでございます。

次の9款1項基金積立金は、国民健康保険基金の利子相当の積立基金になります。

次の11款1項償還金及び還付加算金は、過年度の税等過誤納金の払戻金や国庫支出金等精算返納金であります。

次の11款2項1目直営診療所施設勘定繰出金は、甌島地域の国保直営診療所の運営に係る補填分として交付された調整交付金を施設勘定特別会計へ繰り出すものでございます。

次の2目一般会計繰出金は、収納率向上特別対策事業に係る一般会計への繰出金になります。

以上が歳出になります。

続きまして、歳入について説明させていただきますので、前にかえていただき、2ページをお開きください。予算書は342ページから354ページ、予算調書は298ページから302ページになります。

まず、税務課から国保税等の説明の後、引き続き、保健年金課分を説明させていただきます。

それでは、税務課から説明いたします。

**○税務課長代理（佐多誠一）** 税務課でございます。

一般会計資料の2ページになります。

本特別会計の歳入に係る国民健康保険税について、御説明いたします。

国民健康保険税は、国保事業の健全な運営を確保するための重要な財源として、国民健康保険税条例に基づき課税いたしているものでございます。

一番上の1款1項国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税は、75歳未満の加入者全員が対象となる医療給付費分及び後期高齢者支援金分と、40歳から65歳未満の加入者が対象となる介護給付金分、それぞれ現年課税分と滞納繰越分を合わせて、15億4,116万2,000円を計上しております。

2目退職被保険者等国民健康保険税は、退職被保険者等に係る医療給付費分、後期高齢者支援金分及び介護給付金分の現年課税分と滞納繰越分を合わせて5,941万円を計上しております。

2款使用料及び手数料、1項手数料、2目の督促手数料は、国民健康保険税未納者に対する督促手数料の納付見込み額を100万円計上いたしております。

なお、本年2月末現在の世帯数は、1万5,516世帯で、本市世帯数の約34%、被保険者数は、2万3,553人で、本市人口の約24%となっております。

以上で、歳入に係ります国民健康保険税関係の説明を終わります。よろしく御審査賜りますようお願いいたします。

**○保険年金課長（西田光寛）** 引き続きまして、保険年金課に係る歳入について説明いたします。

3款1項国庫負担金は、療養給付費等に係る国庫負担分であります。

次の3款2項国庫補助金は、国庫から支出され

る財政調整交付金で普通調整交付金と、特殊要因に対し交付される特別調整交付金があります。

特別調整交付金の内容につきましては、備考欄に記載のとおりでございます。

次の同項7目国民健康保険制度関係業務準備事業費補助金は、新制度準備に係るシステム改修等の経費に対し交付されるものでございます。

次の4款1項療養給付費交付金は、退職被保険者分に係る療養給付費等に対し交付されるものでございます。

次の5款1項前期高齢者交付金は、65歳から74歳までの医療費について、保険者間の偏在による負担の不均衡を調整するため、各保険者の加入数等に応じて交付されるものでございます。

次の6款1項県負担金は、国庫負担金と同様に療養給付費等に係る県負担分でございます。

次の7款1項共同事業交付金は、80万円を超える高額な医療費の発生に対しまして都道府県単位で調整が行われる共同事業交付金と、80万円未満の医療費について都道府県内で調整が行われる保険財政共同安定化事業交付金であり、市町村国保間の保険料の平準化、財政の安定化を図るため、交付されるものでございます。

次の8款1項財産運用収入は、国民健康保険基金の利子。

次の9款1項他会計繰入金では、一般会計からの法定繰入金とその他繰入金として法定外繰入れを2億5,000万円計上しております。明細は前ページ記載のとおりでございます。

続きまして、3ページの10款1項繰越金は、医療費の実績見込みが少なかったことにより繰り越されたもの、また、一般被保険者に係る医療費の実績見込みが少なかったことにより本年度へ繰り越されるものでございます。

次の11款諸収入、3項雑入では、交通事故等の賠償金に係る第三者納付金や過誤調整による医療機関からの返納金、また、健康教室等の参加者負担金を計上しております。

次に、債務負担行為について、説明いたしますので、予算書の339ページをお開きください。

債務負担行為につきましては、コンビニ収納に伴う国民健康保険税納税通知書作成等業務委託において、平成29年度の1年間について、限度額300万円を設定しておりますが、これは契約期

間が年度をまたがるために設定するものでございます。

国民健康保険特定健康診査受診券作成等業務委託は、健診事業者との日程調整により、早期に受診券を発送する必要があるため155万円を限度として設定するものです。

続きまして、予算とも関係がございますので、制度改正等の概要について説明をさせていただきます。

委員会資料別冊1に返っていただきまして、7ページをお開きください。

まず、1、平成29年度国民健康保険制度の改正等について説明させていただきます。

(1) 国民健康保険税の改正について、低所得者に係る保険税軽減の拡充で、低所得者に対する国民健康保険税の軽減措置の対象となる世帯の軽減判定所得について、経済動向等を踏まえ軽減判定所得の見直しをするもので、軽減判定所得について、5割軽減と2割軽減を見直そうとするもので、現行、5割軽減基準額は、基礎控除額に26万5,000円に被保険者数と特定同一世帯所属者数の合計を乗じたものを加算しており、2割軽減基準額では、同様に48万円を乗じたものを加算しております。この26万5,000円と48万円の金額を、27万円と49万円にそれぞれ引き上げ、対象者数を拡大しようとするものでございます。

続きまして、(2) 高額療養費制度の見直しにつきましては、8ページに制度改正の表を添付してございますのでごらんください。

制度概要は記載のとおりで、見直し内容については記載のとおり、第1段階と第2段階で2年にわたり改正されるようになっております。

まず、第1段階として、平成29年8月から、70歳以上の自己負担限度額について、現役並み所得者の外来と一般の世帯合計を月4万4,400円から月5万7,600円に引き上げる。また、一般の外来を月1万2,000円から月1万4,000円に引き上げるとともに年間14万4,000円の上限を設ける。

第2段階として、平成30年8月から現役並み所得区分については、表に記載のとおり細分化した上で限度額を引き上げ、一般区分については、外来上限が1万8,000円に引き上げられること

になっております。

続きまして、(3)医療療養病床の入院患者の居住費負担の引き上げについては、9ページに別表を添付しておりますのでごらんください。

65歳以上の医療療養病床に入院する患者の居住費について、介護保険施設や在宅との負担の公平化を図る観点から、表のとおり平成29年10月から医療区分Ⅰの方は、現在の一日当たり320円から370円に引き上げ、医療区分ⅡとⅢの方には新たに一日当たり200円の負担を定めることとし、平成30年4月からは全ての医療区分について370円に統一することとなります。

以上の制度改正は、後ほど説明いたします後期高齢者医療制度においても同様の改正が行われます。

続きまして、10ページの2、平成29年度薩摩川内市国民健康保険事業計画について、14ページまで掲載しております。

本計画は、平成29年度の国民健康保険事業推進のための計画で、さきに開催いたしました国民健康保険運営協議会に報告をし、承認をいただいたものでございます。

内容の詳細については、御参照いただきたいと存じますが、簡単に概要を説明させていただきます。

(1)基本方針では、現在の国民健康保険事業を取り巻く状況と今後の運営方針を説明してございます。

次に、(2)具体的な対応策について、ア収納率向上対策の推進による歳入の確保では、収納率の目標を現年度9.1%、滞納繰越分を1.3%としており、目標達成のための施策を実施していくこととしております。

イ一般会計からの繰り入れによる財政支援として、先ほど予算説明の中で説明いたしました内容を記載してございます。

ウ被保険者適用の適正化の推進では、従来方針を継続し、実施していくこととしております。

次の12ページをごらんください。

エ医療費適正化対策の推進では、従来方針を踏まえ、ジェネリック医薬品差額通知事業で蓄積するデータを分析して、有効かつ効率的な保健指導に生かす取り組みを行うこととしております。

特に、13ページの8保健事業の実施の中で、

平成25年度から実施しております(3)重症化予防事業を29年度も継続して実施し、さらに、

(4)CKD予防ネットワークの構築とありますように、慢性腎臓病の重症化を予防するための病診連携を運用していくための枠組みを構築していきたいと考えております。

次に、オ特定健診・特定保健指導の推進については、第2期特定健康診査等実施計画を平成25年度改訂させていただいたところですが、これをもとに、平成29年度に特定健診・特定保健指導とも目標を60%として、これを達成するための取り組みを平成29年度も実施していくこととしており、特定健診未受診者に対する事業所健診受診者のデータ収集等を行うこととしております。

次の14ページ、カ国民健康保険直営診療所の運営及び経営改善の推進については、従来方針を継続していくこととしております。

続きまして15ページの国保新制度準備に係る来年度の主なスケジュールについて御説明いたします。

平成30年4月からの国保新制度は県が示す納付金により各自治体が保険料を決定することが重要となります。

前回の委員会で御説明した内容と現時点ではほとんど変更はございません。来年度で重要な時期が10月ごろの仮係数決定により保険料の推計をし、それに伴い翌年度予算の作成や各種条例改正が大きなポイントになってきます。

県においては納付金算定のための準備作業を現在も行われておりますが、具体的な数値を示すことができるのは、今年の10月ごろになるであろうと説明を受けております。

以上で、国民健康保険事業特別会計の説明を終わります。よろしく御審査賜りますようお願いいたします。

○委員長(福田俊一郎)ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。

御質疑願います。

○委員(井上勝博)今最後の部分で10月にある程度姿が見えるというお話ですが、国保税を引き下げのために、各自治体が、薩摩川内市も2億5,000万円の法定外を繰り出しているわけですけれども、鹿児島市は相当な金額にもなっ

ておりますし、やっぱりその実情に合わせて国保税が高いんだけど、しかし、できるだけ負担を少なくするという努力はしていると。それでも高いんですけども。

こういった法定外繰り入れについては、どのような考え方に、これからなるのかということをお教えいただきたいと思っております。

**○保険年金課長（西田光寛）** 国の説明では、公費を3,400億円合計で投入するということになっております。このうちの1,700億円が国の説明では、当初の予定では、全国の市町村がこの法定外繰り入れ分として投入している額の合計額がこの金額であるという説明でありましたけれども、直近の決算状況を見ますと、もう既にこの金額を上回ってきている法定外繰入金に既に投入されているということでございます。

国の説明では、公費を負担するので、この2億5,000万円の各自治体が入れている法定外繰り出し分は入れなくてもよくなりますよという当初の説明でございましたけれども、今後、今、医療費がまたどんどん上がっておりますので、この関係が計算上どうなってくるのかがちょっとまた微妙な、見えないところでございます。

**○委員（井上勝博）** ちょっとよくわからなかったんですけど、つまり今法定外繰り入れをやっているのが全国で3,400億円だと。この3,400億円のうちの1,700億円を国が負担するというようなことを言っているというんですか。

**○保険年金課長（西田光寛）** 3,400億円が足らなかったわけですけども、3,400億円を2段階に分けて交付するというふうになっておまして、平成30年度からは合わせまして3,400億円を国のほうが責任を持って投入するということの説明を受けております。

**○委員（井上勝博）** そうすると国がきちっとそういう約束を守ってくれば、今2億5,000万円というのを繰り出しているけれども、繰り出す必要がなくなって、国がそれを見てくれるという考えになるというわけですか。そうなればいいですけどね。

**○保険年金課長（西田光寛）** そういう説明を受けて、今、県のほうでもいろいろ計算していただいておりますけれども、医療費が昨年あたりか

ら高額な薬剤費等が出てきまして、まだ医療総数の関係で医療費がはね上がったっておりますので、直近の決算状況を見ますと、3,400億円入っても足りないのではないかと今言われているところですよ。

**○委員（持原秀行）** これに関連して、一般会計からの法定外繰り入れのこれはこれでいいですが、適正な賦課という形の中で、昨年の12月にも申ししたことなんですが、国保税の算定基礎となる所得の把握については、ここに書いてあるとおり、的確に行っていくと申す、税務の所管課とも協力してやっていくということなんですが、所得の把握はわかるんですが、この中に3割ありますよね。この3割については、もう例えば世帯が被保険者に全部入っておれば、全部が反映されるのか、あるいは世帯主だけの資産割となるのか、またあわせて、この資産割をしてないという、私は基本的には資産割は入れるべきではないと思っております。そういう意味では、そうでなければ資産を持ってない人との差が、差というんですか、私は格差があると思うんですよ。私はこれは所得割で、それと均等割とか世帯割とかありますから、私はそこだけですべきだと思います。

その意味は12月議会のときにも言いましたけれども、市外における固定資産の把握がしっかりとできないということは、これは明白なわけですから、しっかりと把握できるのは所得ですよ。それと世帯とか人数割とか、これはもう間違いなく把握はできるわけですから、そのところで私はすべきだと思うんですが、3カ月たちましたけれども、どういうふうになっておりますでしょうか。

**○税務課長代理（佐多誠一）** まず、最初の御質問でございますけれども、例えば奥さんと御主人お二人とも資産をお持ちであれば、それぞれの固定資産税が合算されて資産割の対象となります。

あと、もう一つ、最後のほうですけども、その資産割を今後どうするかということにつきましては、税務課のほうからまた今後県に移管されますので、今の段階では税務課のほうから明確な返事はちょっとなかなか難しいところでございます。

以上でございます。

**○保険年金課長（西田光寛）** 保険年金課のほうでもこの新制度に関する説明会があれから1回ございました。県内の各自治体の方ともお話をし

いるところでございますが、まだどちらの自治体の方も3方式と4方式という話になるんですけど、そのどうされるかということの結論は、今のところはどちらも決定されていないという形でございます。

○委員（持原秀行）やはり4方式、3方式あるわけで、私はその3方式について、しっかりと本市的にはどんなふうになるのかというのを私は試算すべきだというふうに思います。

これは市民から非常に苦情が来ています。いわゆる説明においては二重課税ではないというようなことを言われますけれども、そう捉えざるを得ないんですよ。そうだと思います。皆さん方も国保に入られれば言われると思います。もうすぐなりますから。

ただ、やはりそのところはしっかりと試算をしてやると。実際、鹿児島市なんかはしてないわけですから、3方式でやっているわけですから、そういうところはきちっと精査をして、学んでいただきたいなと強く申し上げておきます。

○委員（井上勝博）私のところに相談があって、200万円の収入になって、20万円の国保税が来た。これは、前年度が低かったせいで、非常に大変だということ言われたわけですけども、確かに200万円の収入しかないのに、その1割が国保税に取られると。ほかにもいろいろ支払いはあるわけで、本当に重い負担ということになっているわけですね。

先ほどの話だと、そういう法定外繰り入れについては国が面倒を見るようなことを言っているというふうに言うんだけど、例えば新制度になったら、それぞれの市町村では法定外はもうできないということになるんですか。その辺は。

○保険年金課長（西田光寛）その検討の説明におきましては、国もですけども、新制度において、その法定外繰り入れを禁止するものではないという説明を受けております。

○委員長（福田俊一郎）ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（福田俊一郎）質疑は尽きたと認めます。

委員外議員。

○議員（成川幸太郎）特定健診の目標率が60%ということとされていると。私も大概受け

ていたんですが、去年は選挙があって受けなかったら、受診督促みたいなのが年明けてから来たんですが、今現状が何%であって、例えばそこへまたコストもかかったと思うんですけども、督促みたいにしてまた再度出された部分がどのくらいの量があったのか、教えてください。

○保険年金課長（西田光寛）平成27年度の実績が59.9%でちょっと足らなかったんですけども、これが特定健診の受診率でございます。

保健指導実施のほう为目标が60%としておりますが、54.4%でございました。これは県内でも2、3番目で高いほうでございます。

委員の督促部分の今年度の部分は約1,500件の方に2回程度御案内を差し上げているということでございます。

○議員（成川幸太郎）わかりました。ほんと真面目に受けないと負担をコストをかけるようなことになりますので、行きます。

○市民福祉部長（春田修一）これは制度を開始するとき、その特定健診の目標を定めて、国のほうも60%、国保はだったんです。それを達しない場合はペナルティを課すというような部分がございます、当時30%ぐらいの健診率だったんですけど、いろんなあの手この手というわけじゃないんですが、いろいろして、健康意識の高まりもございまして、やっと60%までとどいたところなんです。ただ、極端に低いところは最初国が言っていたような大きなペナルティではないんですが、ある一定のペナルティは課せられているみたいな感じでございますので、ぜひ特定健診を受けていただければありがたいというふうに考えております。

○委員長（福田俊一郎）質疑は尽きたと認めます。

これより討論、採決を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（福田俊一郎）討論はないと認めます。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（福田俊一郎）御異議ないと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと

決定いたしました。

△議案第49号 平成29年度薩摩川内市  
後期高齢者医療事業特別会計予算

○委員長（福田俊一郎）次に、議案第49号平成29年度薩摩川内市後期高齢者医療事業特別会計予算を議題といたします。

当局の補足説明を求めます。

○保険年金課長（西田光寛）それでは、議案第49号平成29年度薩摩川内市後期高齢者医療事業特別会計について御説明いたします。

予算書は、444ページから452ページ、予算調書は、367ページから369ページになりますが、説明は、引き続き、委員会資料別冊1で説明させていただきます。

まず、歳出から説明いたしますので、16ページをお開きください。

16ページの下の段の表をごらんください。

1款2項1目徴収費は、保険料徴収事務に係る経費を計上しております。

次の2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金は、保険料と一般会計で繰り入れる保険基盤安定負担金を広域連合へ納付するものでございます。

次の4款1項1目保険料還付金については、前年度保険料の還付金に係るものでございます。

続きまして、歳入について説明いたします。

上の表をごらんください。

1款1項後期高齢者医療保険料では、特別徴収分と普通徴収分を計上しております。

後期高齢者医療被保険者の約70%が特別徴収、約30%が普通徴収となっています。

次の2款1項2目督促手数料は、保険料に対する督促手数料です。

次の4款1項2目保険基盤安定繰入金は、低所得者に係る保険料軽減に対する公費補填分であり、一般会計で受け入れるため、繰入金として繰り入れるものでございます。

次に、6款1項1目延滞金は、過年度保険料の延滞金、6款2項1目保険料還付金は、前年度等の保険料還付金について、広域連合から受け入れるものでございます。

続きまして、17ページをごらんください。

後期高齢者医療制度の改正について説明いたしますが、先日開催された広域連合定例会で審議さ

れ議決されましたので、報告させていただきます。

1 保険料軽減特例の見直しについてです。これについては、平成29年から段階的に見直すこととされ、（1）所得割額の軽減について、保険料の算定に用いる基礎控除後の総所得金額等が58万円以下の被保険者に対する所得割額の5割軽減措置について、平成29年度からは、これを2割軽減とすることとし、平成30年度以降の軽減措置は廃止されることになりました。

また、（2）被用者保険の被扶養者であった被保険者に対する均等割額の9割軽減措置について、平成29年度はこれを7割軽減とし、平成30年度は5割軽減、平成31年度以降は資格取得後2年を経過するまでの期間、軽減を行うこととなります。

2 均等割保険料の軽減対象の拡充についてと3 高額療養費制度、高額介護合算療養費制度及び入院時の居住費の見直しについては、先ほど国保会計の中で説明した内容と同じですので、省略させていただきます。

以上で、後期高齢者医療事業特別会計について、説明を終わります。よろしく御審査賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（福田俊一郎）ただいま当局の説明がありましたので、質疑に入ります。

御質疑願います。

○委員（井上勝博）この今の制度のことですが、5割軽減措置について、それを2割軽減にして、更に廃止すると。これは、後期高齢者ということについては、75歳以上を別枠の会計にして、その75歳以上の方々の医療費負担をふやしていくとか、そういうふうな仕組みをつくって、医療費が高騰しないようにするというのが最初の目的でこういうのがつくられたんで、私は一貫してこの会計は廃止すべきだというふうに言ってきたんですが、今回のこの措置というのは、それをまた具体化していくとか、負担を重くしていくということになっていくわけですね。そういうことなんですか、これ。

○保険年金課長（西田光寛）この部分の軽減につきましては、特別軽減という形でされておりましたのを本則のほうに戻していくという形で改正が行われた部分でございます。

多くの方に影響が生じる部分の改正につきまし

ては、今回は見送られ、この一部分だけが今回改正の対象となったということでございます。

○委員（井上勝博）一部分とはいえ、そういうのがだんだんだんだん所得が少なくなっていくんだらうと思うんですよ。これは広域連合機関においては、全員一致なんですかね。全員一致でこれが決められたということなんですか。連合会の議会では。

○保険年金課長（西田光寛）反対討論もございました。1名の方から。

○委員長（福田俊一郎）ほかにございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）質疑は尽きたと認めます。

委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）質疑はないと認めます。

これより討論・採決を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者あり〕

○委員長（福田俊一郎）ただいま討論の声がありますので、これより討論を行います。

まず、本案に反対の討論を行います。

討論はありませんか。

○委員（井上勝博）先ほど国保税はぱっといっちゃったもんだから、できませんでしたけれども、後期高齢者については、やはり民主党政権の誕生のときに、この高齢者を差別するものだとということで、一回これはもう廃止するという方向に進んだにもかかわらず、結局今の政権になる過程の中で、やはりまた復活してきたということで、やっぱり高齢者の差別になっている制度だと、高齢者の負担を重くする制度になっているということで、反対いたします。

○委員長（福田俊一郎）次に、本案に賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）次に、本案に反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）討論は終了したと認めます。

採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに賛成する委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（福田俊一郎）起立多数であります。

よって、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

△所管事務調査

○委員長（福田俊一郎）次に、所管事務調査を行います。

当局の説明を求めます。

○保険年金課長（西田光寛）所管事務につきましては、委員会資料18ページに定期的に報告させていただいております。1月末現在の国保と後期高齢者医療の短期被保険者証と資格証明書の交付状況を記載してございますので、ごらんください。

以上で、説明を終わります。

○委員長（福田俊一郎）説明がございました。

所管事務全般についての質疑に入ります。

御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）質疑はないと認めます。

委員外による質疑はございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）質疑はないと認めます。

以上で、保険年金課の審査を終わります。

御苦労さまでした。

ここで休憩をいたします。

~~~~~

午後2時54分休憩

~~~~~

午後3時15分開議

~~~~~

○委員長（福田俊一郎）休憩前に引き続き会議を開きます。

△障害・社会福祉課の審査

○委員長（福田俊一郎）それでは、次に、障害・社会福祉課の審査に入ります。

△議案第30号 薩摩川内市隣保館条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（福田俊一郎）まず、議案第30号薩摩川内市隣保館条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の補足説明をお願いいたします。

○障害・社会福祉課長（有西利朗）障害・社会福祉課でございます。よろしく願いいたします。

議案第30号薩摩川内市隣保館条例の一部を改正する条例の制定について説明をいたしますので、議案つづりのその2、30ページの1をお開きください。

提案理由につきましては、本会議で部長が説明しておりますので、省略をさせていただきます。

30ページの2をお開きください。

条例の一部改正に至る経緯を少し説明させていただきます。

本市に隣保館は、川内地域に3館、冷水、永田、杉ノ角会館、それに入来地域に1館、入来会館ということで合計4館あります。

隣保館は、人権・同和問題の解決に資するため、また地域に密着したコミュニティセンター等として市が設置し、本市では地域交流事業、特に各種教養講座、フラダンス、五つ太鼓、カラオケ、大正琴、パソコン、生花、書道など、こういったものを中心に各館には館長—これは市の嘱託員でございますが一配置し、国・県補助事業として運営をしておりました。

川内地域の隣保館が設置されている地域は、旧川内市のときから国・県の同和対策・地方改善対策事業及び先ほど説明しました隣保館運営事業等により環境整備がなされ、生活環境も著しく改善されており、市内の他の自治会に比較し、自分たちだけが優遇されている、また混住化も進み、差別されている等の意識もほとんどないという、そのような理由から、このまま事業を続けられることは、新たな差別意識が生まれる要因とも考えられるのではないかとということで、市町村合併を機会に隣保館事業をやめてはどうかということで、それぞれ各自自治会では臨時總會等を重ねられ、住民の総意として、平成25年12月に冷水隣保館長、永田隣保館長、杉ノ角隣保館長のほうから、薩摩川内市長宛てに隣保館運営事業の廃止についての要望書が提出され、市では関係者の意見も聞きながら検討した結果、平成28年度で冷水・永

田・杉ノ角会館の隣保館事業を廃止し、隣保館について、その後はそれぞれの自治会館として無償貸与するという方針を市と3自治会とで協議・確認をしたところでございます。

そのことを受け、今回、隣保館条例から冷水・永田・杉ノ角会館の項を削る等の一部改正をお願いするものでございます。

承認された後には、3館については、国・県の補助事業を受けて建設したものであり、財産処分の手続きを速やかに行う必要がございますが、厚生労働省所管の地方改善施設整備費補助金と、そのほか冷水と永田会館には総務省所管の地域活性化・経済危機対策臨時交付金でエレベーターを整備しており、補助金適化法等の処分年限、鉄筋コンクリートの場合が47年、エレベーターの場合が17年ということで、それぞれまだ処分年限については経過していないため、補助金の返納も生じる可能性がありますので、その場合は平成29年度、補正もしくは流用等により対応させていただきたいというふうに考えているところでございます。

以上で、条例改正についての説明を終わります。よろしく御審議くださるようお願いいたします。

○委員長（福田俊一郎）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。

御質疑願います。

○委員（新原春二）私も以前からこういう隣保館の関係については、これは廃止をしていかないと逆に差別が起こってくるよというように思っていました。ここで結論されたということは非常に喜ばしいことであると思います。

これから先はやっぱり若い人たちにこういうものを残さないようにすることが一番大事なことであって、その事業はやっぱり広く、余り表面には出ないんですけども、そういうものは早く処理をしていただきたいというのがまず1点と、今後3自治会の所有になっていくかと思うんですけども、同和対策でこの3自治会に何か補助金とか、そういうものは現在ありますか。なかったらもうこれで終わりだと思うんですけども、どうでしょうか。

○市民福祉部長（春田修一）先ほど説明した隣保館運営事業で各種教養講座というのをやってましたけれども、そういったものがこれまで補助事

業ということで実施してございましたけれども、平成29年度からはそれもやめるということになるので、同和対策関係の補助金はもう今後ないという形になります。

○委員（持原秀行）返納がエレベーターとか建物とかの経過措置の中であると思うんですが、見込みとしては大体どれぐらい見積もっておられますでしょうか。

○障害・社会福祉課長（有西利朗）建物につきましては、先ほど耐用年数が47年と申しましたけれども、既にもう37年、38年経過しております。財産処分の承認基準に関する特例、10年を経過した後は届け出で済むという形で、建物のほうについては、返納は生じないのではないかとこのふうには考えておりますが、エレベーターのほうは何せ17年のうち、まだ7年しか経過していない、しかも10年も経過していないということで、その分について恐らく返納が生じるのではないかとということで、補助金をいただいているのが2,300万円ぐらい、エレベーター2カ所をいただいております。その17分の7ということで、生じた場合として概算1,400万円ぐらいの返納が生じるかもしれないというふうには考えております。

以上です。

○委員長（福田俊一郎）ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（福田俊一郎）質疑は尽きたと認めます。

委員外議員による質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（福田俊一郎）質疑はないと認めます。

これより、討論、採決を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（福田俊一郎）討論はないと認めます。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（福田俊一郎）御異議ないと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

△議案第36号 平成29年度薩摩川内市 一般会計予算

○委員長（福田俊一郎）次に、審査を一時中止してございました議案第36号平成29年度薩摩川内市一般会計予算を議題といたします。

まず、部長に概要説明を求めます。

○市民福祉部長（春田修一）それでは、障害・社会福祉課の当初予算の概要について、御説明させていただきますと思います。

予算概要57ページ中段をごらんいただきたいと思っております。

総合福祉会館エレベータ整備支援事業は、総合福祉会館を利用する障害者の方、あるいは高齢者の方等の利便性の向上を図るためのエレベーターの整備に対し支援を行う経費として、2,200万円を計上させていただいたところでございます。

次に、58ページ中段でございます。

精神障害者病院受診旅費等助成事業につきましては、甌地域居住の精神障害者の経済的負担軽減を図るため、島外の医療機関への通院に要した旅費の一部を助成する経費として、新たに69万6,000円を計上したところでございます。

次に、60ページをお開きいただきたいと思っております。

60ページの上段でございますが、障害者相談支援事業の拡充としまして、精神障害者への相談支援体制の充実・強化を図るため、相談員2名を増員するための経費として、3,358万5,000円のうち777万5,000円を計上いたしましたところでございます。

これにつきましては、現在、相談事業を開始しておりますが、精神障害に関する相談がかなりの数に上がるということ等から、新たに精神に関する相談員を2名増員するというものでございます。

以上が障害・社会福祉課の当初予算の概要でございますが、予算の詳細につきましては、引き続き障害・社会福祉課長のほうで説明をさせていただきますと思います。よろしく願いいたします。

○委員長（福田俊一郎）それでは、補足説明を求めます。

○障害・社会福祉課長（有西利朗）それでは、一般会計予算の歳出予算から説明をいたします。

予算書は、72ページから73ページ、災害救

助費が飛んで81ページとなります。予算調書のほうで説明をいたしますので、予算調書の136ページをお開きください。

事項、社会福祉管理運営費は、社会福祉事務及び地域福祉推進事業に係る経費で、事業費は3億7,413万8,000円でございます。

主なものは、社会福祉事務嘱託員等298人の報酬、本庁及び支所の一般職24人分の給与費、社会福祉協議会運営費補助金等でございます。

先ほど春田部長が予算概要で説明した拡充分の総合福祉会館エレベーター整備支援事業2,200万円につきましては、この事項の社会福祉協議会への総合福祉会館管理運営費補助金を増額したものでございます。

次に、同ページ、下の段、事項、社会福祉施設管理費179万円は、甑島地域にあります本課が所管する社会福祉施設等の維持管理に係る経費が主なものでございます。

次に、137ページをお開きください。

事項、一般障害者自立支援事業費の7,787万2,000円は、障害者団体への運営費助成、障害者施設の維持管理、福祉タクシー等利用料助成等に係る経費でございます。主なものは、職員7人分の給与費、サン・アビリティーズ川内の指定管理料、手をつなぐ育成会運営補助金等、福祉タクシー等利用料の助成でございます。

次に、同ページの下段、事項、障害者（児）自立支援事業費22億2,071万6,000円は、障害者福祉サービス及び障害福祉サービス利用料助成等に係る経費で、主なものは、障害認定訪問調査相談業務嘱託員3人、育成医療嘱託医等の報酬、介護給付費等自立支援給付費及び自立支援医療費等でございます。

先ほど春田部長が予算概要で説明した新規事業の甑地域精神障害者病院受診旅費等助成事業はこの事項になりますので、市民福祉委員会資料で説明をいたしますので、市民福祉委員会資料、本編の13ページをお開きください。

趣旨及び目的は、現在、精神障害者への支援は入院医療から地域生活への移行の流れがありまして、そのためには、定期的に医療機関を受診し、安定した状態を維持することが必要だと考えられます。

そのような中、甑地域には精神に関する医療機

関がなく、島外で受診するにはフェリー代等経済的負担が大きく、自己判断で受診を控え、状態悪化による緊急入院等を繰り返すケースも多い状況があるということで、フェリー代の一部を助成するという事で経済的負担の軽減と定期的な受診をしていただき、安定した地域生活を送っていただこうというものでございます。

対象者は、定期的な受診をしていただくため交付している自立支援医療費（精神通院）受給者証の交付を受け、指定された医療機関を受診した者で、甑島に居住し、住民登録をしている方とします。

対象経費、助成額につきましては、甑各港と川内港間または串木野新港間のフェリー代、離島割引適用後の高速船運賃往復額を上限といたしますその2分の1、100円未満の端数は切り捨てるという形で往復5,800円を上限とし、月1回程度の受診、実利用者見込みを20人程度と積算し、69万6,000円を予算計上したものでございます。

下のほうにあります参考資料ですが、過去に調べたデータで、甑島の方で1年間に島外の医療機関を受診された実数として111人というデータがございました。平成28年度で自立支援医療費の受給者証の交付を受けた方は36名でございます。医療機関の受診が必要でありながら、定期的な病院受診のための受給者証を取得されていない方がまだ相当数あるのではということで考えておりまして、この制度により、少しでも受給者証の取得をしていただき、定期的な受診が進み、精神障害のある方が、地域で安定した生活が送れるように支援をしようとするものでございます。

以上で、甑地域精神障害者病院受診旅費等助成事業の説明を終わります。

また予算調書のほうに戻りますので、138ページをお開きください。

事項、重度心身障害者医療費助成事業費2億5,739万2,000円は、重度心身障害者の医療費助成及び医療費助成申請書回収業務委託に係る経費で、行政事務嘱託員（Ⅱ種）3人の報酬及び医療費助成費が主なものでございます。

次に、同ページの下段、事項、特別障害者手当等給付事業費4,471万円は、特別障害者手当等の給付に係る経費で、嘱託医二人の報酬及び特

別障害者手当等給付費に要する経費でございます。

次に、139ページをお開きください。

事項、地域生活支援事業費1億8,946万2,000円は、市町村事業として実施する地域生活支援事業に係る経費で、主なものは、手話通訳業務嘱託員一人の報酬、地域活動支援センター事業及び相談支援事業業務委託等の委託料、日常生活用具等給付費等の扶助費が主なものでございます。

先ほど部長が予算概要で説明した拡充事業の障害者相談支援事業はこの事項になりますが、委託先であります基幹相談支援センター、現在、可愛会とサニーサイドという2カ所ございます。説明でもありましたとおり、相談件数が平成27年度で4,200件、特に知的障害者、それから精神障害者の件数といたしまして、知的障害者が延べ1,583件、精神障害者の相談件数が延べ1,672件ということで、相談件数の増加に伴い、基幹相談支援センターの体制強化を図るため、委託先を1カ所追加したいということで、2名分の人件費等の増額をお願いしたものでございます。

次に、同ページの下段、事項、障害児通所支援事業費2億6,523万円は、子ども発達支援センターつくし園の指定管理料及び放課後等デイサービス事業等に係る扶助費が主なものでございます。

次に、140ページをお開きください。

事項、小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業費64万8,000円は、小児慢性特定疾患児に対する日常生活用具給付及び軽度・中等度の難聴児補聴器助成事業に係る経費でございます。

次に、同ページの下段、事項、隣保館管理運営費919万5,000円は、隣保館の管理運営に係る経費で、入来会館の館長及び指導員、合計2人の報酬、隣保館等浄化槽管理業務委託、それから入来地域人権連絡協議会補助金が主なものでございます。

次に、141ページをお開きください。

事項、災害救助費1,347万2,000円は、局地災害救助及び災害救助法適用による自然災害等罹災者への援助事務等に係る経費で、災害弔慰金等扶助、それから小災害罹災者援護措置要綱に基づく見舞金等が主なものでございます。

続きまして、一般会計の歳入予算について、主

なものを説明いたします。

予算書は、34ページから56ページになりますが、予算調書のほうで説明をいたしますので、予算調書の30ページをお開きください。

主なものだけということで、最初に、中ほどの15款1項1目民生費負担金、1節社会福祉費負担金・3節児童福祉費負担金12億6,278万1,000円は、障害者自立支援医療費及び給付費等、児童発達支援センター給付費に係る国庫負担金でございます。

次に、同ページの下から2行目、16款1項1目民生費負担金、1節社会福祉費負担金、31ページをお開きください。3節児童福祉費負担金6億1,474万1,000円は、先ほど説明しました国庫補助金分の県負担金分でございます。

次に、3行目、16款2項2目民生費補助金、1節社会福祉費補助金1億4,524万3,000円は、重度心身障害者医療費助成事業費補助金、隣保館運営等事業費補助金となります。

最後に、下から5行目、19款1項3目り災救助基金繰入金、1節り災救助基金繰入金1,083万3,000円は、災害救助費として、災害弔慰金等扶助、小災害罹災者援護措置要綱に基づく見舞金等の支給を行うため、り災救助基金のほうから必要経費分を取り崩し、繰り入れるものでございます。

以上で、障害・社会福祉課分の説明を終わります。よろしく御審議くださるようお願いいたします。

○委員長（福田俊一郎）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。

御質疑願います。

○委員（杉藺道朗）細かなことですが、ちょっと教えてください。

この福祉タクシー等利用料金の助成事業の関係ですけれども、対象者の方に1万円ということで、500円券で20枚ということでしょうけれど、単純にこの一般財源で819万円となっていますから、単純計算でも800人ぐらいかかと、単純計算でそういう数字が出ますけれど、実質的には何名なのかというのが、該当者が。

それから、平成28年度まだ今途中でしようから、実際この利用の状況というのはどうなのかなという、そこをちょっと教えてください。

○主幹兼障害福祉グループ長（吉永義郎）福祉タクシー、券の利用状況についてですけれども、平成27年度実績といたしまして、年間交付人員が1,055人の身体障害者の方々に交付をしているところでございます。それに対しまして、利用枚数のほうが1万4,133枚という形になっておりますので、実際この枚数が使われたということになっております。

○委員（杉菌道朗）この言葉的にはあれでしょう、これでないのもタクシー、それから甌の船便というか、その部分にも適用ということで、利用の人も非常に高いように思うんですけれども、1万円というこの部分が、もう今はタクシーで単純に病院、病院というたらおかしいんですけど、ちょっと利用しましたと、障害者の方が。往復で1,000円ちゅうのは軽く実際のところね、係るわけですよ。だから、まず、この金額の見直しということは、今のところはもう考えてないということではよろしいんでしょうかね。一般に利用される方からしてみれば、「もうちっといけんかならんどかい」と聞くもんですから、これもなかなか一般財源ということもあって厳しいのかなと思いますけれども、考え方をちょっと教えてください。

○障害・社会福祉課長（有西利朗）今のところはですね、こういった利用状況がございますので、見直しの予定はないところでございます。

○委員（井上勝博）この調書の140ページにある、この管理運営費そのものが来年度からなくなるという理解でよろしいんですか。

○障害・社会福祉課長（有西利朗）平成29年度の計上をしましては、川内の3館は廃止されるんですけども、入来会館1館残りますので、その入来会館の管理運営に係る経費を、平成29年度はお願いしているところでございます。以上です。

○委員（井上勝博）先ほどですね、基幹相談支援センターのことなんですが、4,200件という数字で、かなりの相談件数で、おそらく昼も夜も関係なく、相談が舞い込んだりとかということにもなっているんだろうと思うんですけども、実際そういった場合に、残業手当みたいなのか時間外手当とか、そういうものっていうのはどういふふうに考えられているんですかね。

○障害・社会福祉課長（有西利朗）現在、可

愛会、サニーサイドのほうには、人件費という形で3名分の委託料という形で、全ての経費を込み込みという形をお願いをしているところがございます。

○委員（井上勝博）一人当たりの人件費というのは、どのくらい出しているちゅうことですか。

○障害・社会福祉課長（有西利朗）今年度の積算といたしましては、一人当たり370万円程度を見込んで、委託料の積算をしているところがございます。

以上です。

○委員（井上勝博）実際は、本人たちの働きの、例えばどれだけ仕事をしているのかということについては、もうその事業所の中でやっている。どんな働き方をしているかということについては、もう事業所には370万円渡しているから、それでやってくださいというふうになっているということですか。

○障害・社会福祉課長（有西利朗）働き方等につきまして、そのところまでは、こちらのほうからは指示はしていないところでございますので、そのサニーサイドへの会のほうにお任せしているという格好になっております。

○委員（井上勝博）今回、二人増員というふうなことで、やはり、ちょっと働き方が大変だということもあるんでしょうけれども、相談件数が急速に増えているということですか。それとも、やっぱり増えているわけじゃないんですけども、しかし、もう増員しないと、これはもたないという判断なのか。そこら辺は増員のきっかけというのはどういうことだったんですか。

○障害・社会福祉課長（有西利朗）先ほどの説明の中でも言いましたとおり、精神に関する相談が4,200件のうち1,600件あるということで、現在のサニーサイドへの会のほうにも精神保健福祉士の方もいて、知的障害者等も含め対応をいただいているところですけども、できれば精神科の医療機関等をバックに持っているところで、精神にも強い基幹相談支援センター業務ができないかということで、精神に特化した形ではないんですけども、精神にも強い相談業務に対応するという形で1カ所ふやし、なおかつ、それでこれまで2カ所で、かなりの件数を対応していた分が、ある程度緩和されるんじゃないかと

いうことで増員をお願いしたところでございます。

○委員長（福田俊一郎）ほかにございませんか。
よろしいですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（福田俊一郎）委員外議員はございますか。いいですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（福田俊一郎）質疑はないと認めます。
ここで、本案の審査を一時中止いたします。

△所管事務調査

○委員長（福田俊一郎）次に、所管事務調査を行います。

当局から説明がありますか。

○障害・社会福祉課長（有西利朗）それでは、市民福祉委員会資料の、11ページのほうをお開きいただきたいと思います。

今回、つくし園の指定管理が平成29年度までの期間ということで、その前年ということで評価委員会を開催いたしましたので、その評価委員会の結果を、資料で説明をさせていただきます。

施設及び指定管理の概要、実施状況につきまして、指定管理者は社会福祉協議会で、指定管理期間は、平成27年度から29年度までの3年間でございます。

評価委員会は、平成29年2月1日に実施し、市民福祉部長、市民課長、財産活用推進課長、外部委員として、有識者代表でなすな園の園長、利用者代表として、つくし園の保護者会の会長、それから地元代表者として、永利民児協の会長様ということで、6名の方に指定管理者への質疑応答を通して、5項目について評価をしていただいたところでございます。

12ページをお開きください。

5項目の採点で、600点満点中453点を獲得されまして、得点率75.5%で、すぐれていると認められるというような評価をいただきました。委員のほうからは、総合コメントとして、各種対応マニュアルの整備と定期的な訓練がなされ、安全確保が図られている。それから、長年の実績に基づくノウハウの蓄積があり、適切な療育指導に利用者の満足度も高いという評価がある一方、更なる職員の資質の向上、研さんも要望されたところでございます。次回以降の管理体制としまして

は、これまでどおり、継続して社会福祉協議会を指定管理者とする非公募が適切であるとの意見と、譲渡による民間での柔軟な運営も選択肢とすることが提案をされたところでございます。

以上で、指定管理者の管理運営評価の説明を終わります。

よろしく願いいたします。

○委員長（福田俊一郎）ただいま説明がありましたが、これも含めて、所管事務全般につきまして質疑に入ります。

御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（福田俊一郎）質疑はないと認めます。
次に、委員外議員から質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（福田俊一郎）質疑はないと認めます。
以上で、障害・社会福祉課の審査を終わります。
御苦労さまでした。

△高齢・介護福祉課の審査

○委員長（福田俊一郎）次に、高齢・介護福祉課の審査に入ります。

△議案第31号 薩摩川内市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（福田俊一郎）議案第31号薩摩川内市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の補足説明を求めます。

○高齢・介護福祉課長（橋口浩文）それでは、議案第31号薩摩川内市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について御説明をいたします。

議案つづり、その2の31-1ページをお開きください。

提案理由につきましては、省略をさせていただきます。

内容につきましては、議会資料で説明をいたしますので、議会資料の3ページをお開きください。

1、提案の理由でございますけれども、第1号被保険者に係る保険料率の軽減措置について、平成29年度まで継続しようとするものでございます。

2、条例改正の概要でございますが、消費税率10%への引き上げが延期されたことに伴い、平

成29年度から予定されておりました低所得者の介護保険料軽減充実が見送られたため、平成27年度及び28年度で実施していた保険料所得段階、第一段階及び第二段階の保険料率の特例措置を1年間延期しようとするものでございます。

下の表をごらんください。

左側の表が、平成27、28年度の保険料で、第一段階から第三段階の太字で記載しておりますのが、平成29年度からの軽減充実分でございますけれども、今回、見送られたために、右側の表のとおり、平成27年度からの軽減措置を継続しようとするものでございます。

以上で、議案第31号の説明を終わります。

よろしく願いいたします。

○委員長（福田俊一郎） ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。

御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（福田俊一郎） 質疑はないと認めます。委員外議員からありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（福田俊一郎） 質疑はないと認めます。これより討論・採決を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（福田俊一郎） 討論はないと認めます。これより採決を行います。

本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（福田俊一郎） 御異議ないと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

△議案第36号 平成29年度薩摩川内市一般会計予算

○委員長（福田俊一郎） 次に、審査を一時中止しておりました、議案第36号平成29年度薩摩川内市一般会計予算を議題といたします。

部長の概要説明を求めます。

○市民福祉部長（春田修一） それでは、高齢・介護福祉課の当初予算の概要について御説明させていただきます。

予算概要につきましては、61ページから

71ページまでとなっておりますのでございます。

一般会計では、前年度比約9,451万円の減となっているところでございますが、これにつきましては、昨年度計上いたしておりました、入来高齢者福祉センター及び上甕高齢者福祉センターの解体工事費、これが約4,486万円ございました。そのほかに鹿島園の空調設備工事並びに洗濯機・乾燥機の購入が2,355万円程度ございまして、これがなくなったことによる減ということで、予算的には大体ほぼこれを相殺しますと、同程度という形でございます。

また、新規事業としましては、予算概要の62ページをお開きいただきたいと思えます。

平成30年度から3年間を計画期間とします、老人福祉計画・第7期介護保険事業計画策定に要する経費として、293万7,000円を新たに計上いたしたところでございます。

次に、介護保険事業の特別会計についてでございますが、これにつきましては、67ページから71ページに記載しておりますが、予算総額で106億5,918万円でございます。前年度比で、制度開始以来初めてでございますが、4,239万円の減となったところでございます。拡充した事業としましては、68ページの中段でございます。

在宅医療・介護連携推進事業において、新たに在宅医療一歯科推進室の運営委託を計上させていただいたところでございます。

以上、高齢・介護福祉課の当初予算概要の説明を終わらせていただきますが、予算の詳細につきましては、このあと高齢・介護福祉課長のほうで説明をさせていただきたいと思えます。

よろしく願いいたします。

○委員長（福田俊一郎） 引き続き、当局に補足説明を求めます。

○高齢・介護福祉課長（橋口浩文） それでは、議案第36号平成29年度薩摩川内市一般会計予算のうち、高齢・介護福祉課分について御説明いたします。

まず、歳出についてから説明をいたします。

予算書につきましては、72ページから89ページになりますが、事業内容につきましては、予算調書によりまして説明をさせていただきますので、予算調書の142ページをお開きくだ

さい。

調書の142ページの上段でございます。

事項、社会福祉管理運営費につきましては、社会福祉協議会権利擁護センターが実施します、成年後見制度普及啓発事業、福祉サービス利用支援事業、法人後見事業について、市で支援するものでございます。

下の段をごらんください。

事項、老人福祉管理運営費につきましては、高齢者福祉事務にかかわる経費で、一般職員6人分の給与費、共済費のほか、敬老金等支給事業、高齢者クラブ連合会補助金や、新規事業の老人福祉計画・第7期介護保険事業計画策定業務委託などを計上しております。

143ページをごらんください。

上の段でございます。

事項、老人福祉施設管理費につきましては、高齢者福祉施設の電気、消防用設備、浄化槽等の保守点検業務管理代行委託など、施設の維持管理に必要な経費のほか、里生活支援ハウスマニュアル取りかえ工事費などを計上しております。

下の段、事項、高齢者生活支援事業費につきましては、高齢者訪問給食サービス事業や高齢者世話付住宅生活援助員派遣事業など、在宅の要介護高齢者の生活支援を目的とした経費を計上しております。

144ページをお開きください。

事項、在宅介護者支援事業につきましては、寝たきり高齢者等を、在宅で介護していらっしゃる介護者等を支援するための経費を計上しております。

下の段、事項、老人措置費につきましては、養護老人ホーム入所者の措置経費を計上しております。

次に、145ページをごらんください。

上の段、事項、介護保険対策費につきましては、介護保険事務事業にかかわります業務を行うための経費で、一般職員13人分の給与費、共済費など介護保険事業運営に必要な職員の人件費や、介護保険事業特別会計への繰出金等を計上しております。

下の段をごらんください。

事項、地域介護基盤整備事業費につきましては、地域密着型サービス施設の施設整備に係る交付金

を計上しております。

146ページをお開きください。

事項、養護老人ホーム管理費につきましては、養護老人ホーム甌島敬老園の施設運営にかかわる経費で、一般職員3人分の給与費、共済費のほか、管理代行委託料等を計上しております。

次に、下の段をごらんください。

事項、特別養護老人ホーム管理費につきましては、施設の修繕料及び特別養護老人ホーム鹿島園のオープン購入を計上しております。

次に、147ページをごらんください。

上の段、事項、介護認定審査費につきましては、介護保険法の規定に基づく介護認定審査会の審査判定業務及び要介護・要支援認定にかかわります業務を行うための経費を計上するもので、介護認定審査会12合議体の委員60人、介護認定訪問調査業務嘱託員15人の報酬等の人件費のほか、主治医意見書作成手数料、要介護認定支援システム保守料、リース料等を計上しております。

下の段、事項、労働者福祉対策費につきましては、シルバー人材センターに対する補助金を計上しております。

次に、歳入について御説明いたします。

予算調書は33ページをお開きください。

予算書につきましては、34ページから54ページとなります。

主なものについて御説明申し上げます。

13款2項1目民生費負担金9,750万1,000円の主なものは、老人福祉費負担金9,492万円で、養護老人ホーム入所者及び扶養義務者が収入に応じて負担するものでございます。

次に、14款1項2目民生使用料214万5,000円の主なものは、ふれあいドーム使用料200万円など施設使用料でございます。

次に、15款1項1目民生費負担金1,261万2,000円は、低所得者の保険料軽減に伴います国の負担分でございます。

次に、16款1項1目民生費負担金の630万6,000円は、低所得者の保険料軽減に伴います県の負担分でございます。

次に、16款2項2目民生費補助金4,941万9,000円の主なものは、老人クラブ運営費補助金657万9,000円と地域介護基盤整備事業費補助金4,206万9,000円でございます。

次に、21款3項1目貸付金元利収入150万円は、特別養護老人ホーム整備資金貸付金収入で、旧里村におきまして社会福祉法人里福社会が、平成14年度に整備した特別養護老人ホーム寿里園の、運営資金として貸し付けた3,000万円の償還金でございます。

予算調書の34ページをお開きください。

予算書は56ページになります。

21款5項4目雑入2,001万1,000円の主なものは、甌島敬老園運営のための社会福祉協議会に派遣しております、職員人件費に係る派遣協定の収入などでございます。

続きまして、新規事業につきまして、先ほど部長が説明したとおりでございますけれども、今後のスケジュール等につきまして説明をさせていただきますので、市民福祉委員会資料、別冊2の1ページをお開きいただきたいと思っております。

薩摩川内市老人福祉計画・第7期介護保険事業計画の策定についてでございます。

この計画につきましては、薩摩川内市総合計画等と整合性を図りながら、高齢者福祉施策及び介護保険サービスの指針を示すもので、計画期間は、平成30年度から32年度までの3年間でございます。

2、介護保険事業計画で定める事項は、(1)日常生活圏域ごとの各年度のグループホームなどの必要定員総数や、その他介護給付等の対象サービスの種類ごとの量の見込み。

(2)各年度におきます地域支援事業の量の見込みでございます。

3、介護保険事業計画で定めるように努めなければならない事項につきましては、(1)から(4)にありますように、見込み量の確保のための方策や、保険料の数字に関する中長期的な推計及びサービスの円滑な提供を図るための事業などでございます。

下の表をごらんください。

これは、国が示しました策定に向けたスケジュールでございます。

市町村の欄をごらんください。

今現在、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査を実施しておりまして、今月末にはその結果がまとまる予定でございます。今後、学識経験者等二十数名からなります推進委員会を開催をいたしまし

て、計画を策定していくこととなります。本年12月には、パブリックコメントを実施し、来年の3月議会に第7期介護保険事業計画を報告及び介護保険条例の一部改正を提案する予定でございます。

以上で、平成29年度一般会計予算にかかわります、高齢・介護福祉課分の説明を終わります。

よろしく願いいたします。

○委員長（福田俊一郎） ただいま、当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。

御質疑願います。

○委員（持原秀行） この一般介護予防事業の中で、地域が支える高齢者福祉の充実ということで、今モデル的ですよ、介護予防コーディネート事業というのをなされておまして、これに伴ってですね、やっぱり、一生懸命やっているところにおいては非常に実績が上がってきつつあって、これに伴って医療費の削減とかですね、健康寿命を延ばすためにもこれは大事なことだと思うんですが、かいつまんでですね、改めてこの事業の導入目的とか今現在の実態をちょっとお聞かせいただきたいと思っております。

○高齢・介護福祉課長（橋口浩文） このコーディネート事業につきましては、予算は特別会計のほうで計上してございますが、団塊の世代の方々の方が75歳になる2025年に向けて、地域包括ケアシステムを構築する必要があるということで考えております。これには、まず、一番はですね、地域で何ができるかということ、まず探っていただきたいなということで、この地域包括ケアシステムの一番は、まずは自助が基本だと思っております。だけど、なかなか自助ではできない部分を互助でしていただかないといけない。地域の中でそこはどんなものが、弱みは何だろうか強みは何だろうかということ、それぞれが恐らく農村部であったり市街地部分であったりとかすると、いろいろ問題が変わってくると思われるので、モデル的に実施をしていただいているところでございます。そして地域で支え合う体制を構築していただきたい。または高齢者の方々が寄り合う場をつくっていただきたい。高齢者の方々も支え合うほうに回っていただいたり、支えられる場に回っていただいたりしながらも、生きがいをもって過ごしていただくまちづくりを目指したいという

ことで、実施をしているところでございます。

○委員（持原秀行） この中でですね、平成27年度からモデル事業としてやられているわけですが、当初5地区でしたかね、5地区で実施されて、平成28年度においては12地区になったということですね、やはり、これは行政側としても、しっかりとこれやっていきたいということで、それぞれの地域の方をお願いをされて、受けた方は一生懸命されるわけですね、その中で、昨日でしたか、何か地域の方々に説明があったということで、今現在この残については、基本額それから世帯割とかあって、それでやってくださいということで、今、実際、委託を受けてですね、やっているわけなんです、これがきちっと、言えばパイに上限があるみたいで、これを地域を大きくしていけば、この委託料、委託ちゅうんですか、これを減じなければならないというようなことが説明があったと。しかしながら、今現在、行政がこういうふうにやってくれということで、それに一生懸命やって、地域の方々も高齢者の方も一生懸命出てきて、そして楽しみにして今事業をやっておられるわけですね。これをですね、ぱっと全地区コミにした場合においては、ちょっと聞けば、今、基本額として年間120万円やっておられますね、これが実際こうすると落とさざるを得ないということですね。そうすれば大体半分以下ぐらいになってくるというようなことですね、これが48地区全部すれば、相当落ちてくるわけですね、このパイが一緒であればですね。ですから、今そういう行政がこうやってくださいということをお火をつけておいて、それはないだろうと、減額するのはないだろうというのが地域からの意見があるわけですよ。ですから、やっぱりそういうところについては、どこかですね、やっぱり事務事業の整理とかしながらですね、こういうのは、同じような事業がどんどんあればですね、それを整理してでもですね、やっぱりやっつかないと、同じようなサロン事業にしても何でも、横串が私は通っていないようなふうな感じを受けます。ですから、やっぱりこうしてモデル地区にやったところは、それでやってくださいといいながらですよ、新たに参入して大きくなり過ぎたので、その委託料を減らしますよというようなことでは、地域の信頼感が行政として得られないんじ

ゃないかなと考えるんですが、そのあたりはどう考えますか。

○高齢・介護福祉課長（橋口浩文） 昨日、提案をさせていただいたのは、今ありましたように、毎月10万円と世帯割の100円を掛けてお出しをしているんですけども、この分についての、この毎月10万円の部分のところを120万円なんです、これを年額の100万円ですっていただけないだろうかという御提案をさせていただきました。これは今、予算のほうは、先ほど申しましたように、介護保険の特別会計のほうで見ておまして、総合事業の枠が決まっております、その中で、今後、全市的にしていく場合には、ちょっと若干上限があるので、そこへんはちょっと減らさないといけない部分もあるのかなという話をしました。あと、確かに今120万円出ている分のところの中で、それぞれ今14地区、コミ協さんをお願いをしているんですが、使い切るのに無理しながら事業を何か組み立てんといかんというようなところも、実際に何か所かございまして、今回、一応100万円ですってどうでしょうかということで御提案をさせていただいて、御意見をくださいということをお願いをしました。ですので、まだ決定ではなく、それぞれの地域の皆さん方の御意見を聞きながらですね、検討はしていきたいということで考えているところであります。

○委員（持原秀行） 今は14地区コミの中で実施していくと、これが例えば全体的には48ですよ、そうすると総枠が決まっていますので、これを割るとすると月10万円が5万5,000円程度になりますよね。その中で、やはり一生懸命やっているということについては、それはもう確かに計画を一生懸命される所は不平不満が出ますよ。実際やりきれないところは、遠慮していただいてもいいんじゃないですか。使い切れないところであっておれば、それはそれなりのところの、例えば行事日程とかですよ、そういうところに合わせてですよ、やっぱりするとかですよ、そういうことをやらないと、使い切れないので100万円に下げますよとかという、そこではですね、地域のただ地区コミ事業の一環としても、これはやはりどうなのかなという疑問を私は感じる所です。だから、最初こうして一生懸命やってくださいと言いながら、もうちょっ

とたてばですよ、何年もたたないうちにどんどんどんどん減っていくという考え方はいかがなものかなというの、率直な気持ちがありますね。ですから、やっぱりきちっとそういうところは、長いスパンで見ながらやっぱりやらないといけなかったんじゃないかなと、最初から出しすぎたみたいな感があるんじゃないかなという気もするんですが、なかなか上に出したやつを減らすというのは、相当こうやっぱり違和感というか、批判がふえることは確実ですよ。そこんところはやっぱりうまくやっていないと、どうかなと思いますから、もうちょっと内部検討やられたらいかがですか。

○委員長（福田俊一郎） 持原委員、もうその検討についてはこれからということで、意見しておきましょうか。課長、そのほうが。

これは意見ということで、まとめたいと思います。

よろしくをお願いします。

○委員（井上勝博） 高齢者の訪問給食サービス事業なんです、これは対象が65歳以上でひとり暮らし、または65歳以上の高齢者だけ、または市長が必要と認めるというふうなことなんです、私の家なんかは、母と子どもがですね、次男と一緒に住んでいるんですけど、やっぱり夜が仕事で遅くなって、事実上、昼間は一人でずっといるという状態で、私人家はまだ隣に私が住んでいますので、何かあったときのためにはいろいろ声をかけたりしているんですけども、実際は子どもさんはいても、子どもさんはほとんど昼間はいないとかいうケースというのは、結構多いんじゃないかなという気がするんですけども、その辺の実態を考えると、もうこの65歳でひとり暮らしとか二人暮らしとか高齢世帯だけとかというふうに限定しているとですね、実態に合わないことにならないのかなというふうに思うんですけども、その辺はどうでしょうかね。

○高齢・介護福祉課長（橋口浩文） 基本は、今、井上委員が言われたとおりなんですけれども、そのあと市長が認める者という形であると思います。それぞれの生活実態等を勘案をしながらですね、同居の家族がいらっしゃっても、もう夜勤があったりとか、もう朝晩いないよとか、朝も早く出られるよとかいうのであればですね、状況等を

確認をしながら許可をしている部分もございませう。

○委員（井上勝博） それはどのぐらいいらっしゃるんですか。

○高齢・介護福祉課長（橋口浩文） 数はちょっとそこまで把握はしておりませんが、実際、許可はしている部分もございませう。

○委員（井上勝博） ああそうですか。

やっぱり、ちょっとですね、この辺のやっぱり規制緩和とかですかね、実態に沿ってですね、まず最初に、65歳以上のひとり暮らしですから、お宅は無理ですよというふうに言われた関係があって、諦めがつくからまだいいですけどね、うちはね、まだいいほうだと思うんですけども、しかし、最初からこういう規定でやるとですね、やっぱり子どもさんと一緒に住んでいるところが、ネックになっているとか穴になっているというようなことになっているんじゃないかなと思うんで、また、そういう実態なんかはですね、調べていただきたいなというふうに思います。

それから、あと、特別地域加算に係る介護保険利用料負担軽減事業というのが、甑島に関してはあるんですが、非常にもう予算案もそんな大してついてないようなんですね、60万円と130万円ということで、地域間格差があるから、介護の公平性のために利用料を軽減しているんだと思うんですけども、これだけの予算で本当に足りるものであるならば、もっと甑島地域に限定しないで、広げてもいいような気がするんですけども、これはわずか60万円とかそんなもので済むわけですか。これはちょっと計算の仕方がですね、サービス費用の15%掛ける10%と、普通は利用料は1割ですよ、10%と。これはどのぐらい軽減されるということなんですかね。

○介護指導グループ長（北原光治） 特別地域加算の利用者負担軽減につきましては、平成27年度の決算におきまして45万7,250円です。軽減の負担率につきましては、離島振興法で認められた甑島地域なんですけれども、介護サービス費につきましては、そういったところで訪問サービスを提供されるところにつきましては、15%の上乗せが加算として取ります。その15%の上乗せ分につきましても、利用者負担分が1割発生しております。その1割分につきまして全て軽減をするという、そういう制度でござい

ます。

○委員（井上勝博）じゃ15%負担が軽くなっているという理解でいいかと思うんですけども、利用者は、実際のどのぐらいいらっしゃるんですか。介護サービスを受けている方が何人いて、それらの負担軽減がされているということですよ。

○介護指導グループ長（北原光治）平成27年度の実績におきまして、特別地域加算利用者負担軽減の対象者になっていらっしゃる方は、全員で1,111名であります。

○委員（井上勝博）わかりました。だから、かなりですね、方が負担軽減がされて、しかし、現実には60万円ぐらいの予算で済んでいるのであればですね、もうちょっと甑島地域だけでなく、広げてもいいような気がするんですけども、これはもう例えば全土に広げると、どのぐらいの金額になるかというのは何か試算がありますか。

○市民福祉部長（春田修一）この部分については、私が国保介護課長をしていたときにつくった制度でございますので、本土の場合は、加算の部分がないわけですね。離島の場合は、距離があったりガソリン代が高いというようなこと等で加算がなされています。その関係で、本土と同じサービスであっても、本土と離島の場合では個人の負担が違うというようなこと等から、本土と同じ負担にしようというようなこと等でこの制度をつくっておりますので、これを本土の中で加算をなしているところはございませんので、そういうことでございますので、特別な離島振興地域だけを同じ負担にしようと、同じ保険料を払っているの、同じ負担にしようという考え方でつくっている部分でございます。

○委員（井上勝博）そうすると、その試算の甑島地域における訪問介護に係る利用者負担軽減事業についても、同じような考え方ということではないですか。しかも40%も負担軽減ですよ、軽減割合が40%も負担軽減ですよ。

○介護指導グループ長（北原光治）甑島地域の訪問介護利用促進事業につきましては、介護保険のサービスを利用しますと、通常1割負担から、一定所得がある方については2割負担となっているんですけども、そういった通常1割負担をする分について、そのうちの4割、40%を補助しますという制度でございます。

○委員（井上勝博）先ほどの事業は割高なんですと、甑島は割高なんですと、15%ぐらい割高なんですと、だから、これを負担軽減するから本土並みになるんですと。この下のほうの、訪問介護に関しては40%だけど、これは甑島の人たちは、ほっとけば本土と比べても40%高くなる、割高ということなんですか。だから、それを軽減しているということなんですか。同じ考えなのでしょ。

○介護指導グループ長（北原光治）今の甑島地域の訪問介護につきましては、甑島地域におきましては、まずサービスのほうが少ないものから、そういったハンディといいますか、そういったものを少しでも軽減して、利用しやすくするという目的もあるところであります。

○委員（瀬尾和敬）小さいことを三つ伺います。

一つ目は、敬老祝金のことなんですけれど、鹿児島市は、高齢者が増高になってきたとかなどの理由で見直しをしていますけれども、本市は見直しをされていないんですよ。これは、今後ずっとここで続けるおつもりですか。

○市民福祉部長（春田修一）前はかなり多かった部分を、米寿と100歳到達の特別と100歳以上という形で、今、改正をさせていただいたところでございます。ただ、この部分について、私どもも100歳以上の方を訪問してお祝い金をするんですが、もうかなり施設に入っている、在宅の方は本当ごくわずかでございます。なので、その部分については、施設に入ってから介護給付費で支給をしておりますので、今後、他市の状況も見ながら、見直しが必要ではないのかなという思いは持っています。その部分を、別な高齢者福祉費という形に増すべきかなという思いは持っているところですが、これにつきましては、条例で定めておりますので、各市の状況の部分もちょっときちんと整理しながらですね、方向性を出していく必要があるのではないかとこの間に考えておきまして、この期間をどれぐらい係るかというのはちょっと見えておりませんが、今後の課題だろうというふうには考えております。

○委員（瀬尾和敬）はい。わかりました。

次は、概要のすぐ下の、はり、きゅうマッサージ

ジ等の施術利用助成事業なんですけど、65歳以上の人が、これは申請すれば800円のつづり券を40枚までくださると。これは年間何人ぐらいが申請されているものですか。

○高齢・介護福祉課長（橋口浩文）平成27年度で、発行冊数ですけれど1,399冊で、使っていらっしゃるのが、利用枚数が1万枚ぐらい使っていらっしゃいます。実際、発行枚数としては2万8,000枚ぐらい出しているんですけども、使っていらっしゃるの1万枚ちょっとという形で、今、予算的には825万7,000円ほど、平成27年度の決算ではですね、使っていらっしゃるようでございます。

○委員（瀬尾和敬）私は、そこんところがですね、これは40枚分支給されても、それもう全て使い終わった人というのはいらっしゃるんでしょうかね。そういうのはわかるんですか。

○高齢・介護福祉課長（橋口浩文）中には使い終わっていらっしゃる方もいらっしゃると思いますけれども、先ほど申しましたように、利用率といいますか、発行枚数が約2万8,000枚ですが、使っていらっしゃるの1万枚ということで、全部は使っていらっしゃらないということですね。

○委員（瀬尾和敬）800円の助成があっても、施術料が三千幾らですよ、実際それを全部使うとなると、このほかに十何万円自分で負担をしなければならぬということ、恐らく全部が全部使いこなせる人というのは、少ないんじゃないかなという気がしますよね。もしどうしてもこの施術が必要で、この40枚を使いよったよという人には、もうそれで終わり、もう何も次がないということですか。

○高齢・介護福祉課長（橋口浩文）次はないんです。最高40枚ということでお願いをさせていただきます。

はり・きゅう・マッサージのその組合さんからも、ちょっと要望等もあったんですが、こちら方の要望として、今、800円の40枚なんですけど、1,000円の30枚にしませんかという御意見もいただきましたが、今のままでいいと言われたので、今現在はこの状況でございます。

以上です。

○委員（瀬尾和敬）彼らにとっては、30回よ

りも40回来てもらうことのほうがいいわけですね。わかりました、その件に関しては。

あともう一つは、介護予防元気度アップ事業のことなんですけど、先般、垂れ込み電話が来まして、あれは、瀬尾君、気をつけんと乱発しちよっ人がおるぞと。1回押せば100円ということですので、だから、そこはもうちょっとといけないうんですが、そういう管理の仕方とか、そういうのはどのようにされているんですか、これは。

○高齢・介護福祉課長（橋口浩文）それぞれの事業を実施されますコミ協であったり、自治会であったり、それぞれの任意団体であったりとかとしたところには、申請があったところには、ポイントスタンプをお願いをしております。ですので、参加されたときに打ってくださいねと。後打ちはもうわからなくなるので、本当に参加されたのかどうなのかわからないので、それはやめてくださいよと。きちんと参加されたもの確認をしていただいて、スタンプの押印をお願いをしますということで、お願いはしているところであります。

○委員（瀬尾和敬）文化協会関係のことで、今後、申請をしたいと思っているんですが、その辺のところをしっかりと、そのスタンプの押し方のルールづくりとか、ある程度しておかないと、またさらにしておかないと、乱発すれば1押し100円ですからね。だから、ちょっとこれは無駄な出費になっているような気もしないこともないですよ。そういうようなところを今後の問題として。

○高齢・介護福祉課長（橋口浩文）それぞれのスタンプを打たれるときには、それぞれの事業内容も記載をするように、書いていただくようお願いしてあります。日付と事業内容と書いていただくようにしてありますので、そこら辺を確認をして、また、こちらのほうも金券を発行するときには、同じ日には2スタンプ、別々の事業であれば二つまで押せますよということですので、そこも職員のほうでチェックをしながら金券とかえておりますので、そこら辺はしっかりしていきたいと思っております。

○委員（瀬尾和敬）わかりました。

○委員（井上勝博）済みません、先ほど私、訪問給食サービスのことも言ったんですが、同じよ

うな問題では、緊急通報体制等整備事業も、やはり65歳以上のひとり暮らしに限っておりますけれども、やっぱり先ほども言ったように、子どもさんはいても、ほとんど昼間はいないよという家庭の場合も、倒れてそのままということにならないように、これもあわせて実態をつかんでいただきたいというふうに思います。

○委員長（福田俊一郎）ほかにありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）質疑は尽きたと認めます。

委員外議員による質疑はございませんか。

○議員（川添公貴）済みません、介護保険特別会計事業に当ると思うんですけど、先ほど持原委員のほうから質問があったので、ここで関連して質問をさせていただきたいと思います。

介護予防コーディネート事業についてなんですけど、これは平成28年の9月から大体スタートしたのかなと思っています。当初は参加見込みがなくて、やっってくださいという形と、やりたいという形と、混在した形で進められてあったのかなとは思っているんですけど、3点お聞きしたいと思います。

きのうの説明会の中で、いろんなことを話があったということをお聞きしたんですが、やる、やらないとかいう前に、その説明会について、実証事業、平成28年度、29年度もしくは30年度までが実証モデル事業として捉えているのかどうか、それを一つお聞きしたいと思います。というのは、なかなか聞き込みの単位も人数もさまざまなので、ちょっとその点を実証するために御意見を聞かれたのかということをお聞きしたいのが1点。

それから、それを踏まえて、平成29年度もしくは30年度に、精査した形で運用を始めていけるのかということをお聞きしたいのが1点です。

それから、先ほどの説明の中で、ちょっとお金が余って困るというような形のところもあるということをお話をされたんですが、であれば、委託事業の契約形態としては、精算方式をとる方法も考えられるんじゃないかと。最初は当初見積りでやるんですが、実際のかかった経費を精算方式でいくというのも実証されるのかどうかで

すね。そういうことをされるのかということ踏まえて、その後に制度上の運用をどうしていくかということをお聞きしたいのかなって、お聞かせ願えればと思います。

以上です。

○高齢・介護福祉課長（橋口浩文）モデル事業を何年まで実施するかという話も出てくるんですけども、今現在のところ、平成29年度はモデル事業として、14地区のコミ協の方々をお願いをしたいと考えております。その中で、今、課題、問題点も、それぞれの地域の中で出てきておりますので、それぞれの中を精査しながら、今後、検討していきたいと思っております。

また、先ほど申しましたけども、平成30・31・32年の第7期計画を、来年、29年度でつくことにしておりますので、ここも含めながら検討していかないといけないのかなということ考えております。

あと、その委託料のことにつきましては、平成29年度からは精算方式でいきたいということで考えているところでございます。

以上でございます。

○議員（川添公貴）ありがとうございました。了解しました。

○委員長（福田俊一郎）ほかはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）質疑は尽きたと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止いたします。

△議案第48号 平成29年度薩摩川内市
介護保険事業特別会計予算

○委員長（福田俊一郎）次に、議案第48号平成29年度薩摩川内市介護保険事業特別会計予算を議題といたします。

当局の補足説明を求めます。

○高齢・介護福祉課長（橋口浩文）それでは、議案第48号平成29年度薩摩川内市介護保険事業特別会計について御説明いたします。

予算に関する説明書は402ページから438ページ、予算調書につきましては、336ページから366ページになりますけれども、説明につきまして、市民福祉委員会資料別冊2を使いまして説明をさせていただきます。

まず、歳出を説明いたします。

別冊2の3ページをお開きください。

1款1項1目居宅介護サービス費では、説明欄に記載の各種居宅サービス給付費を計上しております。

次の同項2目施設介護サービス費では、介護保険3施設と呼ばれる、特別養護老人ホーム、老人保健施設、介護療養型医療施設の施設介護サービスに係る給付費でございます。

次の同項3項1目審査支払手数料は、保険給付費の審査支払事務に係る経費で、国保連合会に支払うものでございます。

次の同項4項4目高額介護サービス等費は、介護サービスの利用者負担が高額となった場合に、利用者の負担軽減を図るものでございます。

次の同項5項7目特定入所者介護サービス等費は、所得の低い要支援・要介護者にとって、保険給付対象外となる食費及び居住費の負担が過重とならないよう、また、要介護認定の申請前に、緊急その他やむを得ない理由により、介護サービスまたは介護予防サービスを受けた場合に補給するものでございます。

次の同項6項1目介護予防サービス費は、要支援1・2の認定者に係ります介護予防サービス給付費等でございます。

次の同項7項3目高額医療合算介護サービス等費は、前年8月から本年7月までの1年間において、医療保険及び介護保険の自己負担の合計額が著しく高額になった場合の利用者負担を軽減するものでございます。

次に、3款2項2目総合相談事業費は、介護相談業務等嘱託員1名の人件費のほか、地域包括支援センターのランチ機能を担う在宅介護支援センター（12カ所）への総合相談業務委託料が主なものでございます。

次の同項5目任意事業費は、介護給付費適正化業務嘱託員4名の人件費を初め、介護給付費適正化事業に係る経費のほか、家族介護支援事業に係ります経費を計上しております。

次の同項7目包括的支援事業一般管理費は、一般職員6名の人件費のほか、社会福祉協議会への地域包括支援センター業務委託料及びそのシステム経費等を計上しております。

4ページをごらんください。

次の同項8目在宅医療・介護連携推進事業は、川内市医師会、薩摩郡医師会及び薩摩川内市歯科医師会に委託する在宅医療介護連携推進事業に係る経費でございます。

次の同項9目生活支援体制整備事業費は、生活支援コーディネーターの業務嘱託員1名の人件費のほか、地域ケア会議推進事業に係ります経費でございます。

次の同項10目認知症総合支援事業費は、介護予防業務嘱託員3名及び認知症地域支援業務嘱託員1名の人件費のほか、認知症カフェ業務委託料でございます。

次の同項3項1目介護予防・生活支援サービス事業費は、総合事業訪問型及び通所型のみなしサービスに係ります経費であります。

次の同項2目介護予防ケアマネジメント事業費は、総合事業のケアプランに係る経費でございます。

次の同項4項1目一般介護予防事業費は、介護予防地域支援業務嘱託員2名及び一般事務補助員1名の人件費のほか、認知力アップ教室や、地区コミュニティ協議会にモデル的に実施していただいております介護予防コーディネート事業など、介護予防事業に要する経費でございます。

次の同項5項1目審査支払手数料は、国保連合会への支払手数料でございます。

次の4款1項1目介護給付費準備基金積立金は、介護給付費準備基金から生ずる利子相当分を計上しております。

次の6款1項償還金及び還付加算金は、過年度分の第1号被保険者保険料の還付に要する経費や、国庫支出金等の清算返納金を計上しております。

続きまして、歳入について説明いたしますので、資料の2ページをごらんください。

1款保険料は、第1号被保険者の保険料に係る分であります。平成28年度賦課実績から推計し、計上しております。

次の3款使用料及び手数料は、督促手数料であります。

次の4款国庫支出金は、介護給付費に係る国の法定負担分と調整交付金、地域支援事業に係る国の交付金を計上しております。

次の5款支払基金交付金は、介護給付費及び地域支援事業に係る2号被保険者の負担分として支

払基金から交付されるものでございます。

次の6款県支出金は、介護給付費に係る県の法定負担分と、地域支援事業に係る交付金であります。

次の7款財産収入は、介護給付費準備基金の利子相当額でございます。

次の9款1項1目一般会計繰入金は、介護給付費に係る市の法定分と、地域支援事業に係る介護予防事業及び包括的支援事業・任意事業の市の負担分でございます。

次の同款2項1目介護給付費準備基金繰入金は、介護給付費に財源不足が見込まれるために、介護給付費準備基金から繰り入れるものでございます。

次の10款繰越金は、前年度繰越金でございます。

次の12款諸収入の4項3目雑入で、654万4,000円を計上しておりますが、これは外部委託した地域包括支援センターが使用する地域包括支援システムの使用料相当額を負担金として徴収するものでございます。

拡充部分等につきましては、先ほど部長が説明いたしました。本編資料の3ページでございますが、在宅医療連携推進事業ですが、これまでは川内市医師会及び薩摩郡医師会に在宅医療支援センターの運営を委託しておりましたが、平成29年度から薩摩川内市歯科医師会にも、在宅歯科医療推進の運営を委託するものでございます。

以上で、平成29年度介護保険事業特別会計についての説明を終わります。よろしくお願いたします。

○委員長（福田俊一郎） それでは、当局の説明がありました。質疑に入ります。

御質疑お願いいたします。

○委員（井上勝博） 要支援の方々が介護保険給付から外れたりとか、それから、要介護1・2の方については、施設の入所を希望しても、要介護1・2は入れなくなっておりますよね。そういう影響というのはどういうふうか、今、出てきているのか、あらわれているのかということについては、どうなんでしょうか、どんな状況なんでしょうか。

○高齢・介護福祉課長（橋口浩文） 要支援1・2の方が総合事業に移って、事業対象者となっておりますが、これまでと同様に、同じような

サービス給付をできるような形で整備をしているところでございます。

あと、特老については、原則要介護3以上ということでございますけれども、身体状況等によっては、要介護1・2でも入所は可能ということでございますので、その状況に応じて入所はいただいているところでございます。

○委員（井上勝博） 予算上について変わってきているというところはないんですか、そういう。

○高齢・介護福祉課長（橋口浩文） 総額としては介護保険事業の中では変わっておりませんが、要支援1・2の方が総合事業の中に、総合事業対象者として変わっているだけでございます。

○委員長（福田俊一郎） ほかにございませんでしょうか。よろしいですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（福田俊一郎） 質疑は尽きたと認めます。

委員外議員による質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（福田俊一郎） 質疑はないと認めます。これより、討論、採決を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（福田俊一郎） 討論はないと認めます。これより採決を行います。

本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議はありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（福田俊一郎） 御異議ないと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

△所管事務調査

○委員長（福田俊一郎） 次に、所管事務調査を行います。

当局の説明を求めます。

○高齢・介護福祉課長（橋口浩文） それでは、高齢・介護福祉課の所管事務について御説明をさせていただきます。

市民福祉委員会資料別冊2の5ページをお開きいただきたいと思います。

介護予防・日常生活支援総合事業についてでございます。

1の構成につきましては、これまでも委員会等で説明をしまいましたが、左側の現行がこれまでの事業で、右側の見直し後が、全ての市町村が平成29年度から取り組まなければならないものでございます。

本市につきましては、平成28年度から実施しているところであります。

2、本市が行っております、この一般介護予防事業について、ちょっと詳しくといいますか、御説明をさせていただきたいと思っておりますけれども、

(1) 介護予防元気度アップ事業や、(2) 介護予防総合通所型事業、これは65歳以上の全ての方が利用できるもので、現在、市内22カ所で実施していただいているところであります。(3) 認知症予防教室は、軽度認知障害が疑われる方を対象に、運動、口腔、栄養を中心とした予防教室を現在2教室開催をしております。

今後、このノウハウ等をミニデイ等に広めていきたいということで考えているところであります。

6ページをお開きください。

高齢者介護予防コーディネート事業でございますが、先ほどからちょっと出ておりますけれども、地域におけます支援体制等の整備を図るために、今現在、市内14カ所の地区コミュニティ協議会の方々にモデル的に実施をしていただいているものでございます。

(5) 市民健康課委託事業として、囃む囃むハッピー教室、甞元気にここ教室、わっはっは教室等を実施をしていただいております。

3、総合事業実施後の認定者数についてでございます。

平成27年度末と、現在の状況等を比較していただければわかりますように、要支援1・2の方が減っておりますけれども、この方々、先ほども申しましたけれども、総合事業対象者といたしまして、適切にサービスの提供を行っているところでございます。

4、県下の実施状況につきましては、記載のとおりでございます。

7ページをごらんいただきたいと思います。

次は、高齢者団体に対します施設使用料の減免についてでございます。

これは高齢者団体の活動支援を目的に、平成24年度から実施をしているもので、認定した団

体が施設を使用する場合に、使用料を減免するものでございます。

2、対象団体と減免割合でございますけれども、(2)の任意の団体につきましては、これまで3割減免としておりましたけれども、昨年の市議会におきまして、「薩摩川内市高齢者団体活動支援要綱等に基づく施設等の使用料減免のあり方に関する請願」というのが採択されたことに伴いまして、関係課と調整を行い、平成29年4月から、この任意の団体、これまで3割減免だったものを5割に引き上げるものでございます。

対象施設につきましては、ふれあいドームや、各地区のコミセンなど110の施設でございます。

4、認定の団体数につきましては、記載のとおりでございます。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○委員長（福田俊一郎） ここで、あらかじめ本日の会議時間を延長いたします。

ただいま説明がございましたが、所管事務全般について質疑に入ります。

御質疑願います。

○委員（井上勝博） その要支援の方が減っているということについては、認定が減っているということと、総合事業が実施するということと、どういう関係になりますか。ちょっとその辺の関係がよくわかりません。

○高齢・介護福祉課長（橋口浩文） 5ページのところを見ていただければと思いますけれども、5ページの左側の図でございます。2段目ぐらいの四角囲みのところで、介護予防給付のところの（要支援1～2）のちょっと黒くなっている訪問介護、通所介護の方は、認定を受けなくても、総合事業のほうで実施ができますよという形になっております。そのほかの部分を利用される方は、今までどおり介護認定を受けて、要支援1・2という形になります。

この訪問介護、通所介護だけの人たちが総合事業ということですので、その方々は、今までは要介護認定を受けるには1カ月ぐらいかかって、介護度が決まって、サービスを受けるということなんですけれども、今は窓口のほうで話をさせていただいて、お困りの状況等を結構時間をかけながら聞き取りをして、どういうサービスが必要なの

か、何が困っているのかを聞いて、総合事業のほうがいいのか、それとも、やはり介護認定を受けたほうがいいのかということで判断をさせていただいております。その分が、今申しました総合事業に移られた方は、この先ほど申しましたこの差が、先ほどの6ページの3の表のところに出てきているということで考えているところです。

○委員（井上勝博）昔は、介護保険制度が始まる前は、そういう特に認定という形ではなくて、保健師さんとかがよくいろいろ事情を聞いて、措置制度としてサービスをやっておったと。今聞くと、その要支援の方で、訪問介護、通所介護をする方については、昔に戻ったのかなと思うんですけども、サービスは、例えば介護保険サービスのときの訪問介護、通所介護と、総合支援の訪問介護、通所介護、全く同じと考えていいんでしょうか。

○高齢・介護福祉課長（橋口浩文）同じでございます。

○委員長（福田俊一郎）ほかにございませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（福田俊一郎）質疑は尽きたと認めます。

委員外議員からございませんか。

○議員（成川幸太郎）高齢者団体に対する施設使用料の減免について、ちょっとお尋ねします。

今、高齢者クラブだけが全額免除ということで言われているんですが、これ、サロンとの関係、いつも高齢者クラブとサロンの問題が出てくるんですが、サロンが、これから、サロンに対する回数の補助が、今後、なくなっていくということが言われているということで聞いているんですが、サロンも市が進めていますよね、逆に。サロン活動を展開してくださいということを進めている、サロンとして認められた団体は全額免除の対象にはならないんでしょうか。

○高齢・介護福祉課長（橋口浩文）これは高齢者クラブ連合会の育成等を当初目的にして、差別化じゃないですけど、図った部分がございます。ですので、高齢者クラブ連合会に加盟されている、加入されている団体につきましては、全額10割減免という形で考えておりますが、このサロンが、その高齢者クラブ連合会に加入されているのであれば全額減免の対象になりますが、任意の団体と

いうことであれば、登録していただければ5割減免という形になると。

○議員（成川幸太郎）高齢者クラブの促進ということであれば、それはしようがないんでしょうけども、結局、高齢者団体として、今、市は高齢者クラブを本当に積極的に推進されようとしてされているのか。逆に、サロンのほうが非常に広く展開されていきつつあるような気がするんですけども、サロンの活動の中で、今までみたいに室内における単なる茶話会だけじゃなくて、外部活動もサロンの中でやろうと。あるいは、福祉バスを利用して外へ出ようとかということもとられていますので、そこら辺が、本当に高齢者クラブだけを育成するために、この全額免除をしていいのかなというのは考えるところなんですけど、どのようにお考えでしょうか。

○高齢・介護福祉課長（橋口浩文）サロンには社協を通じて回数等に応じてのお金が支払われると思っております。

この高齢者の施設減免につきましては、高齢者の方々が外に出させていただいて、運動等をしていただいで、健康になって介護予防していただきたいということで、それと、先ほど申しましたように、高齢者クラブ連合会の会員増強等をお願いをしたということで、10割減免ということでお願いをしているところでございますので、高齢者クラブ連合会に加入せんと10割減免にならないとあって、いろんなことが大変だから加入されないというところもあるようなんですけども、そこら辺はやはり差をつけていきたいなと思っております。

○委員長（福田俊一郎）質疑は尽きたと認めます。

以上で、高齢・介護福祉課の審査を終わります。御苦労さまでした。

△延 会

本日の委員会はこれで延会にしたいと思います
が、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（福田俊一郎）御異議なしと認めます。

よって、本日の委員会はこれで延会いたします。
次の委員会は、あす午前10時から、第2委員会室で開会いたします。

大変今日はお疲れさまでした。

薩摩川内市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

薩摩川内市議会市民福祉委員会
委員長 福田俊一郎